

平成28年 第3回

身延町議会定例会会議録

平成28年9月 1日 開会

平成28年9月12日 閉会

山梨県身延町議会

平成 2 8 年

第 3 回身延町議会定例会

9 月 1 日

平成28年第3回身延町議会定例会（1日目）

平成28年9月 1日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 認定第1号 平成27年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 報告第5号 平成27年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第6 議案第74号 身延町総合計画条例の制定について
- 日程第7 議案第75号 身延町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第76号 身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第77号 身延町下水道条例及び身延町農業集落排水施設等条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第78号 平成28年度身延町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第79号 平成28年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第80号 平成28年度身延町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第81号 平成28年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第82号 平成28年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第83号 平成28年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

2.出席議員は次のとおりである。(14名)

1番	赤池	朗	2番	田中	一泰
3番	広島	法明	4番	柿島	良行
5番	芦澤	健拓	6番	松浦	隆
7番	河井	淳	8番	福與	三郎
9番	草間	天	10番	川口	福三
11番	渡辺	文子	12番	伊藤	文雄
13番	深澤	勝	14番	野島	俊博

3.欠席議員は次のとおりである。

なし

4.会議録署名議員(3人)

6番	松浦	隆	7番	河井	淳
8番	福與	三郎			

5.地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(21人)

町	長	望月仁司	代表監査委員	渡邊吉彦
教	育	長鈴木高吉	総務課長	笠井祥一
会	計	管理者竹ノ内強	政策室長	佐野文昭
財	政	課長村野浩人	税務課長	佐野和紀
町	民	課長熊谷司	福祉保健課長	穂坂桂吾
観	光	課長柿島利巳	子育て支援課長	望月由香里
産	業	課長遠藤基	建設課長	水上武正
土	地	対策課長埜村公文	水道課長	望月真人
環	境	下水道課長羽賀勝之	下部支所長	佐藤成人
身	延	支所長佐野昌三	学校教育課長	笠井喜孝
生	涯	学習課長高野博邦		

6．職務のため議場に参加した者の職氏名（2人）

議会議務局長 佐野 勇夫
録音係 大村 隆

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（佐野勇夫君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（野島俊博君）

本日は大変ご苦労さまでございます。

まず冒頭でございますけども、このたびの岩手・北海道豪雨、岩手では11名の方々がお亡くなりになりまして、まだ約1千世帯が孤立状態、北海道では不明の方が3名おられるという昨日朝の報道でございます。

亡くなられた方々には、お一人おひとりのご冥福を心よりお祈り申し上げます。また被災されました皆さまには心よりお見舞いを申し上げます。どうか健康にだけは気を付けて頑張っていただき一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

それでは、本日は大変ご苦労さまでございます。

平成28年第3回身延町議会定例会に議員各位、ならびに町長はじめ執行部各位にはご出席をいただき心からお礼を申し上げます。

本定例会は条例制定、改正、補正予算案、平成27年度決算認定等が提案されます。

議員各位には慎重な審議、ならびに円滑な議会運営に格段のご協力をお願い申し上げます。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第1号より執り行います。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定によって、

6番 松浦 隆君

7番 河井 淳君

8番 福與三郎君

を指名します。

日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月12日までの12日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月12日までの12日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告を行います。

本定例会に町長から上程されております案件はお手元に配布のとおり認定1件、報告1件、

条例案4件、補正予算案6件の計12案件となっております。

これらの説明のため、本日の説明員として地方自治法第121条の規定に基づき出席通知のありました者の職氏名につきましては、一覧表としてお手元に配布したとおりです。

また今定例会までに受理した請願書は、お手元に配布しました請願文書表のとおりです。

請願は所管の教育厚生常任委員会に付託しますので審議をよろしくお願いたします。

次に6月定例会以降の議会関係の諸行事について、お手元の配布により報告としますのでご了承を願います。

次に議員合同県外視察研修を7月12日・13日に行いました。

ここで議会運営委員長が議員を代表して報告します。

柿島良行議会運営委員長、登壇してください。

○4番議員（柿島良行君）

議員合同県外視察研修報告をいたします。

平成28年8月2日

身延町議会議長 野島俊博殿

議会運営委員会委員長 柿島良行

身延町議会議員合同県外視察研修報告

1. 研修日程 平成28年7月12日（火曜日）から13日（水曜日）

2. 研修場所 栃木県那珂川町、栃木県那須町

3. 参加者 14人。内訳 議員12人。事務局2人。

4. 研修内容 那珂川町 バイオマス再生可能エネルギー施設について。那須町 日本版CRCへの取り組みについて、研修を行いました。

1日目 栃木県那珂川町

地域資源の活用（バイオマス・再生可能エネルギー）について研修を行いました。

木質バイオマス関連施設として、県北木材協同組合那珂川工場の視察、木質ボイラー余熱利用施設として、マンゴー栽培のハウス施設を視察、温泉を利用したフグの養殖施設の視察をそれぞれ行いました。

那珂川町は山林・原野が町の面積の58%を占める自然豊かな町である。県北木材協同組合の製材工場を中心に木質バイオマス等関連施設が連携し、地域資源の活用が図られていました。

所感として本町も山林・農地・河川等、自然が豊かで地域資源が豊富であります。また空き家となっている民家が各地域に多数あります。これら地域資源を連携させながら有効活用を図り、町を維持・発展させるために那珂川町の取り組みについて、参考にできることは十分に参考にしていかなければならないと感じました。

2日目 栃木県那須町

那須町は観光と農業の町であります。高齢化率は34.8%で毎年1%程度上昇しております。人口減少と高齢化が進み人口減少対策、永住対策が課題となっている点において本町と同様であります。

那須町には平成21年に国の第1回高齢者居住安定化モデル事業に選定されたサービス付き高齢者向け住宅「ゆいまーる那須」があります。これは民家の施設であり、素晴らしい環境にありますが、入居時に高額な費用が発生するため誰でも入居できる施設ではありません。

那須町では人口減少・少子高齢化の対策として地方創生総合戦略の中で「生涯活躍のまち構

想」(日本版ＣＣＲＣ構想)の実現が取り組みの柱として位置付けられています。内容は東京圏をはじめとする高齢者が自らの希望に応じて地方に移り住み、地域社会において健康でアクティブな生活を送るとともに医療介護が必要なときには継続的なケアを受けることができるような地域づくりを目指し那須町版ＣＣＲＣ構想を策定し、その実現を目指しています。

所感として本町においても課題は那須町と同様であり、総合戦略の中で身延町版ＣＣＲＣについて策定がされているが、町の状況に合った事業を真剣に速やかに取り組む時期にきていると考えております。

以上、合同県外視察研修報告を終わります。

○議長(野島俊博君)

ただいま報告をいただきました。

柿島委員長、4の研修内容、「ナカガワチョウ」とお読みになったけど、これ「マチ」ということでよろしいですか。栃木県「ナカガワチョウ」とお読みになったけど、これも「マチ」でよろしいですね。柿島委員長、訂正をしておいてください。

○4番議員(柿島良行君)

1カ所、「チョウ」と読みましたけれども「マチ」が正当でございます。

○議長(野島俊博君)

もう一つ、栃木県那須町、2日目のところの4行目ですけども、これは民家というようにお読みになったと思うんですけども、これは民間の施設でありということではよろしいですか。訂正をしてください。

○4番議員(柿島良行君)

議長おっしゃるとおり民間の施設でございます。

○議長(野島俊博君)

以上で研修の報告を終わります。

ここで町長からあいさつの申し出がありましたので、これを許します。

望月町長。

○町長(望月仁司君)

皆さん、おはようございます。

本日ここに平成28年身延町議会第3回定例会を招集しましたところ、今年の夏も日本列島猛暑の日々が続き、特にわが町では8月9日に39.2度で同日の日本一位を記録しました。この最高気温は町の観測史上最高記録であり、昨年に続き大変な夏でありました。

また台風10号による大雨により岩手県や北海道で河川の堤防が決壊をし、特に岩手県では11名が死亡するという大惨事になりました。お亡くなりになられた皆さんのご冥福をお祈りするとともに被災された皆さんにお見舞いを申し上げます。

そんな中、日本の裏側、ブラジル、リオデジャネイロでは8月5日から21日までオリンピックが開催をされ各種目で熱戦が繰り広げられ、わが国の選手の皆さんは金メダル12個、銀メダル8個、銅メダル21個で過去最多となる41個のメダルを獲得しました。4年後の東京オリンピックへの期待も大きく膨らむものであります。

ここにきて連日猛暑が続いておりますが、議員の皆さん全員のご出席をいただき誠にありがたく御礼を申し上げます。

月日の経つのは早いもので、平成24年10月24日の再任から46カ月余りが経過しまし

た。この間、私は職員ともども「住んでよし 訪ねてもよし おらが身延(まち)」に少しでも近づけるべく頑張らせていただいております。しかしながら私どもを取り巻く経済情勢は依然として厳しい状況が続いております。

そんな中で私の身の振り方についてであります。

8月22日の議員全員協議会でお話をさせていただきましたとおり、現在76歳と7カ月であります。町長選に向けては、ぜひ町民のためにもう1期頑張れとのご意見も多くいただきましたが私は町長職は3期が望ましいとの考えと高齢からくる知力・体力の衰えから熟慮の結果、不出馬が町民の皆さまのためだと判断をいたしましたので今定例会が最終の定例会となりました。よろしくお願いたします。

なお、望月幹也副町長は8月29日付けで副町長職を辞職し8月30日に山梨県職員に復帰しましたので申し添えます。さらに8月30日に県に対し退職願を提出し県を退職したと伺っております。

次に平成28年度普通交付税についてであります。

平成28年度の普通交付税が決定になり7月25日、県から公表されました。本町の普通交付税額は平成27年度と比較として2億8,586万円少ない41億6,898万9千円でありました。普通交付税の段階的縮減が始まって2年目を迎えますが、国勢調査による人口の減少および地方消費税交付金の増加が交付税額に反映された結果となりました。

歳入予算額の約半分を交付税が占める本町では、今後とも財政運営の健全化に努めていかなければなりません。

次になかとみ青少年自然の里の今後の活用についてであります。

なかとみ青少年自然の里は、昭和62年に山梨県立なかとみ青少年自然の里として開所いたしました。開所から平成17年までは県から身延町が委託され、町施設と合わせて共同運営をしてまいりました。平成18年度から平成27年度までは身延町が県から指定管理者としてその業務を委託され、運営を行ってまいりました。

この間、開所から29年を経過し少子化による利用者の減少が進み、また県においても補助金、委託金を支出する中でその費用対効果についての議論もされる中、平成28年3月31日をもって閉所となるに至りました。町といたしましても現在の施設を町の活性化に活かすことができないかを庁内関係部署が連携して協議する中、昨年12月に策定した身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略の観光・雇用の創出、起業支援の場として活用していくことと位置づけをしました。

施設は築29年の歳月による劣化も見られますが、適切な維持管理により躯体本体はまだ十分に体様を整えており、今後町が施設を活用するにあたり県に対して無償譲渡と劣化が見られる屋根の一部の改修を要望していたところ、修繕については今年の6月の県議会においてその予算が議決をされ、現在工事に向けて準備がされているところでもございます。

また無償譲渡につきましては、今年の12月を目途に無償にて移譲をする基本協定の締結に向けて手続きが進められているところでもあります。

譲渡後の活用計画として利用者をこれまでの青少年に限るものではなく、観光の集客施設として田舎暮らし体験等のさまざまな事業を企画し、長期滞在型による交流人口の拡大、これをきっかけとした移住定住の促進、地場製品の消費拡大、雇用の創出等を目的とした施設として運営していくことを考えております。

今議会の補正予算には宿泊等利用者の多様なニーズに対応するため、施設と部屋の一部リニューアルを行うための設計委託料を計上させていただきましたが、今後の活用に向けての投資についてでございます。ご理解をいただけますようお願いを申し上げます。

次に保育園の英語教育教材配布についてであります。

町では、平成24年度から保育園児にも英語に親しんでほしいと英語教育事業に取り組んでおりますが、今年度より総合戦略の一事業として教育環境の質的向上を目標にさらに英語教育の充実を図っていくため、身延町に在住している園児、また町外から町内保育所に通園している園児の4歳から5歳児119名に楽しく英語に親しんでもらい、さらに英語に触れる機会を家庭においても親子でつくってもらうことを目的に英語の歌のCDを教材として6月に配布をさせていただきました。

次に公共下水道の加入状況についてであります。

公共下水道の各戸の接続については平成28年5月末日現在、中富処理区は加入戸数994戸で加入率65.2%、身延処理区は加入戸数423戸で加入率52.1%、下部処理区は加入戸数61戸で加入率42.7%であります。

今後も引き続き加入率アップに向けてご理解・ご協力をお願いするところであります。

次に平成28年第2回定例会以降の主な行事への参加等について申し上げます。

6月11日、身延山開闢会前夜祭。

12日の日曜ですが身延山開闢会、御入山行列。

13日の月曜日は林道富士見山線災害工事現場視察。

15日の水曜日には全国過疎地域自立促進連盟理事会。これは東京でございます。

20日の月曜日には峡南地域廃棄物対策連絡協議会定期総会。

21日の火曜日には峡南地域の新設高校設置地域会議。

22日の水曜日には飯富病院の正副組合長担当課長会議。

24日の金曜日には身延町の臨時議会。それから身延町役場見学を西島小学校3年生8名がおいでいただきました。

27日の月曜日、山梨県市町村職員共済組合役員会と組合会。

28日、下水道事業審議会。

29日、曜日は略させていただいておりますが、29日には飯富病院議会6月定例会。

6月30日と7月1日においては、平成南部藩一日国替え事業で青森県の南部町へ行ってまいりました。

4日は山梨県地域振興対策協議会定期総会。

5日は身延町簡易水道運営審議会。

10日は参議院議員選挙開票でございます。

11日はやまなし地方創生会議。

12日は南部警察署、警察官友の会総会。

14日は山梨県林業公社臨時理事会。

15日は原水爆禁止平和大行進。

19日は国土調査推進協議会総会。

21日には鴨川市正副議長就任あいさつに来庁。身延線沿線活性化促進協議会定期総会。

22日には自民党本部ほか要望活動を行いました。東京でございます。

23日の土曜日には国際切り絵コンクール入賞者表彰式。
25日の月曜日には山梨県高速道路整備促進期成同盟会の通常総会。
26日は山梨県町村長会議。
27日は山梨県市町村共済組合議員研修。これは長崎県でございます。
30日、日吉あさのさんの100歳慶祝訪問。
8月1日、第2回下水道事業審議会。
8月2日ですが町村長OB会定期総会。
3日、町長と語る小中学生の集い。
5日、中部横断自動車道富沢・増穂建設促進協議会定期総会。
6日、富士山環境美化前期クリーン作戦2016ととよおが夏まつり。
7日は下部温泉やまめ祭り。
14日は役場関係の新盆のお宅をまわりました。
18日は山梨県農業農村整備推進協議会要望活動で財務省、農水省、自民党、それから公明党本部ほかに行きまわりました。
20日は峡南の夏まつり、クラフトパークでございます。
21日、山梨県消防団操法大会に本町からは身延町第一分団第一部が出場をし頑張っていました。
22日の月曜日は議員全員協議会。
23日から25日にかけては山梨県町村会町村長先進地視察。島根県に行きまわりました。
29日、富士川流域における減災対策協議会、議員全員協議会。
以上、主なものについて報告をさせていただきました。
なおこの間、各種団体の会議等への参加および地域の行事への参加や各種委員の皆さんに対し委嘱状交付等を行きまわりました。
次に本定例会に提案いたしました議案は認定1件、報告1件、条例の制定1件、条例の一部を改正する条例3件、平成28年度補正予算6件の計12件でございます。
提出議案の中から主なものについて申し上げます。
まず認定第1号 平成27年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定についてであります。
全会計において黒字決算となっておりますので、ご認定をいただきたいと存じます。
次に報告第5号 平成27年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてであります。
報告します本町の平成27年度決算に基づく比率は健全段階にあります。これに甘んじることなく、なお一層財政健全化に努めてまいります。
その他につきましては、提出議案の説明の中で申し上げます。
以上を申し上げ、あいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（野島俊博君）

以上で諸般の報告を終わります。

本日、決算審査報告のため渡邉代表監査委員に出席要請をしております。

ここで、渡邉代表監査委員をお招きいたしますのでしばらくお待ちをお願いいたします。

（ 入 場 ）

再開します。

日程第4 認定第1号 平成27年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

町長から本案について、決算の概要説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月仁司君）

認定第1号 平成27年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算を別紙、監査委員の意見を付け議会の認定に付するものでございます。

平成28年9月1日 提出

身延町長 望月仁司

○議長（野島俊博君）

次に認定第1号について、詳細説明を求めます。

竹ノ内会計管理者。

○会計管理者（竹ノ内強君）

認定第1号 平成27年度身延町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算について説明をいたします。

説明につきましては、決算書ならびに決算付属資料により説明を行います。

それでは決算付属書資料1ページの会計別決算総括表をご覧ください。

ここに一般会計および特別会計すべての会計の決算額が示されています。1行目、一般会計の説明を行います。

歳入総額93億4,804万6,941円。歳出総額84億208万5,447円。差引額9億4,596万1,494円です。そのうち翌年度に繰り越すべき財源1,586万6千円を差し引いた一般会計実質収支額は9億3,009万5,494円です。

はじめに歳入について説明します。2ページをご覧ください。

ここに科目ごとに決算状況を示してありますが、歳入総額につきましては対前年度比9.6%、金額にしますと9億9,545万6,813円の減額となっています。

歳入の主なものについて説明します。

一般会計歳入歳出決算書、9ページをご覧ください。

1款町税につきまして収入済額14億2,664万1,875円で、歳入総額の15.3%を占め対前年度比5,429万8,632円の減収となりました。減収の主な要因は町民税では納税義務者数の減少、固定資産税では土地家屋評価替えによる評価額の減少によるものであります。収納率は町税全体で93.8%、対前年度比0.2%の減を示したものの過去5年間の収納率を見ますと向上傾向であります。収入未済額は7,561万4,166円です。

なお、町税全体で1,766万9,899円の不納欠損処理を行いました。

次に10ページにいきまして6款地方消費税交付金は収入済額2億7,958万1千円で前年と比較すると1億952万1千円の増額です。これは地方消費税率の改正によるものであります。

11ページにいきまして、10款地方交付税は収入済額49億3,819万円で歳入総額の52.8%を占めています。前年と比較すると1.2%、6,012万3千円の減額となりました。これは平成27年度より地方交付税合併算定替えの段階的縮減が始まったためのものであります。

12款分担金及び負担金は全体の収入済額1億1,892万6,548円です。12ページにいきまして、そのうち主なものは1項1目民生費負担金では保育料、老人福祉施設入所者負担金など収入済額7,659万7,007円、収入未済額は205万7,800円です。3目教育費負担金では学校給食費、収入済額4,152万9,774円、収入未済額は24万7,610円です。

13ページにいきまして、13款使用料及び手数料につきましては全体の収入済額9,396万4,300円です。主なものは14ページ、1項6目土木使用料では町営住宅使用料など収入済額5,789万4,223円、収入未済額420万670円です。7目教育使用料では湯之奥金山博物館入館料など収入済額1,466万4,763円であります。

15ページにいきまして、14款国庫支出金では全体の収入済額5億6,717万1,007円です。主なものとしては1項1目民生費国庫負担金では障害福祉サービス費、児童手当、子どものための教育・保育などの負担金3億3,190万7,025円。17ページにいきまして、2項4目土木費国庫補助金1億174万6,080円。6目教育費国庫補助金7,551万7千円です。

18ページにいきまして、15款県支出金では全体の収入済額6億6,857万9,595円です。大きなものとしては1項1目民生費県負担金2億4,160万5,773円。20ページにいきまして2項2目民生費県補助金1億9,256万3,809円。21ページにいきまして4目農林水産業費県補助金7,996万3,951円。23ページにいきまして7目災害復旧事業費県補助金6,525万3千円などです。

次に24ページにいきまして、16款財産収入につきましては全体の収入済額2,566万4,780円です。

次に25ページにいきまして、17款寄附金につきましては全体の収入済額599万9,810円。57件の町内外の個人および団体の皆さまから尊いご寄附をいただきました。

26ページにいきまして、18款繰入金につきましては全体の収入済額2,912万9,438円です。主なものは4目佐野實地域振興基金より2千万円の取り崩し、繰り入れを行いました。

27ページにいきまして、20款諸収入につきましては全体の収入済額1億9,229万1,492円です。

30ページにいきまして、21款町債につきましては全体の収入済額2億2,260万円です。主なものとしては2目土木債6,240万円、4目の教育債6,330万円です。

一般会計の歳入につきましては以上です。

続きまして、歳出の主なものについて説明を行います。

資料は決算付属資料の2ページをお願いします。

一般会計歳出の総額は84億208万5,447円で対前年度比13.4%。金額にして13億247万6,492円の減額です。減額の主な要因は防災行政無線デジタル化事業が26年度で終了したため、および公債費の繰上償還額が26年度の約半分であったためであり

ます。また予算額に対する執行割合は91.7%です。

次に3ページの一般会計の主たる施策の成果をご覧ください。款ごとに主な施策を順次説明を行います。

2款総務費、上から4科目めになります。バス運行対策費に8,238万円。主なものは町営バスの運行事業および身延乗り合いタクシーの運行事業などです。

1つ飛んで地域住民生活緊急支援事業費に1億6,743万5千円。主なものは身延町総合戦略策定事業、身延町定住移住環境整備事業、消費喚起プレミアム商品券発行事業などです。

次に3款民生費は一番下の科目、高齢者福祉費に2億7,046万7千円。主なものは生きがいでいサービス事業への委託料、4ページにいきまして養護老人ホーム入所者への保護措置費、介護基盤緊急整備特別対策事業費として特別養護老人ホームみのりの里まるたき新設への補助金などです。

2科目めの障害福祉費に4億4,494万7千円。主なものは重度心身障害者医療費助成事業費および障害福祉サービス事業費としてサービス利用者への助成などです。

7科目め、特定教育・保育施設費に1億6,979万3千円。主なものは特定教育施設型保育給付費として民間保育所運営費補助金などです。

次に4款衛生費は9科目め、清掃費に1億8,682万5千円。これは峡南衛生組合負担金であります。

5ページにいきまして6款農林水産業費、5科目めになります。農業振興費に6,829万4千円。主なものは多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払補助金、経営体育成支援事業補助金、これは平成26年2月の大雪により被害を受けた農業施設を再建し農業経営の安定化に資するため、被災農業者に対しての補助金などです。

一番下の科目、農業土木費に7,940万8千円。農道、用水路等の修繕、県補助事業、県営中山間地域総合整備事業等の負担金などです。

6ページにいきまして3款も含め林業土木費に3,841万6千円。林道修繕崩落土除去および除雪等重機の借上料、町単林道事業などです。

次に7款商工費では4科目め、商工振興費に2,508万7千円。身延町商工会への経営改善普及事業補助金、地域総合振興事業補助金などです。

7ページにいきまして8款土木費は5科目め、道路新設改良費に1億5,772万8千円。主なものは町単独事業、町道大道・市之瀬線道路改良舗装工事、国の補助による橋梁長寿命化修繕工事、西島第一橋、町道田原・鴨狩線道路改良舗装工事などです。一番下の科目、住宅管理費に3,193万2千円。国の補助による町営住宅、上沢北団地防水改修工事などです。

8ページにいきまして9款消防費です。2科目めになります。非常備消防費に3,018万8千円。これは消防ポンプ自動車等の購入です。

次に10款教育費では4科目め、教育委員会費に2,176万4千円。中学校閉校記念事業および中学校統合に係る指定制服等購入費の補助金です。次の科目、学校管理費に1億4,687万2千円。国の補助による身延中学校改修工事、送迎用のスクールバス購入などです。

9ページにいきまして11款災害復旧費、一番下の科目になります。林業施設災害復旧費に8,763万2千円。主なものは林道富士見山線災害復旧工事です。

以上が一般会計歳入歳出決算の概要説明であります。

次に特別会計について、資料は同じく決算書付属資料を使い説明させていただきます。

1 ページ、会計別決算総括表をご覧ください。

表の下から2行目、21の特別会計の合計額です。歳入総額64億1,996万5,409円。歳出総額61億6,151万9,125円。差引額2億5,844万6,284円で実質収支額も同額です。

それでは上から2行目の国民健康保険特別会計から順に説明を行います。

歳入総額23億5,095万8,667円。歳出総額21億7,850万7,219円。差引額1億7,245万1,448円で実質収支も同額でございます。

なお、38ページに国保会計の決算状況を記載しています。38ページをご覧ください。

上の表1の国保加入世帯および被保険者数につきましては黄色の欄、総人口の減少に比例して2,334世帯、3,789人であります。また加入割合も減少しており29.16%となっています。下の欄の昨年度との比較では加入世帯で3.07%の減、被保険者数で4.94%の減となりました。

次の表2の収支状況表、一番下の欄、歳入合計につきましては対前年度比8.9%の増。歳出合計も8.5%の増となりました。

一番下の表、3の被保険者1人当たりの経費は右側歳出の一番下の欄に表しています。被保険者の高齢化、高度な医療の普及などにより年々上昇傾向は止まらず57万4,956円。対前年度比14.1%の増となっています。

次に後期高齢者医療特別会計です。1ページの会計別決算総括表の4行目に戻ってください。

歳入総額4億6,275万2,198円。歳出総額4億6,222万2,938円。差引額52万9,260円で実質収支額も同額であります。

なお本資料の39ページに決算状況について示してありますので、のちほどご参照ください。

次に5行目、介護保険特別会計です。

歳入総額は22億5,305万5,127円。歳出総額は21億7,809万2,654円。差引額7,496万2,473円で実質収支についても同額です。

本資料の40ページをご覧ください。

左上の認定状況表、介護認定者数総計につきましては1,105人。対前年度比51人の増に対し右上の介護サービス受給状況表、サービス受給者合計は961人。対前年度比20人の増。認定者に占める介護サービス受給割合は2.3%減の87.0%であります。

下の収支状況表、右側、歳出の上段側に示す保険給付費につきましては前年度比0.7%の減の20億4,583万6千円であります。

1 ページ、会計別総括表の6行目にお戻りください。

次に介護サービス事業特別会計です。

歳入総額は1,012万1,217円。歳出総額454万1,734円。差引額557万9,483円で実質収支についても同額です。

次に7行目、簡易水道事業特別会計です。

歳入総額8億839万8,968円。歳出総額8億638万8,977円。差引額200万9,991円で実質収支についても同額です。

簡易水道事業特別会計の主要事業につきましては11ページをご覧ください。

簡易水道建設費に2億8,420万2千円。主なものとして下部簡易水道事業では上之平地内の配水管布設替え工事。中富南部簡易水道事業では小原島地内の配水管付設工事、飯富地内

の配水管布設替え工事。12ページにいきまして大城簡易水道事業では大城地内の配水管付設工事。中富西部簡易水道事業では古長谷、中山、江尻窪、福原地区の水道整備の実施設計業務委託。中富北部簡易水道事業では切石地内の配水管布設替え工事。身延中央簡易水道事業では宮ノ前の配水池送配水ポンプの取り替え工事などです。簡易水道管理費は3,873万5千円。量水器の取り替え、維持修繕および水質検査業務委託などです。

1ページの8行目にお戻りください。農業集落排水事業等特別会計です。

歳入総額2,598万3,325円。歳出総額2,598万805円。差引額2,520円で実質収支も同額です。

次に9行目、下水道事業特別会計です。

歳入総額4億4,980万7,493円。歳出総額4億4,971万843円。差引額9万6,650円で実質収支も同額です。

主要事業につきましては、14ページをご覧ください。

中富下水道事業維持管理費に2,718万7千円。八日市場地内国道52号拡幅に伴う下水道管の移設工事などがあります。

1ページ、10行目にお戻りください。

次に青少年自然の里特別会計は、歳入歳出それぞれ4,829万6,620円となっております。

なお41ページに決算および施設の利用状況を記載してありますので、のちほどご参照ください。

次に11行目、下部奥の湯温泉事業特別会計は歳入総額511万6,186円。歳出総額492万8,283円。差引額18万7,903円で実質収支についても同額です。

次に財産区関係の特別会計についてですが12の特別会計とも黒字決算となっております。歳入総額、歳出総額、歳入歳出差引額等の数字につきましては総括表中段以降に記載したとおりです。ご確認をお願いします。

最後に出資金、出捐金、基金につきまして説明をいたします。28ページをご覧ください。

中段の(5)出資金による権利の表ですが平成27年度中は増減はございません。

続きまして基金についてですが、27年度は財政調整基金から大河内地区財政調整基金まで31の基金があります。このうち27年度中の動きにつきましては表の一番下、計の欄、預金の決算年度中増減高と決算年度末現在高をご覧ください。

増の部分の積立額が1,655万373円。減の部分、取り崩し額が2,921万7,438円。差し引きしますと1,266万7,065円の減額となります。平成27年度末現在高は59億8,708万696円です。

雑駁な説明でありましたが以上であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(野島俊博君)

以上で町長の決算概要の説明、ならびに会計管理者の詳細説明が終わりました。

議事の途中でございますけども、ここで暫時休憩といたします。

再開は10時15分といたします。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時15分

○議長（野島俊博君）

それでは休憩前に引き続き議事を再開いたします。

日程第5 報告第5号 平成27年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

町長から本案について説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月仁司君）

報告第5号 平成27年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項および同法第22条第1項の規定により平成27年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率について、別紙のとおり監査委員の審査意見書を付して報告するものであります。

平成28年9月1日 提出

身延町長 望月仁司

よろしく申し上げます。

○議長（野島俊博君）

次に報告第5号について、詳細説明を求めます。

村野財政課長。

○財政課長（村野浩人君）

報告第5号 平成27年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について詳細説明をさせていただきます。

7月28日に渡邊代表監査委員と伊藤監査委員によりまして財政健全化法に基づく財政指標等について審査をしていただきました。

その結果につきましては2枚目に添付してあります意見書のとおりでございます。

この健全化判断比率等につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条の規定により議会に報告するものであります。

それでは1枚目の裏のページをお開きください。

平成27年度の決算に基づく健全化比率であります。この比率には実質赤字比率から将来負担比率までの4項目があります。

まず実質赤字比率であります。この比率につきましては普通会計のみの決算で赤字であるかどうかを判断する数値であります。身延町は赤字ではありませんので数値は入りません。早期健全化基準は14.20%であります。

次に連結実質赤字比率であります。この比率につきましては、財産区を除くすべての会計の連結となります。この比率につきましても赤字ではありませんので数値は入りません。早期健全化基準は19.20%であります。

次に実質公債費比率であります。この比率につきましては普通会計、公営事業会計、さらに一部事務組合や広域連合等が入った連結となります。本町では峡南衛生組合や飯富病院、広域行政組合等への負担金もカウントし、公債費の比率を示す数値でありまして3.5%であります。26年度に比較し2.3%マイナスとなっております。早期健全化基準につきましては25.

0%であります。

次に将来負担比率であります。この比率につきましては実質公債費比率よりもさらに地方公社、第三セクターを含めた連結になり、より広範囲で判断していく比率であります。しかしながら本町では地方公社や第三セクター等はございませんので、実質的には実質公債費比率と同じ範囲で比較する率となります。

27年度決算も26年度と同様に将来負担額を充当可能財源等が上回り、将来負担比率はマイナスとなりました。このことは計算上、地方債などの将来負担額が将来財政を圧迫する可能性は低いということであり、将来負担比率に数値は入らないこととなりました。早期健全化基準につきましては350.0%となっております。

本町の比率はいずれも早期健全化比率を下回っており、年々改善されておりますので財政は良好であると言えます。

次に下段の平成27年度決算に基づく身延町資金不足比率の状況であります。

この資金不足の状況につきましては、公営企業会計に属する会計の資金が不足しているかどうかを見るもので、身延町簡易水道事業特別会計をはじめ5会計の資金不足の比率はなく良好であります。国の示す経営健全化基準といたしましては20.0%であります。

なお、上段の健全化判断比率につきましては、この4項目のうちいずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を議会の議決を経て定め速やかに公表するとともに知事に報告をしなければなりません。法律に基づき算定された各比率は早期健全化基準を下回っているわけですが、審査意見書でもご指摘をいただいたとおり引き続き財政の健全化に努めてまいります。

以上、報告第5号の詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（野島俊博君）

以上で町長の報告ならびに担当課長の説明が終わりました。

報告第5号については終結します。

ここで平成27年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算意見書及び平成27年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見書が提出されておりますので、渡邊代表監査委員から報告を求めます。

渡邊代表監査委員。

○代表監査委員（渡邊吉彦君）

それでは認定第1号 平成27年度決算審査の報告をさせていただきます。

ただいまは会計管理者から平成27年度の決算につきまして詳細な説明がありました。重複するところもあろうかと思いますが、監査委員の立場で報告をさせていただきます。

ご案内のとおり、この監査は地方自治法第233条第2項の規定に基づきまして去る7月25日から7月29日までの5日間、伊藤監査委員ともども町長から提出を受けました各会計の歳入歳出決算書および付属資料が関係法令に基づき作成されているか確認すると同時に計数に誤りがないか、また予算の執行状況、さらには基金の管理・運用が適正かつ効率的に執行されているかなどに主眼を置きまして審査を実施いたしました。その結果が皆さまにお配りをしてございます決算審査意見書に掲載してあります。

意見書は全12ページからなっておりますので、時間の関係もございまして主なところを抜粋して報告をさせていただきますので、ご了承をお願いいたします。

なお、金額につきましても万円とさせていただきますので併せてご了承をお願いいたします。まず、意見書の4ページをお開きください。

(1)の決算の概要であります。平成27年度の一般会計および特別会計の予算現額は155億7,176万円で、これに対する決算額は歳入総額が157億6,801万円で収入率は101.3%となっております。

一方、歳出総額は145億6,360万円、執行率は93.5%。歳入歳出差引額は12億440万円で一般会計・特別会計のすべての会計において決算は黒字となっております。それをまとめたものが、その下の表であります。

次に町債であります。平成27年度末現在高は一般会計46億3,810万円。特別会計64億2,205万円。合計で110億6,015万円となっております。昨年に比べ14億4,796万円の減であります。これは将来の財政状況を見据え積極的な繰上償還などを行い町債残高の削減にご努力をいただいた結果だと思えます。

次に(2)の収支決算の状況であります。一般会計、特別会計を合わせたの実質収支は11億8,854万円であり、職員一人ひとりの経費節減等の努力の結果と思われま。

続きまして5ページをご覧ください。

一般会計(1)の概要ですが、4ページで決算の概要を説明いたしましたので説明は省略をさせていただきます。

次に(2)の歳入の状況であります。

予算現額91億6,433万円に対しまして収入済額93億4,804万円で、予算に対する収入率は102.0%となっております。不納欠損額1,766万円につきましては時効など法令に基づき処分したものであります。また収入未済額8,232万円であります。この未済額についてはここ数年で最も低い額となっており、内容の分析や収納に対する工夫をし適切な事務処理に努めた結果と思われま。今後も税等の公平性の観点と同時に自主財源の確保を図るためにも実情を把握し的確な徴収方法を考え未済額の減額により一層、積極的に取り組んでいきたいと思えます。

6ページをお開きください。

この一覧表につきましては、先ほど説明いたしました歳入の決算額をまとめたものでありますので説明は省略をさせていただきます。

7ページをご覧ください。(3)のア.歳出の予算執行の状況であります。

予算額91億6,433万円に対しまして支出済額が84億208万円で執行率91.7%となっております。

下の表は款別にまとめたものでありますので説明は省略をさせていただきます。

次に8ページ、9ページであります。この特別会計は先ほど会計管理者が説明をいたしましたので省略をさせていただきます。

10ページをお開きください。

一般会計から特別会計への繰り入れの状況ですが、この表にお示しをしてあるとおり総額で15億3,052万円となっております。

11ページをご覧ください。

財産に関する調書ですが、これはお手元に配布をしてあります決算書付属資料の17ページの4.財産に関する調書をまとめたものでありますので説明は省略をさせていただきます。

12ページをご覧ください。

基金の状況につきましては関係書類、帳簿等と照合した結果、誤りはないものと認められました。

なお基金の運用につきましては、その運用方法について地方自治法の規定に基づき安全かつ有利を基本により一層、創意工夫を重ねる必要があるかと思えます。

最後に審査の意見、指摘事項でありますがお返りをいただきまして3ページをお願いいたします。

決算収支状況は一般会計、ならびに特別会計ともに実質収支においてすべて黒字決算となっており、職員の経費節減、事務事業の効率的な執行など積極的な努力が見受けられるところであります。

歳入面については自主財源であります町税が15.3%で、依存財源である地方交付税が52.8%、国庫支出金が6.1%、県支出金が7.2%と歳入の大部分を占めている厳しい状況であります。地方自治体の財政構造の弾力性を判断するための指標であります経常収支比率は69.4%で、昨年の74.4%より改善をされております。

町税の収入状況は対前年比で5,400万円余りの減額となっております。これは人口の減少等に伴う課税客体の減少、ならびに固定資産税の評価替えなどによるものであり、今後の町の財政状況を考慮すると、税源の涵養などを図る施策について検討する必要があるかと思えます。

なお、徴収率については職員の皆さま方の努力の結果、ここ数年向上しており今後もより一層の努力を望むものであります。また使用料、手数料については町税と同様、徴収率は向上しておりますが、収入未済額が多額なものがあります。公平性の観点からもより一層、徴収方法などに創意工夫をされ、収入未済額の減少に努めていただきたいと思います。

歳出面については経常経費である公債費が16.5%、人件費が16.5%、補助費等が15.7%を占めています。

また各事業の補助金などについては厳しい財政状況の中で限られた財源を有効活用するため、その事業の必要性、緊急性、投資効果などを十分検討し見直しなどを行う必要があります。

続きまして、お手元にあります報告第5号の平成27年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率について報告をさせていただきます。

詳細な説明は財政課長から説明がありましたので重複する点があるかと思えますけれども監査委員の立場で報告をさせていただきます。

平成27年度決算に基づく財政健全化審査を実施した結果、町長から提出されました関係書類等はすべて法令等に基づき作成されておりました。その結果が皆さまのお手元に配布してあります財政健全化審査意見書に掲載をしております。

(1)の健全化判断比率の状況のとおり、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき策定された各比率は早期健全化基準をそれぞれ下回っております。

特に昨年度に引き続き実質公債費比率は前年度を下回っており、今後も施策、事業の選択などによる経費の節減、町債の発行、繰上償還の工夫など中長期的な財政計画に基づき財政運営を行っていただき、引き続き財政健全化に努めていただきたいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（野島俊博君）

以上で平成27年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算意見書及び平成27年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見書の報告が終わりました。

ここで、渡邊代表監査委員は退席となります。

渡邊代表監査委員におかれましては、大変お忙しい中をご出席いただきまして厚く御礼申し上げます。

（ 退 席 ）

日程第6 議案第74号 身延町総合計画条例の制定について

日程第7 議案第75号 身延町税条例の一部を改正する条例について

日程第8 議案第76号 身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第9 議案第77号 身延町下水道条例及び身延町農業集落排水施設等条例の一部を改正する条例について

以上の4議案は条例案でありますので、一括して議題といたします。

町長から本案について提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月仁司君）

それでは議案第74号から議案第77号まで、一括して提案をさせていただきます。

まず議案第74号 身延町総合計画条例の制定についてであります。

身延町総合計画条例の議案を提出する。

平成28年9月1日 提出

身延町長 望月仁司

提案理由

総合計画の重要性を踏まえ、その明確な位置づけ、策定に係る手続き等について条例で定める必要が生じました。

これが、この議案を提出する理由であります。

次に議案第75号 身延町税条例の一部を改正する条例についてであります。

身延町税条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

平成28年9月1日 提出

身延町長 望月仁司

提案理由

所得税法等の一部を改正する法律及び外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令が施行されることに伴い身延町税条例の一部を改正する必要が生じました。

これが、この議案を提出する理由であります。

次に議案第76号 身延町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。

身延町国民健康保険条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

平成28年9月1日 提出

身延町長 望月仁司

提案理由

所得税法等の一部を改正する法律及び外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令が施行されたことに伴い身延町国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じました。

これが、この議案を提出する理由でございます。

最後は議案第77号 身延町下水道条例及び身延町農業集落排水施設等条例の一部を改正する条例についてであります。

身延町下水道条例及び身延町農業集落排水施設等条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

平成28年9月1日 提出

身延町長 望月仁司

提案理由

下水道事業の健全化を図る観点から身延町下水道条例及び身延町農業集落排水施設等条例の一部を改正する必要性が生じました。

これが、この議案を提出する理由であります。

以上であります。よろしくお願いたします。

○議長（野島俊博君）

次に議案第74号から議案第77号までの詳細説明を求めます。

佐野政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

議案第74号 身延町総合計画条例の制定について詳細説明をさせていただきます。

総合計画の策定につきましては昭和44年、1969年の地方自治法改正によりまして総合計画の基本部分である基本構想の策定が地方自治体に義務付けをされました。この改正の内容は、地方自治法第2条第4項に市町村はその事務を処理するにあたっては議会の議決を経て、その地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るため基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならないと定められました。これを受けまして合併前の3町におきましてはそれぞれ計画の策定をして、最終は平成13年度からの第4次計画でございました。

身延町は平成16年9月13日に3町が合併いたしましたので、第1次身延町総合計画は平成19年3月に議決をいただき、本年度までの計画に基づき実施をしまっておりまいます。このたびの身延町総合計画条例の制定についてであります。平成23年、2011年5月に地方自治法が改正されて、地方自治法第2条第4項の議会の議決の項目が削除され、地方自治体の基本構想の策定義務がなくなりました。しかし同日付けで総務大臣から引き続き個々の自治体の判断で、地方議会の議決を経て基本構想の策定を行うことが可能である旨の通知が出されました。本町としましては、この通知に基づき条例を根拠にして基本構想を策定することが必要であるとの判断から、このたび身延町総合計画条例を制定することになりました。

2ページをお開き願います。

身延町総合計画条例は第1条から第8条となっております。

第1条は目的、第2条は定義、第3条は構成および位置づけ、第4条は策定方針、第5条は諮問、第6条は議会の議決、第7条は公表、第8条は委任というふうになっております。

このたび条例を制定させていただきますが、地方自治法で義務付けられていたときと変わら

ず議会に説明し議決をいただくこととなります。

以上、身延町総合計画条例の制定についての説明をさせていただきました。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（野島俊博君）

次に議案第75号および議案第76号の詳細説明を求めます。

佐野税務課長。

○税務課長（佐野和紀君）

議案第75号 身延町税条例の一部を改正する条例について詳細説明をさせていただきます。お手元の参考資料の身延町税条例新旧対照表に基づいて説明をさせていただきます。

今回の税条例の一部改正につきましては所得税法等の一部を改正する法律が公布され、同法第8条により外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部改正が行われ、関係法令が施行されることに伴い身延町税条例の一部を改正するものであります。

なお、詳細につきましては議員全員協議会で説明をしましたので省略をさせていただきます。身延町税条例新旧対照表の1ページをご覧ください。新旧の欄の新的部分になります。

附則第20条の2につきましては、日本と台湾の間では租税について正式な取り決めがなく非政府間の実務関係のみであったことから交流窓口機関である両国の協会との間で租税取り決めの署名が行われたことに伴い、関係法律である外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律に改められ、取り決めにより日本国居住者に対して限度税率による課税や免税を受けられることとなりました。

しかし台湾において投資事業組合等が免税とすべき機関である場合については、日本では源泉徴収が行われないことから本来、課税すべき税額について課税を行う規定であります。

内容につきましては、個人の町民税について所得割の納税義務者に課税上の取り扱いとして特例適用利子所得について、また特例適用配当所得についてそれぞれの所得があった場合、分離課税を行い、関係する総所得金額に当該利子配当所得を加えるもので計算方法等の課税の特例について新たに規定の整備を行うものであります。

続きまして4ページ、上から18行目をご覧ください。

附則第20条の3につきましては、附則第20条の2を新設することに伴う条ずれと文言の整理であります。

なお、施行期日につきましては平成29年1月1日からの適用と規定するものであります。

続きまして議案第76号 身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について詳細説明をさせていただきます。

身延町国民健康保険税条例、新旧対照表の9ページをご覧ください。

附則第17項、18項につきましては、先ほどの議案第75号の身延町税条例の一部を改正する条例に関連した規定であります。

町民税で分離課税される特例適用利子、特例適用配当の額を国民健康保険税の所得割額の算定および軽減判定に用いる総所得金額に含めるとした規定であります。

新旧対照表の10ページをご覧ください。

附則第19項、20項につきましては附則第17項、18項を新設することに伴う条ずれで

あります。

以上が主な改正の内容であります。

以上で議案第75号および第76号の詳細説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（野島俊博君）

次に議案第77号の詳細説明を求めます。

羽賀環境下水道課長。

○環境下水道課長（羽賀勝之君）

議案第77号 身延町下水道条例及び身延町農業集落排水施設等条例の一部を改正する条例について詳細説明をさせていただきます。

使用料の料金改定につきましては、身延町下水道事業審議会条例に基づき審議会条例第2条に従いまして平成27年12月17日付けで身延町下水道事業審議会に諮問をいたしました。延べ5回の審議会を開催し、協議を重ねていただきまして平成28年8月1日付けで身延町下水道審議会から答申をいただきました。

今回の答申をいただきました改正内容につきましては、低所得者層や高齢者世帯に対し負担に配慮し、また今後の加入促進に影響することも考慮し、基本料金は現行どおり据え置きとし超過使用料のみを改正し、各施設の老朽化に伴う維持修繕費や処理区域内の人口減少に伴う使用料減少などにより将来にわたって引き続き自主財源の確保を行い、経営健全化を推進していく必要性を踏まえ、料金を改正するものであります。

それでは改正内容について、説明をさせていただきます。

参考資料の11ページをお開きください。身延町下水道条例新旧対照表です。

本則、使用料の算定方法第33条の条文につきましては改正がありませんので省略をさせていただきます。

基本料金は現行どおり900円と据え置きをさせていただきます。超過料金につきましては1立方メートル当たりにつき10立方メートルから20立方メートルまでが110円を120円。20立方メートルから30立方メートルまでが120円を130円。30立方メートルを超える部分につきましては130円を140円ということで改正をするものであります。

続きまして、参考資料の13ページの身延町農業集落排水施設等条例の新旧対照表により説明をさせていただきます。

本則、使用料の算定につきましては改正がございませんので省略をさせていただきます。

基本料金につきましては1世帯当たり2,040円ということで据え置きをさせていただきます。世帯員割につきましては1人当たりにつき300円を400円ということで改正をするものであります。

この条例につきましては、平成29年4月1日から施行するというので本条例の議決をいただきましたら6カ月間の処理区域内への周知期間、事務の準備期間を設けて平成29年4月1日とするものであります。

経過措置につきましては下水道区域、農業集落排水施設区域ともに4月使用料分から適用となります。

以上で議案第77号の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（野島俊博君）

以上で町長の提案理由と担当課長の詳細説明が終わりました。

日程第10 議案第78号 平成28年度身延町一般会計補正予算（第3号）

日程第11 議案第79号 平成28年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第12 議案第80号 平成28年度身延町介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第13 議案第81号 平成28年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

日程第14 議案第82号 平成28年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第2号）

日程第15 議案第83号 平成28年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

以上の6議案は補正予算案でありますので、一括して議題とします。

町長から本案について提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月仁司君）

それではまず議案第78号から83号までを一括して提案をさせていただきますが、まず議案第78号 平成28年度身延町一般会計補正予算（第3号）について提案をさせていただきます。

平成28年度身延町の一般会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億892万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億7,335万8千円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条、地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

平成28年9月1日 提出

身延町長 望月仁司

次に議案第79号 平成28年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

平成28年度身延町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,511万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,376万8千円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年9月1日 提出

身延町長 望月仁司

次に議案第80号 平成28年度身延町介護保険特別会計補正予算（第2号）

平成28年度身延町の介護保険特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,035万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,368万2千円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年9月1日 提出

身延町長 望月仁司

次に議案第81号 平成28年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)

平成28年度身延町の簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ310万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1,990万6千円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年9月1日 提出

身延町長 望月仁司

次に議案第82号 平成28年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第2号)

平成28年度身延町の農業集落排水事業等特別会計補正予算(第2号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,139万4千円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年9月1日 提出

身延町長 望月仁司

最後は議案第83号 平成28年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第2号)

平成28年度身延町の下水道事業特別会計補正予算(第2号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ95万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,916万4千円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年9月1日 提出

身延町長 望月仁司

以上であります。よろしくお願いをいたします。

○議長(野島俊博君)

望月町長。

○町長(望月仁司君)

私の先ほどの説明の中で議案第79号 平成28年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の中で、歳入歳出の予算を歳入歳出それぞれの金額の中で23億1,376万3千円とするところを最後を3千円を8千円と報告したそうでございますので、訂正をさせていただきます。よろしくお願います。

○議長（野島俊博君）

次に議案第78号から議案第83号までの詳細説明を求めます。

まず、議案第78号の詳細説明を求めます。

村野財政課長。

○財政課長（村野浩人君）

議案第78号 平成28年度身延町一般会計補正予算（第3号）について詳細説明をさせていただきます。

それでは5ページをお開きください。「第2表 地方債補正」であります。

合併特例事業債は青少年自然の里改修工事実施設計業務に300万円、しだれ桜苗木植栽工事に3,320万円、西島小学校入口通学路拡幅工事等および下山小学校スクールバス発着所舗装工事、ならびに小学校スクールバス購入費に2,470万円を充当するため6,090万円を追加計上させていただくものであります。

8ページをお開きください。

歳入ですが14款2項6目2節小学校費補助金を27万円減額いたしました。これはスクールバス購入費に対する国庫補助金の確定によるものであります。

15款2項2目3節児童福祉費補助金に15万1千円を計上いたしました。これは第2子以降保育料無料事業に対する県補助金の交付の確定によるものです。

16款1項2目1節利子及び配当金に20万7千円を計上いたしました。これは基金の積み立てに伴う利子であります。

17款1項2目1節指定寄附金に10万円を計上いたしました。これは子育て支援への指定寄附金であります。

18款1項5目1節福祉教育学校等就学奨励基金繰入金に6万円を計上いたしました。これは身延町福祉教育学校等就学奨励基金条例施行規則に基づき、基金を処分して1人当たり3万円の奨励金を2名に対して支給するための繰り入れであります。

19款1項1目1節繰越金に4,777万2千円を計上いたしました。前年度からの繰越金であります。

21款1項1目1節総務債に300万円、2目2節林業債に3,320万円、5目1節教育債に2,470万円を計上いたしました。これにつきましては「第2表 地方債補正」で説明したとおりであります。

次に歳出ですが10ページをご覧ください。

2款1項1目一般管理費、11節の148万7千円は庁舎東側出入口自動ドアとサーバー室の空調機の修繕費であります。

2目文書広報費、19節の22万2千円は有線放送施設整備費として西嶋区、常葉区へ交付する補助金であります。

4目企画費、19節の13万5千円はまちづくり推進事業として常葉川灯籠流し事業、身延山七面山トレイルランニング事業への補助金であります。

9目まち・ひと・しごと創生事業費、8節の60万円は保育所等の入園予定者20名分の祝金30万円と人材育成講習会講師の報償費30万円であります。9節の35万5千円は移住相談会へ参加するための宿泊費、ならびに交通費12万6千円と人材育成講習会講師の宿泊料および交通費22万9千円あります。11節31万4千円の減額は、小学校の防災用品等の整

備にかかる消耗品の入札差金39万8千円の減額と人材育成講習会の消耗品3万2千円の増額および講習会参加時食料費1万円、ならびに記録冊子作成費10万円、小学校の補助教材費6千円の増額であります。

11ページをご覧ください。

13節の265万8千円は、旧青少年自然の里利用に伴う改修工事の設計業務委託料324万円と人材育成講習会のホームページを作成するため、業者委託をする予定でありましたが町民予算の提案者が作成することとなったため58万2千円の減額であります。

15節の3,500万円は、しだれ桜の里づくり事業として整備をしているクラフトパーク内に苗木2,700本を植栽する工事費であります。

18節68万9千円の減額は、小学校用の防災備品の入札差金81万3千円の減額と公共施設へのWi-Fi環境整備として下部支所および金山博物館へ設置するメディアコンバーターの購入費12万4千円であります。

2款2項1目税務総務費、23節の194万3千円は町民税および法人町民税の修正申告等による還付金であります。

2目賦課徴収費、12節の11万3千円は地方公共団体情報システム機構の利用手数料であります。13節の8万7千円は、パソコンの入れ替えに伴う家屋評価システムの移設業務委託料であります。

12ページをご覧ください。

2款7項1目地籍調査費の19節の3万1千円は、県国土調査推進協議会への負担金の変更に伴うものであります。

8項2目身延支所費、4節および7節につきましては職員の産休代替として臨時職員に関わる共済費、ならびに賃金であります。

3款1項1目社会福祉費総務費、8節の8万8千円は地域福祉計画検討委員8名分の報償費であります。

3目高齢者福祉費、28節の9万円は介護保険特別会計への繰出金であります。

6目高齢者保養施設費、11節の29万9千円は門野の湯の駐車場東側の民家との境界に車の転落防止のための固定性のアーチなど車止めを設置するものであります。

2項1目児童福祉総務費、11節の11万1千円は西嶋学童保育施設の駐車場整備費として碎石を購入するものであります。14節の1万9千円は西嶋学童保育施設駐車場の整備に伴う重機借上料であります。18節の11万4千円は、子育て支援として指定寄附のあった10万円を財源として学童保育施設や児童館の清掃用具および遊具を購入するものであります。

13ページをご覧ください。

23節の63万7千円は、子育て世帯臨時給付金の実績に伴う返還金と養育医療費等の実績に伴う国庫負担金の返還金であります。

3目常葉保育所、11節の49万2千円は浄化槽の破損による修繕であります。

5目原小学校費、11節の5万7千円は施設内の配電ボックスの老朽化に伴う修繕であります。

4款3項1目簡易水道運営費、28節310万5千円の減額は簡易水道事業特別会計への繰出金を減額するものであります。

6款1項3目農業振興費、13節80万円の減額は建築基準法に基づく特殊建築物定期検査

報告の基準が改正され、3施設が適用外となったためであります。

4目農林土木費、11節の467万7千円は排水機場1カ所、農道舗装1カ所、排水路3カ所の修繕費であります。

2項3目林業土木費、14節の500万円は林道等の埋塞土除去に伴う重機借上料であります。15節の84万7千円は林道富士見山線の維持工事費であります。

14ページをご覧ください。

7款2項1目観光費、11節の86万4千円は身延山総門駐車場に設置されている公衆トイレの修繕費であります。

8款2項1目道路橋梁維持費、11節600万円は各区から要望に基づく町道の修繕費であります。16節の50万円は道路等の維持補修用資材を購入するための材料費であります。

4項1目都市計画総務費、11節の22万7千円は身延駅前ロータリーに設置された東屋の修繕費であります。

6項1目下水道総務費、28節の58万6千円は下水道事業特別会計および農業集落排水事業等特別会計への繰出金であります。

9款1項2目消防施設費、13節の94万円は県道遅沢・静川線、道路改良工事に伴う消防団詰所の新築工事設計委託であります。

15ページをご覧ください。

3項1目防災費、19節の185万5千円は各区から要望がありました防犯灯へのLEDの照明器具取り替えに伴う補助金および防災リーダー養成講座受講料1名分であります。

10款1項1目教育委員会費、8節の50万6千円は福祉教育学校等への就学奨励金2名分と身延中学校の校歌作成に対する謝礼2名分であります。

2項1目学校管理費、11節の251万8千円は小学校のスクールバス乗り場乗車所のサインと掲揚校旗2校分の消耗品費54万1千円と小学校の校名および校章などの付替修繕費197万7千円であります。12節の16万6千円はスクールバス購入に伴う手数料および保険料です。13節の600万円は小学校統合に伴う引っ越し業務の委託料であります。14節の33万3千円は小学校のスクールバス乗車訓練用のバス借上料です。15節の1,733万4千円は西島小学校スクールバス発着所舗装工事177万1千円、西島小学校入口の拡幅工事547万6千円、下山小学校スクールバス発着所舗装工事1,008万7千円であります。

16ページをご覧ください。

18節の1,151万円は、統合小学校2校の校旗155万6千円と小学校のスクールバス購入費995万4千円であります。

10目久那土小学校教育振興費から16目大河内小学校教育振興費につきましては、各小学校のスキー教室公費負担額の均一化を図るための役務費使用料であります。

3項1目学校管理費、11節の88万8千円は身延中学校のスクールバス発着所の照明取り付け修繕費53万円と校章、校歌、リレーフの付け替え修繕費35万8千円であります。

17ページをご覧ください。

4目身延中学校教育振興費、14節の21万2千円は小学校と同様にスキー教室公費負担額均一化を図るための賃借料であります。

4項1目社会教育総務費、27節の3万7千円は旧青少年自然の里特別会計の平成27年度消費税確定に伴う不足分であります。

2目公民館費、19節の17万6千円は下大島集落公民館の整備費として事業費の3分の1を補助するものであります。

3目図書館費、13節57万3千円はL G W A Nの使用変更に伴う図書館情報ネットワークシステムの設定変更と動作確認の委託料であります。

5項1目文化財保護費、19節の18万3千円は町指定の文化財、清正公堂保存修理事業の補助金であります。

6項3目中富学校給食費、11節の42万7千円は中富給食センターの該当3カ所の修繕費であります。

13款1項1目財政調整基金費から18ページの14目ふるさと振興事業施設管理基金費につきましては、基金運用益であります利子を積み立てるものであります。

以上、議案第78号の詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（野島俊博君）

次に議案第79号の詳細説明を求めます。

熊谷町民課長。

○町民課長（熊谷司君）

議案第79号 平成28年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について詳細説明をさせていただきます。

6ページをお開きください。歳入から説明させていただきます。

1款1項2目退職被保険者等国民健康保険税、1節医療給付費分現年課税分の335万9千円、ならびに2節後期高齢者支援金分現年課税分98万7千円、そして3節介護納付金分現年課税分126万2千円をそれぞれ減額させていただきました。これは本算定結果による調定額から積算し減額しました。

なお、減額している主な要因としましては制度改正による退職被保険者数の減少によるものです。

4款1項3目1節高額医療費共同事業負担金につきましては、拠出金額に対しまして国と県でそれぞれ4分の1負担するもので今回、拠出見込みから算出し990万円増額するものです。

5款1項1目療養給付費交付金、2節過年度分には204万円の増額です。これは社会保険診療報酬支払基金からの交付決定によるもので平成27年度分です。

7款1項1目1節高額医療費共同事業負担金につきましては、先に説明いたしました4款1項3目と同様に拠出金額に対しまして国と県でそれぞれ4分の1ずつ負担するもので今回拠出見込みから算出し990万円増額するものです。

11款1項1目1節療養給付費交付金繰越金は950万8千円の増額です。これは平成27年度決算に伴う療養給付費等負担金の超過交付分として予算計上するものです。

2目その他繰越金、1節その他繰越金は9,937万1千円増額するもので内容は平成27年度決算に伴う繰越金です。

7ページをお願いいたします。歳出を説明させていただきます。

2款1項2目退職被保険者等療養給付費、19節負担金補助及び交付金の890万円、ならびに4目退職被保険者等療養費、19節負担金補助及び交付金の10万円をそれぞれ減額させていただきました。これは制度改正により今後も対象となる退職被保険者等が減少することと現在までの給付費実績等にかかることを考慮した結果、減額補正するものです。

2款2項2目退職被保険者等高額療養費、19節負担金補助及び交付金につきましても同様の理由から100万円を減額させていただきました。

3款1項1目後期高齢者支援金、19節負担金補助及び交付金は1,497万6千円を減額するものです。これは社会保険診療報酬支払基金からの平成28年度支援金納付決定通知によるものです。

6款1項1目介護納付金、19節負担金補助及び交付金は920万6千円を減額するものです。内容は先の3款1項1目後期高齢者支援金と同様に社会保険診療報酬支払基金からの平成28年度分支援金納付決定通知によるものです。

7款1項1目高額医療費共同事業医療費拠出金、19節負担金補助及び交付金は3,960万1千円増額するものです。これは国保連合会から平成28年度における負担金額が提示されたことによる増額補正となっております。

8ページをお願いいたします。

9款1項3目償還金、23節償還金、利子及び割引料は969万2千円を増額するもので、内容は平成27年度療養給付費等負担金ほか2件について、額の確定および清算に伴う返還金が発生したための増額です。

10款1項1目予備費は平成27年度予算において、繰越金が1億7,245万1,448円になりましたので、今回の補正予算としてそれぞれ見込まれる額について計上をさせていただくとともに4千万円を今後の医療費増加対策として予備費に計上させていただきました。

11款1項1目財政調整基金積立金、25節積立金は繰越金のうち当初予算にて計上させていただいた分、ならびに予備費を含めた今回の補正予算として見込まれる額を計上してもなお、生じた剰余金7千万円につきまして財政調整基金の積立金に計上いたしました。

以上で身延町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について、詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(野島俊博君)

次に議案第80号の詳細説明を求めます。

穂坂福祉保健課長。

○福祉保健課長(穂坂桂吾君)

議案第80号 平成28年度身延町介護保険特別会計補正予算(第2号)について説明をいたします。

6ページをご覧ください。まず歳入から説明をいたします。

4款国庫支出金、1項国庫負担金の14万3千円、同じく4款2項国庫補助金の3万5千円。5款支払基金交付金、1項1目1節現年度分の20万1千円。それから6款県支出金の8万9千円。8款繰入金の9万円。それぞれ増額補正であります。歳出2款保険給付費の財源に充てるため、国・支払基金、県・町のそれぞれの負担割合に応じて増額をするものです。

次に5款に戻っていただきまして、1項1目2節過年度分1千円の補正は平成27年度の保険給付の実績に基づき、支払基金からの追加交付を受け入れるため科目設定をするものです。

次に9款繰越金に6,979万5千円を計上いたします。平成27年度からの繰越金であります。

次に7ページの歳出について説明をいたします。

2款保険給付費、1項7目居宅介護福祉用具購入費につきましては、増額補正として71万

8千円を計上いたしました。当初予算に83万2千円を計上したところ、すでに93%ほどの執行状況でありまして、今回、増額補正をお願いするものであります。

次に7款1項3目国庫支出金等償還金、23節償還金、利子及び割引料の3,963万6千円ですが平成27年度の保険給付費等の実績額確定に伴い、その財源として平成27年度中に受け入れ済みの国庫支出金等に超過交付が生じたため、これを返還するためのものでありまして内訳は説明欄に記載のとおりであります。

次に8款1項1目予備費に3千万円を計上いたしました。保険給付費の急激な伸びと不測の支出に備えるためのものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（野島俊博君）

次に議案第81号の詳細説明を求めます。

望月水道課長。

○水道課長（望月真人君）

議案第81号 平成28年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について詳細説明をさせていただきます。

それでは歳入から説明させていただきます。予算書6ページをお願いいたします。

5款1項1目簡易水道一般会計繰入金、2節公債費繰入金につきましては310万5千円の減額補正であります。

続きまして、歳出について説明させていただきます。

予算書7ページをお願いいたします。

1款1項1目簡易水道管理費、9節旅費6万8千円、14節使用料及び賃借料、高速道路使用料1万6千円、19節負担金補助及び交付金12万円の増額補正につきましては、管路施設の老朽化に伴い漏水が多発している中、職員の漏水調査の技術力向上のため業務担当4名が埼玉県にある民間の漏水調査専門の研修センターにおいて、1泊2日の予定で漏水調査の研修を受講するための経費でございます。

2款2項1目簡易水道建設費、15節工事請負費2,910万円の減額のうち2,900万円の減額、19節負担金補助及び交付金2,900万円の増額につきましては中富南部簡易水道事業県道南アルプス公園線、大城簡易水道事業県道大城小田船原線の管渠埋設に伴う舗装本復旧を工事費として実施する予定でありましたが、道路管理者であります山梨県が舗装本復旧に合わせ反対車線を補修修繕するため、舗装本復旧を負担金により受託工事として山梨県に実施していただくためであります。

残りの工事費10万円の減額、22節補償補てん及び賠償金10万円の増額につきましては、中富西部簡易水道事業において現地精査の結果、立木の追加補償が必要となったため事業内容、費用更正の見直しによるものであります。

3款1項1目元金につきましては、1款1項1目簡易水道管理費310万5千円減に伴う財源組み替えでございます。

以上で議案第81号の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（野島俊博君）

次に議案第82号および議案第83号の詳細説明を求めます。

羽賀環境下水道課長。

○環境下水道課長（羽賀勝之君）

議案第 8 2 号 平成 2 8 年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第 2 号）について詳細説明をさせていただきます。

6 ページをお開きください。歳入から説明をさせていただきます。

2 款 1 項 1 目農業集落排水事業繰入金 3 万 7 千円につきましては、一般会計からの繰入金により公債費に充当するための追加補正であります。

次に歳出を説明させていただきます。7 ページをご覧ください。

1 款 1 項 1 目上之平地区維持管理費 3 万 4 千円の追加につきましては、平成 2 7 年度分の決算に伴い消費税確定申告について税務署と事前協議を行い、平成 2 7 年度分の消費税の納付額が 5 3 万 4 千円となりました。当初予算において 5 0 万円を計上しておりますので、不足分の 3 万 4 千円を追加補正するものであります。

1 款 2 項 1 目につきましては、元金につきましては消費税納付に伴っての財源組み替えでございます。

以上で議案第 8 2 号の詳細説明を終わらせていただきます。

続いて議案第 8 3 号 平成 2 8 年度身延町下水道特別会計補正予算（第 2 号）について詳細説明をさせていただきます。

歳入から説明をさせていただきます。6 ページをご覧ください。

1 款 1 項 1 目中富下水道事業分担金であります。3 9 万 9 千円につきましては 2 件の新規加入者があり、その 2 件分の加入負担金の追加補正であります。

3 款 1 項 1 目中富下水道事業一般会計繰入金 1 2 万円につきましては、一般会計からの繰入金により維持管理費に充当するための追加補正であります。

3 款 1 項 6 目下水道一般会計繰入金 4 3 万 2 千円につきましては、一般会計からの繰入金により総務費管理費に充当するための追加補正であります。

次に歳出を説明させていただきます。7 ページをご覧ください。

1 款 1 項 1 目下水道事業総務費、1 3 節委託料の 4 3 万 2 千円につきましては現在、政策室で進めていますパソコンの更新入れ替えに伴い現在、登録してあります下水道管路台帳のデータを新機種への移行とデータ登録をするための業務委託料として 4 3 万 2 千円を追加するものであります。

1 款 2 項 1 目中富下水道事業維持管理費、1 5 節工事請負費 5 1 万 9 千円につきましては中富処理区八日市場地内、それから飯富地内で 2 件の新規加入がありました。2 件のうち 1 件分につきましては当初予算計上分により対応しましたが、1 件分の公共柵設置工事費として 5 1 万 9 千円を追加するものであります。

以上、議案第 8 2 号および議案第 8 3 号の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（野島俊博君）

以上で町長の提案理由と担当課長の詳細説明が終わりました。

お諮りします。

議題になっております認定第 1 号については、委員会条例第 5 条の規定により決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査したいと思っておりますけれどもこれにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって認定第1号については決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置された決算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第3項の規定により全議員を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、全議員が決算審査特別委員会の委員となることに決定しました。

なお、正副委員長の互選を行いますので議員控室にご参集ください。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午前11時50分

再開 午後0時00分

○議長(野島俊博君)

議事を再開いたします。

まず環境下水道課長より訂正の説明がございますので、まずそれを許します。

羽賀環境下水道課長。

○環境下水道課長(羽賀勝之君)

先ほど詳細説明をしました議案第82号の28年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第2号)の歳入のところを、繰入金3万4千円のところを3万7千円と説明してしまいましたが予算書のとおり3万4千円をお願いをしたいと思います。大変申し訳ありません。

○議長(野島俊博君)

それでは決算審査特別委員会の正副委員長が決まりましたので、報告いたします。

委員長に広島法明君、副委員長に田中一泰君が互選されました。

決算審査特別委員会での審査をよろしくお願いいたします。

ここで観光課長から発言の申し出がありましたので、これを許します。

柿島観光課長。

○観光課長(柿島利巳君)

貴重なお時間を利用させていただき、ここでなかとみ自然の里施設活用計画につきましてご説明をさせていただきたいと思います。

去る8月29日の全員協議会の席におきまして、なかとみ自然の里・・・。

○議長(野島俊博君)

観光課長・・・では続けてください。

○観光課長(柿島利巳君)

なかとみ自然の里の改修工事实施設業務の説明をさせていただきましたが、本来はこれから説明をさせていただく活用計画につきましての説明を先に行うべきところでした。大変申し訳ありませんでした。

それでは説明資料を配布させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

(資料・配布)

○議長(野島俊博君)

それでは観光課長、説明をお願いします。

○観光課長(柿島利巳君)

それではお手元に配布させていただきました資料により、ご説明をさせていただきます。

資料の1ページ、身延町の構想にも記載されているとおり本町では人口減少問題の解決に向け若者を中心とする人材の確保や定住促進、雇用の創出、観光をはじめとする交流人口の拡大、結婚、子育て、教育環境の改善などの政策に総合的に取り組むため、昨年12月15日に身延町人口ビジョン、ならびに総合戦略を策定しました。この計画では県の総合戦略に盛り込まれた政策5原則を踏まえて政策の企画実行を推進することとしており、将来にわたり持続的に発展する社会を実現するため、5つの基本目標に沿って本町の実情に即した取り組みを総合戦略およびアクションプランにまとめ観光、雇用の創出、起業支援についても戦略の1つの柱としてさまざまな効果的な施策を展開していく予定であります。

山梨県立なかとみ青少年自然の里は、本年3月31日をもって閉所となりました。町では戦略に掲げた地域に根差した雇用の創出、観光資源の魅力アップによる交流人口の拡大、地域の拠点づくりの推進を実現させるため、当該施設の譲受と再利用について広く検討してきたところであります。

戦略の目的の実現に向け自然の里を拠点施設として活用することにより自然豊かな本町平須の立地条件を生かし、人を呼び込み地域雇用の創出や自然の里や身延町内での各施設等との連携によるさまざまな体験などの機会の提供での交流人口の拡大や町全体の活性化を図っていききたい。さらには施設運営における新たな雇用の創出などを目指したいと思ひます。

本町では当該施設の移譲ならびに再利用を要請し、県よりこの要請が認められ現在、協定締結に向けて進められております。施設の移譲後につきましては、設置および管理条例により設置者および施設管理者は身延町となります。事業形態につきましては、体験交流型宿泊施設・キャンプ場。施設運営につきましては、NPO法人等の民間活力による指定管理委託を考えています。開業予定日につきましては施設改修・移譲終了後、早い段階での開業を目指していく予定です。また地域おこし協力隊複数名を指定管理者として予定するNPO法人の運営スタッフとして招聘し、定住していただくことで組織の強化を図り将来的には自主運営ができる体制の構築を目指します。地域おこし協力隊の活動に要する経費は、資料の3ページ目に記載してあります。

活動に要する経費に対し、隊員1人当たり上限400万円での補助があります。内訳は基本的に報償費等分が200万円、その他経費で200万円です。いずれも上限としての経費です。

施設の運営により期待される効果としましては、2ページでまず一番目といたしまして地域に根差した雇用の創出が考えられます。として起業支援による新たな雇用の創出です。コンセプトである人と食と自然のハーモニーを展開するにあたり、食堂業務においては地場産品を可能な限り使用した田舎の懐かしい味を提供するため、周辺地域にて本町の特産品であるあけぼの大豆等の栽培、シイタケの栽培、そしてその維持管理作業、また播種から収穫、加工調理等に関連する雇用が必要となり、地域に根差した雇用が可能となります。

として観光資源の魅力アップによる交流人口の拡大です。田舎であるがゆえに恵まれた自

然環境を資源として捉え、山梨百名山の1つである富士見山登山の拠点利用、田舎暮らしを考える首都圏のシルバー層には、田舎暮らしでリフレッシュしてもらえるような長期滞在プログラムの提供、また句碑の里を活用した吟行会の実施など企画事業を実施することによる交流人口の拡大、さらに一度訪れていただいた方に満足していただき、身延町のファンとしてリピートしていただくことにより移住定住につながることも考えられます。

2番目としましては、特色ある持続可能な地域社会の形成です。平須地区住民にとっては、これまで自然の里との協働が暮らしの中に根付いており、施設内に住民が気楽に立ち寄れるサロンを設けるなど、施設を活用することにより新たな形での地域拠点となります。住民同士、また自然の里を訪れる人との交流が生まれるような事業を企画し、地域に密着した運営をすることにより自然の里を拠点とした持続可能な地域社会の形成が期待できます。

3ページ目の利用者につきましては、これまでは青少年中心の施設でしたが一般客、身延町への移住相談者、小中学校の校外学習、スポーツ少年団や学校のクラブ活動、青少年団体活動、各種イベントへの参加者、都会のシルバー層、企業の福利厚生事業、インバウンド観光など国内外を問わず子どもからシニア世代まで幅広く利用できる施設として活用する予定です。

次に4ページからは、なかとみ青少年自然の里施設活用企画書です。

山梨県立なかとみ青少年自然の里を活用し多くの方に身延町に足を運んでもらい、田舎の良さを体験していただき、その中から移住定住への流れをつくっていく。また施設が存続することで地元町民の新たな雇用を生み、さらに地産地消の推進など地域活性化につなげるための事業として、まずは自然の里の宿泊業務です。1泊から1週間、1カ月などの短期から長期までの滞在ができる施設とし、自然豊かな環境の中でのんびり、ゆったりとした田舎暮らしの提供を行います。そのほか食事はあけぼの大豆や地域の食材、山菜などを使ったメニューを中心に地産品を活用して懐かしい田舎料理を提供します。

次に企画事業案として リンケージ農園事業。休耕の農地を活用し宿泊者へ市民農園として農地を提供して作物の栽培と収穫を体験してもらいます。

ほうとう作り、味噌作り、そば打ち、伝統料理、地域の食材を生かした料理作りの体験です。

空き家見学会。移住希望者宿泊体験相談会、空き家見学会に利用する。

以下、記載されている事業等について検討実施していきたいと思います。

収益事業につきましては、施設の運営をする上で必要となる経費の財源として事業概要に示した宿泊料、体験料、食事代、体育館・キャンプ場等の施設利用料、市民農園事業などを行い、その収益も充てる計画です。

施設の利用では宿泊管理棟・キャンプ場につきまして、宿泊管理棟は小中学校や育成会、企業など団体を今までと同様に受け入れるほか、1人や家族単位での宿泊を受け入れられるように部屋の間仕切りなどの改修を行い、定員はおおむね80名を見込みます。またリンケージ農園事業体験者にも対応する長期滞在ができる宿泊施設とします。

和紙工房は地場産業の伝承施設や体験施設として活用します。体育館は小中学校の校外学習、スポーツ少年団や学校のクラブ活動、青少年団体の活動、各種イベント会場として活用します。

今後のスケジュールとしましては資料の6ページ、なかとみ青少年自然の里移譲スケジュールにまとめさせていただきましたのでご覧いただきたいと思います。

町では山梨県立なかとみ青少年自然の里総合戦略事業に掲げる目的の実現のため、施設を再

利用することとし県と移譲等の検討協議を行い、6月には県で修繕の予算1,456万円を計上していただきました。国の交付金を活用し、できるだけ早く事業を行って地域活性化等に役立てていきたいと考え、今議会で改修工事実施設計業務の予算計上をさせていただきました。

なかとみ自然の里施設活用計画につきましての説明は以上です。何卒よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（野島俊博君）

観光課長からの説明が終わりました。

以上で本日の日程はすべて終了しました。

これをもちまして、本日は散会とします。

ご苦労さまでした。

○議会事務局長（佐野勇夫君）

相互にあいさつを交わし終わります。

ご起立願ひます。

相互に礼。

お疲れさまでした。

散会 午後 0時16分

平成 2 8 年

第 3 回身延町議会定例会

9 月 2 日

平成28年第3回身延町議会定例会（2日目）

平成28年9月2日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。（14名）

1番	赤池	朗	2番	田中	一泰
3番	広島	法明	4番	柿島	良行
5番	芦澤	健拓	6番	松浦	隆
7番	河井	淳	8番	福與	三郎
9番	草間	天	10番	川口	福三
11番	渡辺	文子	12番	伊藤	文雄
13番	深澤	勝	14番	野島	俊博

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(20人)

町	長	望月仁司	教	育	長	鈴木高吉				
総務課	長	笠井祥一	会	計	管	理	者	竹ノ内強		
政策室	長	佐野文昭	財	政	課	長	村野浩人			
税務課	長	佐野和紀	町	民	課	長	熊谷司			
福祉保健課	長	穂坂桂吾	観	光	課	長	柿島利巳			
子育て支援課	長	望月由香里	産	業	課	長	遠藤基			
建設課	長	水上武正	土	地	対	策	課	長	埜村公文	
水道課	長	望月真人	環	境	下	水	道	課	長	羽賀勝之
下部支所	長	佐藤成人	身	延	支	所	長	佐野昌三		
学校教育課	長	笠井喜孝	生	涯	学	習	課	長	高野博邦	

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名(2人)

議会事務局長 佐野勇夫
録音係 大村隆

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（佐野勇夫君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（野島俊博君）

本日は大変ご苦労さまでございます。

それでは、出席議員が定足数に達しておりますので直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第2号により執り行います。

日程第1 諸般の報告を行います。

本日の説明員として、地方自治法第121条の規定に基づき出席通知のありました者の職氏名につきましては、先の会議で一覧表として配布したとおりでございます。

日程第2 一般質問。

質問の通告者は3名であります。

これから通告順に一般質問を行います。

それでは通告の1番、松浦隆君の一般質問を行います。

松浦隆君の質問を許します。

登壇してください。

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今回の定例会、望月仁司町長、退任の表明をされましたので最後の定例会でございまして、なおかつ最後の一般質問でございます。最後の一般質問で私が1番のトップバッターをさせていただき、なおかつ町長に対しての今までの流れ等々も含めた一般質問の内容でございます。町長に敬意を表しながら、今の時期はクールビズでございますけれども、ネクタイを着用させていただきながら私の思いも表して質問させていただきます。

本町の将来を担う町長選が9月27日に公示されます。10月2日に投開票され、新たな町長が選出される予定となっております。

新聞等で報道されましたけれども、去る8月22日に開催されました全員協議会の席において望月仁司町長が今限りでの引退を表明されました。その表明の最後に副町長であった望月幹也氏を後継者に指名されました。その一連の流れと私なりに考えております選挙の定義の観点に鑑みて何か腑に落ちない、また理解できない部分を感じましたので今回、町長に対する質問をさせていただきたいと思っております。

なお、この質問の通告が8月19日に提出締め切りの通告でございましたので、22日の引退表明の前に望月仁司町長への質問で提出したものでございます。その後、大きな動きがありましたので、私なりにいろいろ考えましたけれどもそのままの通告で質問内容を変えさせて、

進めさせていただきたいと思います。無理な質問展開になる可能性もあるかと思いますが、また失礼な発言があるかもしれませんが、ぜひその点ご理解をお願いしたいと思います。また選挙直前のこの時期での質問です。必要に応じて個人名が出る可能性がありますが、決して批判や中傷の対象にするものではないことを事前にお断り申し上げておきますので、この2点ご理解いただきたいと思います。

それでは質問の1、2期8年の町長としての自己評価についてお伺いします。

1番の8年間の現職としての仕事の内容と、その成果の考え方について。おそらく2期8年の間、いろいろな事業がありました。その事業にも町長の思い入れ、考え、いろいろあったと思いますが主な事業や町長の印象に残った仕事で結構です。その事業の内容、またその後の成果等々についてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（野島俊博君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

ただいま、松浦議員から私の2期8年間についての総括等々の質問がございました。

まず8年間の現職としての仕事の内容とその成果についての質問にお答えをさせていただきます。

ご案内のとおり22日の議員全員協議会で述べさせていただきましたが、ご質問ですからお答えをさせていただきたいと思います。

私が身延町の町長に就任をさせていただいた8年前、さらに4年前に町民の皆さんと取り交わしたお約束を顧みますと行政改革の中で子どもや孫たちに借金のツケを残さないようにしますと申し上げました。これは町民の皆さんに必要な施策については、国や県の支援や制度を最大限に活用をして、その例として峡南橋の塗装を県にすべてお願いをしたように町費負担をできる限り抑制してまいりました。その結果として平成20年度に比較して、地方債の残高を約77億円減らすことができ、財政調整基金等に約21億円を積み足すことができました。トータルでは約98億円の資産増でございます。

医療費では「子どもにかかる医療費負担は中学生までの無料化を堅持します」と申し上げましたが、中学生までというところを18歳までとすることができました。

次に教育の質を高める環境づくりについては中学校は1校へ統合し、小学校については統合計画が決定をされ、それぞれ素晴らしい環境が整っていくこととなります。さらに小中学生にタブレット端末を貸与しICT教育を充実し児童生徒の学力の向上を図ることとしております。

8月30日の山日に身延中学校2、3年生のアンケート結果が掲示されておりましたが、学校統合に87%の生徒が「評価」と掲示をされておりました。大変喜ばしい限りでございます。

次に中部横断自動車道は県施工の地域活性化インターチェンジを2カ所、国施工のインターチェンジ1カ所を施工していただいておりますし、インターチェンジ名は私どもの要望どおり中富インターチェンジ、下部温泉・早川インターチェンジ、身延山インターチェンジに決定をさせていただきました。また、これらの関連で早川橋や国道300号の改修、さらには下山のスーパー堤防等も国や県で施工をしていただいております。開通により身延町が活性化されることは間違いないと考えております。

今後5年間の町の施策の基本方向、具体的な施策をまとめた身延町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略を策定し、すでに28年度予算にも当然計上をし結婚・出産・子育て支

援や教育の充実などさまざまな施策が実施をされ、新たにあげばの大豆の六次産業化や日本一のしだれ桜の里づくり、また青少年自然の里の新たな再生など鋭意動き出しております。

このように私が町民の皆さんにお約束を申し上げたことについては、議員や町民の皆さんのご協力をいただいて、100%ではございませんがそれに近い実績をあげることができたと自負しているところでございます。

以上でございます。

○議長（野島俊博君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

今、るる事業の内容、また説明していただきました。たしかに町長が最初に就任されたときから町の借金を減らすんだと。それからできるだけ蓄えるんだとそういう話をされて、今おっしゃったように借金も77億円減少させた。そして家庭でいう預金も21億円残した。そういう実績を残されて、またいろいろな事業で福祉も含めて、また土木建設のインフラ整備も含めてやってこられた、そのことは評価します。しかし私はどうも今、町長がおっしゃったような日に当たる部分、それはたしかに町長頑張っただけでこられた。私はある意味で町の中の、町民がこの町をどうしていくんだ、今後どうするんだという、そういう将来展望、そういう部分においてはちょっと欠けていたのかなという気もしないでもありません。またその点は今後の質問の中で出てくると思いますので、そういう点も町長にお聞きしたいと思います。

それでは2番の町の将来への道筋をつけてこられたかどうか、今、答弁にあった事業も含めて町長として在職された8年間の中で町の将来へ、私はよく一般質問で町長に将来展望は何なんだと、ずっと訴えてきました。そのことも含めて町の将来への道筋をつけたかどうか、その点についての町長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（野島俊博君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

町の将来の道筋をつけたかについてのお答えをいたします。

先ほどもお答えをしたとおり、町民の皆さんにお約束を申し上げた行政改革の断行、医療・福祉の充実、教育の質を高める環境づくり、基盤整備の推進など議員や町民の皆さまのご協力をいただいて身延町づくりの基礎固めができたと思っております。また今後5年間の身延町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン戦略を策定をし、すでに結婚・出産・子育て支援や教育の充実などさまざまな施策が実施をされ、新たないくつものまちづくり施策、例えば先ほど申し上げましたとおり日本一のしだれ桜の里等々、鋭意動き出しておりますので将来への道筋はつけることができたと考えております。

以上でございます。

○議長（野島俊博君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

今、町長が将来への道筋をつけられたとおっしゃっていたわけですが、私は町長を決して憎いわけでもございませんし、町長が頑張っただけでこられたことも十分理解しております。しかしながら私が一番聞きたかったのは、町長が町長に立候補されたときに「住んでよし お

らが身延(まち)」のキャッチフレーズでやってきました。それから4年前は鎮守の森構想を立ち上げました。これは基本的に町長がこのキャッチフレーズを出したということは、ある意味で町の衰退をどのように防ごうか、町を活性化するためにそういうことをやるべきだということで町長が町民、またわれわれに訴えたことだと思うんです。そういう部分での評価が今の町長の答弁にはなかったような気がするんですが、その点はどうなんでしょうか。

○議長(野島俊博君)

望月町長。

○町長(望月仁司君)

それは私が「住んでよし 訪ねてもよし おらが身延(まち)」それから鎮守の森構想も皆さんにこういう形、こういう理想の町をつくりましょうといったことは事実でございます。しかしすべて中部横断自動車道の建設開通、それに関連する事業、その他を考えますとすべて私どもが今、行政として今までやってきたことが、この「住んでよし 訪ねてもよし おらが身延(まち)」あるいは鎮守の森構想につながるとかこういうように私は理解をしておりますのでよろしくご理解をいただければありがたいと思います。

○議長(野島俊博君)

松浦君。

○6番議員(松浦隆君)

やはり立候補するからにはそれなりの、町をこういうふうな形にするんだということが町長のキャッチフレーズだったと思うんですよね。そのことに私も共感して、当然1期目、2期目、町長を私も押させていただきました。だからそのことが一番の町長の成果を評価すること一番つながる、その答えを聞きたかった。

今、町の人口を見るとやはりどんどん衰退していて、町長がおっしゃるように地方創生が出てきたのはおとしです。たまたまそれは国からそういう話があって、おとしの4月に準備室ができて、12月28日でしたか、そのときに国会で可決され、各市町村、自治体にそのことがおろされて、県からおろされて、そのことを今、うちの町も、またほかの町も全国の行政がその考えをまとめて、競いながらいかに多く予算をもらって、国の補助を受けて良いまちづくりしようかというせめぎ合いをしている状況。それに併せた形で今、うちの町もやっているんですが、どちらかというとうちの町ちょっと遅かったかなという気がしないでもないんですが、そのことを町長おっしゃられているんですけれども、私はそのことをもっともっと町長は考えていただきたいなと思います。

それでは次の質問というか、次のことに移りたいと思います。

今回の町長選挙ですね、望月町長が出馬され堂々と選挙戦を戦うのだらうと私は思っておりました。しかし22日に引退表明され、併せて望月元副町長を後継指名されました。私はこれ、正直言ってびっくりしたんです。行政の長を選ぶ中で、あんまり聞かない話だなと思いましたし、また中小企業といったら失礼なんですけど、例えば中小企業とか家内労働のご家庭で自分の息子を社長に、跡取り息子を社長に、後釜に沿えるようなそういうものとは責任の大きさ、重さが違うのではないかと私は思うんです。

そこで伺いますが、町長はどのような考えの中で後継指名を、元副町長を後継指名されたのか、その点をまずお伺いしたいと思います。

○議長（野島俊博君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

私は常々申し上げておりますとおり、私はそんなに優秀な町長でもございません。しかし職員その他の力、あるいは議員の皆さんの力を借りて、今までどうにか町政を推進してまいりました。しかし私は、この町を私よりも素晴らしい町にしてくれるような後継者が出たら、その人に譲るべきだということを常々、私は思っておりました。そして実はご案内のとおり私は8年前に町長になったときにも、お金のことばかり申し上げて申し訳ありませんけれども、副町長を置くことによって大変なお金がかかる。課長さんと私でぜひ副町長の力の分も出し合って頑張ろうと、こういうふうに言っておったんですけれども、実は総合戦略等々、大変、事業が国・県からの要請もありました。そこで私は、これは私がやってもいいけれども、そうすると一般行政のほうの手薄になると。こういうことで県のほうへ実は副町長をぜひ派遣していただけないかというお願いをしたんです。そうしましたところ当時ご案内のとおり市町村課長でしたけれども、本来、市町村課長になる人はよそへ出るときには市へ出るのが普通であって町村の副町長に出てくるなんていうのは異例でございましたけれども出していただいて、そして戦略を中心的につくっていただいた。そして2人で町政を推進していく中で、私の考えとそして彼の考えが100%ではございませんけれども、町を良くする、この1点に変わりはありません。ですから、私は退任のときにこの男をぜひ後継者として、こういうように申し上げました。

以上でございます。

○議長（野島俊博君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

22日の全員協議会におきましても、町長が元副町長が総合戦略を推進していると。そのために元副町長を後継者として押したいということもおっしゃられておりました。私は町の将来を見据え町のかじ取りをしると。望月元副町長に託した、そういうふうに理解いたしますけれども、後継指名をされたことですね、町長の考えや思い、これが色濃く残すような感覚を私は覚えたんですけれども、後継指名というのはおそらくそういうことだと思うんですよ。例えばスポーツの世界でもなんの世界でもそうです。一般の家庭の中でも、もう私は引退するからお前に全部任せるよ、後継ぎに任せるよというふうにしたときもやはりそのお父さんなり、おじいさんなりの影響が色濃く残るとというのがこれ普通だと思うんですけれども、そのことについては町長はどのようにお考えなんでしょうか。

○議長（野島俊博君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

私は誠に失礼な言い方もしれませんけれども、私のやっていることを引き継ぎなさいとか、そんなことを言うような考えは一切持っておりませんので、ここで明言をさせていただきたいと思えます。

○議長（野島俊博君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

そうすると、そういうことは何もないということですね。ただ後継者指名されたということは、町長が今話されましたように、先ほど来、話がまたありましたように元副町長に託されるんだと。町を、将来を託されたことです。町の将来を見据えた中で総合戦略をお願いするということはある意味で後継者指名ということは託すということですよ。町長。託すということです。託すということはお願いするわけですから、そのお願いする中身というのは当然、仕事も引き継ぐのもそうですが、しっかりとそのことを、町長の考えを示した中であなたに託しますよというのが普通だと思うんですよ。そういうことで総合戦略以外の事業では何か託すようなことはあったんでしょうか、お伺いします。

○議長（野島俊博君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

町の行政というのは、誠に失礼ですけれども、私の考え一つで動くものではございません。少なくともまち・ひと・しごと創生の総合戦略を町民の皆さんの総意のもとに決定をしていただきました。したがって、これを実行することは当然であって私はなんら後継をしても、このことについては、町の将来については後継をしてもいいだろうと、こういうふうにも思っております。

○議長（野島俊博君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

ですから町長、僕も議会でもう10年、11年やらせていただいています。町長の考え一つで物事が、行政が動くものではないということは十二分に分かっています。しかしながら今まで町長も、また前任の町長も、それから旧町時代のおそらく町長の皆さんたちも自分の思い、町を思う、町をどうしようかという、そういう大きな構想の中で、それでいろいろな事業をやってきた。その事業をやるためには当然、町長の考えも、私はこう思う、こうしたいから、こういう町にしたいからこういうふうにするべきではないか、そういう話もされるはずですよ。そういうふうにして歴代の町長もやってこられたはずですよ。今の望月町長もそういうふうにしてまちづくりをしてきたわけですよ。それは僕らも知っています。ですから例えば道路行政にしても、例えば先ほど話がありました橋の、県道に移行して県のほうで塗装してもらって、町の負担を軽くする、そういうことだって町長の発想があったらできたはずなんですよ。そういうことをやってきた町長が、これからのまちづくりを、今辞めるから、退任するからといって、すべて私はもう終わりだから何もしませんよということではないと思うんです。当然この町を、私が一生懸命やってきた2期8年の中で、これだけやってきたんだから、次の方に託す、後継指名するということはこのことをやってもらいたい、こういう町にしてほしい、そういうことがあって然るべきではないかと思うんですが、その点はどうなんでしょうか。

○議長（野島俊博君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

私はくどいですがけれども総合戦略で方向性を決めていただきましたので、それを主に、あとは自分の、個人の町長の考えを入れて進んでいただくと、こういう方向でございます。

○議長（野島俊博君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

これが正しいかどうかは分かりませんが、どうしようか迷っていたんですが、今、町長がそういう話をされましたのでちょっと併せてお伺いしたいと思いますが、これは事実かどうか分かりません。私が聞いたところでの話なんですが、町の今後、望月元副町長に町の新庁舎の建設、それから統合した身延中学校の新校舎の建設、それからリニア新幹線の残土の富士川カントリークラブへの搬入と、その関連する埋め立て工事、それからトンネルを含めた新規道路の建設等々、土木関連の建設事業、進めることが託されたというようなことが実はまことしやかに話が出ていまして、そのことが私の耳にも聞こえてきたんですが、その点は町長どうなんでしょうか。もしこの場でお答えできるのであれば、しっかりとお答えいただきたいほうがいいかと思いますがどうでしょうか。

○議長（野島俊博君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

質問の要旨には入っておりませんでしたけれども、今そういう話・・・。

○6番議員（松浦隆君）

町の将来にどういうふうにつながるかの話ですよ。

○町長（望月仁司君）

この3点については、私がこれをどうしてもやれとか言ったというような、どうしてもやれというのではないでしょうけども、これをなんとか進めるようにと言ったというような話ですけども、私の先ほど来からの答弁のとおり、私はこのことをやりなさいなんていうことは一言も言っておりません。

○議長（野島俊博君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

今の町長のお言葉を私は信用したいと思いますし、この場で町長がそのようにしっかりと明言するわけですから、議事録にも残ってしっかりと町民の皆さんにも伝わると思います。

もう1つちょっと聞きたいんですが、僕、これは本当に気になっていたんですが今の富士川カントリーの残土の搬入、この中で残土の運搬と埋め立て工事に関しては、なんか町長に任せられているというそういう話も聞いたんですが、これもそうするとないということですね、町長。

○議長（野島俊博君）

松浦君、今、何番の。

○6番議員（松浦隆君）

今、私が言っているのはこの8年間の現職としての仕事の内容を、成果を聞いた中で、そのあとで町の将来への道筋をつけるための質問の中で。だからこれも当然、町の将来に関係することですから質問させていただいています。

○議長（野島俊博君）

町長、お答えしていただけますか。

○6番議員（松浦隆君）

なければ、それでないということで明言していただければいいと思うんですよ。僕はだからそういう話が聞こえてきたからどうなんだろうということですから。

○議長（野島俊博君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

もう一度、しっかり質問をしてください。

○議長（野島俊博君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

リニア新幹線の残土の富士川カントリークラブへの搬入の件ですけれども、そのことはさっき町長がそんなことは私はありませんよということをおっしゃいました。しかし私の聞いている中で、もう1つそれに関連したことでこの残土の搬入の際に搬入する運送、残土を運送する運送費ございますね。その運送費とそれからその土砂を埋め立てるときに、残土を埋め立てるときに基礎工事等々、そちらのことはその大手の建設会社とは別個に切り離して町長の采配に任されているという話を私、聞いたのでそんなことがあっては困るなと思って町長に確認だけしようと思っているんです。どうでしょうか。

○議長（野島俊博君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

誰から聞いたか知りませんが、残土の処理につきましては私が決めたことでもなんでもございません。これはリニアの関係から早川町には一切、残土を置くところがございませんので身延町でなんとかしてください、こういうことを言われましたのでそれぞれのところへ聞きましたところ、土地の問題その他で、土地の問題が一番ないところはゴルフ場で、自分のところですから、というようなことから考えてゴルフ場が手を挙げてきましたので、それを私はリニアの県のほうへお願いをただけであって、私がどうしようというようなことではございません。今になりましたら、リニアのほうで早川町へ置きますから余ったものだけを身延町へ出しますとこういうような話もございましたので、私はそれはおかしいと。少なくとも早川町に置くところがないから身延町でなんとか処理をすることを考えてと言われて私が考えた以上、今度は早川町で置いて余ったものだけを持ってきますなんていうような、そんな国の考えはとんでもないというようなことも若干、苦言を呈してはおりますけれども、少なくとも残土処理をやるについては、私がやるなんてことはできません。これは少なくとも県の許可をいただいて、そこへ置くことが下流の住民、その他に対して被害がないか、そういうことが申請をしてOKにならなければできませんので、私がすべてやるなんてことはできませんので、誰が言ったか知りませんが、賢明な松浦さんですから承知をしながら言っているように思いますけれども、そのへんはしっかりした質問をしていただきたいと思います。

○議長（野島俊博君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

町長、僕、しっかりした質問しています。というのは町長が後継指名なされたわけです。今、

町長がおっしゃったように早川町と、しっかり全部埋めてくれという話が、最初は、それが今度は残った分だけ出してくる、それはちょっとおかしいではないかということで早川町とやっ
ていらっしゃるわけではないですか、今。そういう話があるわけではないですか。

○町長（望月仁司君）

ありません。

○6番議員（松浦隆君）

だからそういう話をしているわけで、そういうことがあるということは、町長が辞められたあとにそういうことも、引き継ぎも含めてしっかりと次の後継者の方に次の町長の方にそういう話もおこななければいけないわけではないですか。ですから私はそういう部分も含めて、後継指名というのはそういうこともあるんでしょうねということをお聞きしたんです。そうしたら町長はそういうふうな地方創生のことで考えが一致したから後継指名をしたんだということだったので、それはそれで分かります。しかし、こういういろんな諸問題が今大きくあるわけですから、そういうことも含めて当然、後継指名した望月元副町長にも話をしなければいけないと思いますし、そういうふうにしていただきたい。そうしなければ、町があとで停滞するようなこともあり得るかもしれませんね。そういうことを私は言っているの、いい加減な質問をしているつもりはございませんので、ぜひご理解いただきたいと思います。

そうすると、今の話のようなことで町長は後継指名をしたのではないということで、それで理解していいんですね。今の話をしたように、後継指名は地方創生のそのことだけでしたということで、町長はそれで通されるんですか。

○議長（野島俊博君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

先ほどから言っていますとおり、私の全体的な総合計画その他、私どもと一緒にやっていることによって後継の指名をさせていただきました。一点だけであるとかなんとかではございません。

○議長（野島俊博君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

そこまで町長がおっしゃるんでしたら、私は町長を今まで8年間、その前からの付き合いもありましたけれども、信用したいと思いますし、政治の世界ですから数年経てばこういうこともはっきりする事柄でございます。その時点での判断で、その人の人となりや評価されるのがこの政治の世界の常識だと思います。ここまで町の将来への道筋をつけたかどうかということで質問させていただきましたので、次の項に移りたいと思います。

次に、の疲弊した町の現状を町長はどのように捉えているかということについて伺います。

町長から後継指名を受けました望月元副町長が31日の新聞の中で、自分の生まれた町が人口減少などで疲弊している。元気な町にするため出馬したと取材に応じられておりました。私も町が疲弊しているという感じを受けておりますが、町長は今の2期8年間やってきた中で最初就任されたころ、また2期目に入ったころ、そして今と、疲弊されているように、私はどんどん疲弊してきたような気がするんですが、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（野島俊博君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

疲弊をしているかどうかということですね。疲弊をしているかどうかということは非常に難しい問題ですので、ちょっと回答は先送りをさせていただきますけれども、これからはうちの町は中部横断自動車道の開通等々を含めると大変素晴らしい町になるだろうと、こういうようにも思いますので、今まではなんとしても疲弊とかうんぬんというのは横並びですけれども、横の町との比較ではなくて、うちの町がうちの町としてよくなると、こういうようなことを考え実行していただければありがたいと思っております。

○議長（野島俊博君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

今、町長が町が疲弊しているかどうかということで、難しい問題だからということでお答えいただけませんでしたけれども、私は学校とか郵便局等々の公共的な施設がその地域にあるかどうか、これが一番の最初だと思うんですね。しかし最後は町民の町を思う心と町を信頼できるかどうか、これが公共的な施設がなくても自分たちの住んでいる地域、町がどう思っているか、またその思いを感じているかどうか、その点が大きな町と地域、また住民との信頼の中で生まれる、心のキャッチボールができるかどうか、このへんが大きな、疲弊するか、しないか。人口が少なくとも頑張っている地域もいっぱいあります。人口が多くても、もうこの町は駄目だといって何もしないという方もいらっしゃる。またそういう地域もございます。町が何かこういうことをいかがでしょうかといっても、積極的に参加するところもありますし、そうではないところもあるんですね。それは何かといって私がそれなりにいろいろ調べてみましたら、そこの地域の方が町に対する信頼、町に対する要望、将来どういうふうになるのかという期待、そういうものを持てるかどうか、それが大きな分かれ目なような気がするんです。今、その中で疲弊している地域、また疲弊したように見える地域はどうでもいいや、そういう思いが多く聞こえます。これこれこういうことをやりたいんだけどもいかがでしょうか、一緒にやってもらえませんか、いや駄目だ、私たちは町は駄目だ、どうでもいいから、そんなものは私たちはやらなくてもいいんだとそういう話もよく出てきます。地域や町の将来に希望が持てない、このどうでもいいやの地域が私は増えていると肌で感じています。そこで疲弊した地域、町の再生をどのように進めていくべきか。その点を町長はどのように考えて、また次にどのように申し送りするのか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（野島俊博君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

疲弊をしている地域、あるいはその地方の地域が町を信用していないというようなご意見のようですが、町を信用していただくべく、すべての行政をしておりますのでその点だけのご理解をいただきたいと思っておりますし、そういう申し送りとかうんぬんということをよく先ほどから言っていますけれども、私は申し送りをしたから後継指名をしているというのではないです。申し送りというのは決まった人に対して私が事務の申し送りをするわけであって、後継指名をしたときに申し送りをしている、こういうようなことを先ほどからよく言っています

けれども、そんなことは私は考えておりません。申し送りは私のあとを継いでくれる、決まった人に引き継ぐ、これが申し送りでございますのでその点をご理解いただきたいと思います。

○議長（野島俊博君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

それを先ほどから僕、言っていますように申し送りと託す、この違いだと思うんです。だから後継指名というのは託すですから、私はこういうことも一緒に託していただきたいと思うんです。そこだけです。

それでは次の質問に移ります。

2期8年の町長としての自己評価、この点について伺いたいと思います。

○議長（野島俊博君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

私は自分から自分を評価するなんてことは本来的に好きではございません。私の評価は皆さんがしてくれればそれで結構でございます。しかしあえて、松浦さんがあなたの口から自己評価をしなさいという質問でございますので、このことを言うことが本意ではございませんけれども私の考えを述べさせていただきたいと思います。

町民の皆さんとのお約束については、議員や町民の皆さんのご協力をいただいて、100%ではございませんけれども、おおむね100%に近い実績をあげることができた、こういうように自負しております。それは先ほどもお話をしたとおりでございます。特に私は達成感を感じているところでもございます。これも議員の皆さまの町を思う心と行政に協力をいただいた賜物でございます。忠心より感謝とお礼を申し上げます。終わります。

○議長（野島俊博君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

本当に町長、2期8年やられた中でいろんなご苦労があったと思うんですよ。その点はお察し申し上げますし、そのことに対して町長が本当に前向きにやられたことも私は私なりに理解しています。それでその中で、町長は町長なりに一生懸命やってこられた。しかし、私がどうしても町長に言いたいのは、最後の、私がずっと言っていましたけれども、将来展望、町の将来展望に対する町長の考えがしっかりした考えが聞けなかったこと、そのことが今でも残念ですし、またそのしっかりした将来展望は町長が1期目、それから2期目を進めるに当たってキャッチフレーズで出されましたあの2つ、そのことも含めて町長が将来展望を町長なりに考えているということで、私はそのことをしっかりと町長にお答えいただいてそのことを実践していただきたかった、これが私の考えですのでぜひその点をご理解いただきたいと思います。

私が見る限り町長が土木行政、インフラ整備に関しては、本当に今まで見ていても、さすが町長だなと。県の土木畑で一生懸命やってこられた、この実力はすごいなと私も思っていました。中部横断道に関してもほかの市町村にはない、この町の中で六郷インターの本当にトンネルちょっと過ぎて車で2、3分走ればすぐ着く、そのぐらいの距離のところに中富インターを造る。そしてそれからまたトンネルを2つか3つ過ぎると下部インターができる。それで身延インター。この3つを造るといふ、これは評価するべきだなと私は思いました。その点はしっ

かり私が町長を評価しない、責めているだけということではなくて評価もしながらやはり良いまちづくりをするために、同じ土俵の中にいる同志としてそういうことをご理解いただきたいと思います。

それでは次の質問に移ります。

町長選挙が迫っていますが、立候補者等の情報があるのかどうか、課長にお伺いしたいと思います。

○議長（野島俊博君）

笠井総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

ご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

8月31日、午後1時30分から身延町役場本庁舎2階会議室におきまして、身延町長選挙立候補予定者説明会を開催いたしました。立候補を予定しているとして、この説明会に出席しましたのは1名の立候補予定者の代理人2名の方でございます。それ以外の立候補予定者の情報につきましては存じ上げません。

以上です。

○議長（野島俊博君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

今のところ望月元副町長の陣営だけが説明会に参加したということで、1候補が名乗りを挙げている、それは新聞でも出ていましたけれども、それを受けまして次の質問に移りたいと思います。

次の質問、現職は早い段階で表明し考えを訴えるべきではないかの項に移りたいと思います。

先ほども申しあげましたように、町長がご自分の進退を表明されたのが8月22日でございます。今回の町長選挙の公示まで約1カ月と迫った時期でしたが、なぜこの時期まで町長のご進退を表明することができなかったのか。また、ずれ込んだのか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（野島俊博君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

おっしゃるとおり、私は22日の日に私の進退を皆さんの前に発表させていただきました。これが遅い早いということのようですが、何カ月前までに進退を発表しなさいというようなこともどこかに書いてあるんでしょうか、そのへんが私には分かりませんが、私は私として、22日にも申しあげましたが3期が望ましいというような考えは当然持っております。しかし町民の皆さんからそれはそれとして、今まさに中部横断自動車道、それに関連する道路、その他等々、300号もやっと仕事がかかったばかりではないかと。もっと、もう1期、町長職にあって町民のために頑張れ、こういう意見を多数いただいたことも事実でございます。私としましては町民の立場に立って、もし私が今後4年間、町長職にあることができたとしたとき、町民の皆さんが本当に有益であるかどうかを自分なりに熟慮をさせていただいております。その結果、加齢からくる知力・体力の衰えを感じるこのごろでもありますし、家庭の事情もありますので不出馬が町民の皆さまのためだと判断をし、22日の全員協議会において私

の思いを述べさせていただきました。熟慮に熟慮を重ねた結果の結論ですので、ご理解をいただければありがたいと思います。

以上です。

○議長（野島俊博君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

熟慮に熟慮を重ねたということは、本当に選挙に出るということは当然ご家族のご理解、またご近所のご理解、また後援者のご理解、後援会等々のご理解がなければ当然できないわけですから非常に時間がかかることも分かります。しかしながら時間がかかるといっても、やはり私は、その決まりはたしかに今、町長がおっしゃったように決まりはありません。いつまでに発表しなければいけないとかそんな決まりはありませんけれども、通常3月の定例会か6月の定例会で表明されるのが普通の、通常の流れだろうと考えます。特に現職の場合は通常の職務の中の会議等でいろんなところに出席する機会が多いわけですから、早い段階での考えを訴えながら新人に胸を貸すようなぐらいの横綱相撲、これをとっていただきたかったというのが私の、立候補されるのであればそうだろうなと実は思っていました。今回の町長の表明の遅れ、ある意味でこれは私もちょっとそういうことを思いましたけれども、ほかの方からも聞いた話ですと、やはり町長のこの表明の遅れは作為的に進められたのではないか、無投票を狙ったのではないか、そういう声がありますがそういうふうに思う方の私は気持ちも分からないわけでもないんです。やはり遅れたということなんですね。そこをやはりしっかりと、その横綱相撲を、現職なんですからとっていただきたかったなと思いますが、その点は町長どうでしょうか。

○議長（野島俊博君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

私は無投票のために遅らせたとか、だったらもっと遅らせればいいいわけですね。そんなつもりはございません。先ほども言いましたとおり、私が本当にこれから先、少なくとも4年間、もし私が町長をさせていただいたときに町民の皆さんが私がいることが有益であるかどうか、このことを熟慮させていただいた結果であると、こういうことでございますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（野島俊博君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

そうすると町長、町長がおっしゃるそのことも分かります。1つだけちょっと理解できないことがあるんですが、今の町長のそういう答弁の中で理解できないことがあるんですが、町長は7月のはじめにある予約をなさっていますね。選挙に絡む。7月のはじめに予約なさっていて、なぜ8月22日の引退表明なんでしょうか。

○町長（望月仁司君）

分かりませんからもう1回。

○議長（野島俊博君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

町長は今、熟慮に熟慮を重ねて今の時期になったということと8月22日に表明されたということを行いましたけれども、私が出ている限り7月の10日前後に町長は選挙に絡む予約をしていますよね。それとどうしても町長の今の答弁、合わないような気がするんですが、いかがでしょうか。細かい中身については言いません。

○議長（野島俊博君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

それはどこから誰からどのように聞いたか知りませんが、本当に私がやったんですか。

○議長（野島俊博君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

では町長、結構です。僕、責めるつもりだけに来ているわけではないので。ただ、どうしても僕は納得いかなかったのでお答えいただきたかったです。それで、町長はそうではないんだと。2期8年をしっかりとやったということも僕も評価していますから、町長が有終の美を飾って次の町長にバトンタッチしていただきたい、こういう気持ちの中で、私は一般質問の中でどうしても納得いかないから質問させていただいたということでご理解いただきたいと思います。

私はそもそも町長選挙というのは身延町の将来を町民に託され、その期待に応えられる方が選ばれて、町民とともに町の歩むべき方向のかじ取りをしっかりと進めるための選挙であると考えます。また選挙とは民主主義の基本であり、リーダーを選択する機会では有権者の貴重な声が正しく政治に反映されるように有権者の意思で候補者を選ぶ権利です。選出された者はその負託に応えなければならないはずですし、これが選挙の定義と私は考えております。選挙は当然するべきであろうと考えますが、町長はその点はどうでしょうか。最後にお伺いしたいと思います。

○議長（野島俊博君）

松浦君、これは2番の関係でということですか。

○6番議員（松浦隆君）

いえ、現職は早い段階での、2番の、そうです、その中です。

○議長（野島俊博君）

この中の質問ということですか。

○6番議員（松浦隆君）

はい。早い段階で表明して考えを訴えるべきではなかったか、それが今の選挙のこういう状況になっているから、選挙をするべきではないかなということをお伺いしたいんです。

○議長（野島俊博君）

これはちょっと、届けないではないですか。

○6番議員（松浦隆君）

届けの中と中身はだから・・・。

○議長（野島俊博君）

現職の早い段階で表明し考えを訴えるべきではないかという、その中ですか。

○6番議員（松浦隆君）

そうですよ。選挙するべきではなかったかと。選挙のためにそうやって訴えるべきではなかったかということですよ。

○議長（野島俊博君）

町長、これを答弁していただけますか。

望月町長。

○町長（望月仁司君）

本来ですね、一問一答ですから言ってくれたことに私どもはお答えをすればいい。だったら町政全般についてといったら何を言ってもいいわけです。それでは質問と答えが合いませんし、大変ですからそのために一問一答で言ってくれたことに対してお答えするという形で噛み合わせるようにしているんです。しかし私にはこれはちょっとお答えをできませんのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（野島俊博君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

私は通告にありましたように現職を早い段階で表明し、考えを訴えて進めるべきではないかということを通告しました。これはやはり選挙をしっかりと町民に、町民の考えを、候補者の考えを訴えてそれを町民にどういうふうに判断してもらうか、先ほど申し上げましたように選挙の定義、これが定義だと思うんですよ。その中で選ばれたものが町長なり議員なりでこの場にいるわけですから、それを負託を受けて町のために、また町の将来のために、町民のためにしっかりと働くというのがこれは本当に定義だと思うんですよ。当たり前の話ですけども。民主主義の中でそれが当然です。

ですからその中で私は町政全体の将来のことにかかっているためにこのことを質問させていただいたんですが、町長にはそれがご理解いただけなかったということで、この質問は町長、お答えいただけませんでした。大変残念でございますが、私は選挙にも戦略というのは当然あるかと思えます。当然、私たちも選挙でこの場にいるわけですから、選挙の戦略、いろいろ考えたり、またそれを実行したりしています。しかし私は先ほどから申し上げましたように町長に退職される最後だからこそ堂々としていただいて飛ぶ鳥あとを濁さずのそういう形を実践していただきたかった。それが残念でなりません。私と町長は以前は良好な関係でございました。町長の考え方にあるとき納得いかないことがあってから、あまりよくない関係も続いたことも事実でございます。私の一般質問において結構きついことを申し上げた、今日もそうですけれども今までもきついことを申し上げたこともあったろうと思いますが、互いに町の将来を考えた上でのこととご理解をいただきたいと思います。

2期8年の長きにわたって、町長の職務の遂行には大変なご苦労もあったかと推察いたします。心より望月仁司町長に敬意を表して私の質問を終わりたいと思います。

最後になりますけれども、ぜひ町の将来を、先ほどおっしゃいましたけれども引き継ぎと託すのこの違いのことをしっかりと理解していただいて託していただきたい。そのようにご尽力いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（野島俊博君）

松浦隆君の一般質問を終わります。

議事の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開は10時15分とします。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時15分

○議長（野島俊博君）

再開します。

次は通告の2番、芦澤健拓君の一般質問を行います。

芦澤健拓君の質問を許します。

登壇してください。

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

私たち議員は8月19日が一般質問の締め切りということで通告書を8月19日に提出いたしました。先ほどの同僚議員の質問の中にもありましたとおりです。そしてその翌日の20日の山日に「身延町長選挙に望月氏不出馬の意向」という記事が掲載され「副町長擁立を目指す動き」という副題まで付いておりました。その副町長は29日に身延町から県庁に戻り、その翌日には県庁も退職するというところで、誰が考えたのかまたずいぶん手の込んだ筋書きだったことが町民にも見えてきたところでございます。

私たち議員は町長も副町長も退職するという予定の中で、今後の身延町の進路について一般質問を行われなければならないと。これは私に言わせればずいぶん町民を無視して議会を軽視しているというふうに思われる異常な状況であると考えておりますけれども、この点を議長はじめ議員の皆さんもどのようにお考えになっておられるか、その点をお考えいただきたいと思えます。このような異常な中で本会議が開催されているというのが今の身延町の現状でございます。

行政は継続性があるということで考えていっても最終的に誰が責任を持つことになるのか、そういうことも分からないような状況の中で質問をしなければならないというのは、われわれ質問する側にとって大変苦痛を伴うものであることを皆さまにも理解していただきたいと思えます。

それでは提出しておいた通告書に従って質問を行います。

戦後71年、県内首長県関係国会議員アンケートというのが8月15日の終戦記念日に合わせて山日が行ったアンケートでございますけれども、このアンケートの中で町長が回答された内容について、ちょっと疑問があるというかよく分からないところがありますのでお聞きしたいと思えます。

まず「憲法改正に賛成か反対か」という問いに対して、賛成でも反対でもなく「その他」というふうにお答えになっておりますけれども、このその他の内容というのはどんなものだったのでしょうかお聞きします。

○議長（野島俊博君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

お答えいたします。

7月10日に投票が行われました参議院議員選挙の結果、いわゆる改憲勢力が衆参両院ともに3分の2を占めることで一気に憲法改正へ傾き始めているような現状から、もっと国民に理解をしていただき議論を深め判断すべきとの考えから「その他」という答えにいたしました。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

ということは、その他の内容というのはもっと国民に議論を深めて改憲に向けて進むべきではないかと、そういうふうにお答えになったということによろしいですか。よろしいですね。はい。

次に自民党の改憲草案というものがあまして、この「自民改憲草案への立場は」ということに対しては同じように「その他」というふうにお答えになっています。その内容は、

○議長（野島俊博君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

これも先ほどの答弁と同じ考えから「その他」、こういうふうにお答えをさせていただきました。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

現在の日本国憲法の前文には、日本国民は正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために諸国民との協和による成果とわが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定するというふうには始まっております。日本国憲法の基本精神というのは民主主義、平和主義、立憲主義でありまして、日本国民は国家の名誉にかけ全力を挙げてこの崇高な理想と目的を達成することを誓うというふうには結んでいます。

一方、自民党の改憲草案の前文というのは日本国民ではなく日本国はで始まり、日本国民はよき伝統とわれわれの国家を末永く子孫に継承するために、ここにこの憲法を制定するというふうには結んでおりまして、私から見るとこれは国家中心主義、家父長制に基づく家族主義を標榜し、自衛隊は国防軍と位置づけるなど憲法9条の平和主義を真っ向から否定する軍国主義への回帰を全面に出しているように感じられます。

安倍さんは第1次安倍政権のときから戦後レジームからの脱却という言葉で戦前の国家主義への回帰というふうな内容のことをずいぶん長く言ってきておりますけれども、私にはこれは大変危険な復古思想であるというふうには考えられます。

したがって、私は日本国憲法の改憲ということに関しましては非常に疑問がありまして、ましてや自民党の改憲草案の内容を見ると大変いろんな問題を含んでいるというふうには感じられますので、町長が改憲については国民がもっと議論を深めてという考え方は大変正当な考えであるように感じられます。

次に「将来、日本が戦争に巻き込まれる懸念はあるか」という問いに対しては「中国の尖閣諸島の問題や北朝鮮の核の問題として懸念はある」としておりますけども、この尖閣諸島の問題、北朝鮮の核の問題というのが具体的にはどのような問題というふうに町長は捉えておられるのか、どのような形で日本が戦争に巻き込まれるというふうに考えておられるのか、その点についてお聞きします。

○議長（野島俊博君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

お答えいたします。

尖閣の問題につきましては、付近の海域から石油を中心とする天然資源が埋蔵されている可能性があることが分かり、中国などが領有権を主張しはじめ1968年ごろから大きく表面化し始めました。今年の8月に入ると尖閣諸島周辺に突如、中国船団が大挙して表れるなど領海侵犯を繰り返しています。また北朝鮮の核開発につきましては、今年の1月6日に4回目の核実験を行い、その後も弾道ミサイルの発射実験を強行し、過日も潜水艦からの発射を行うなど核の脅威はさらに進んでいると私は思います。

このように周辺国が強引に領海侵犯や核開発を繰り返す現状を見ると、武力衝突に陥るような一触即発の状況が発生する可能性がある、こういうふうにも思われることから、「ある」、こういう答えとさせていただきます。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

たしかにそういう問題が発生していることは確かですが、本当に戦争になるのかということ私はちょっと、やっぱりそれはいいんではないかなというふうに考えています。もし中国や北朝鮮と戦争になったら、例えば北朝鮮は核兵器の開発に成功しておりまして、もしも核ミサイルが日本の原発に命中するようなことがあれば日本はもう抵抗の余地もなく壊滅状態になってしまうであろうし、中国も脅しはしてきておりますけれども、戦争までは考えていないだろうと。そもそも核兵器というものはその核兵器を持っていることによって、互いの戦争への意欲を抑止するという、そういうための核兵器だと思いますので、そうかといって北朝鮮のように世界の無法者みたいな感じで捉えられている国にしてみれば、日本に核ミサイルを打ち込むなんてことは普通にできることなのかも分かりませんが、そういうことを避けるためにはやはりもっと政府同士が話し合いをする、あるいは経済制裁なんていうことで考えているのではなくて、もっと具体的に平和に向けて話し合いをするという、そういう態度が必要だと思いますけれども、安倍政権は集団的自衛権の行使容認とか、あるいは今年の戦争法案の国会での決議とか、そういうふうなことでむしろ中国や北朝鮮を刺激しているというふうに私は考えております。したがって、そういうことがないような形を考えて今後、外交にもっと進んでいくべきだと思いますけれども、その点について町長いかがでしょうか。

○議長（野島俊博君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

見解の相違はありますけれども、今の動き方はそういう動き方だなということには共鳴をい

たします。

以上です。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

最後にこの憲法に関しまして質問いたします。

「憲法改正に対する立場は」に対して「改憲というふうに考えております」と答えております。この改憲というのは、先ほど申し上げましたような自民党の改憲草案のような改憲を想定しているのか、あるいは町長は町長の独自の考え方がおありなのか、その点についてお伺いします。

○議長（野島俊博君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

お答えいたします。

私は国民が戦争の本当の姿を正しく理解をし、議論を深めた上で国が国民を守るという国家の責任を明確にしていくべきだとの思いから現憲法を尊重する中で「改憲」というお答えをいたしました。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

現憲法をというのとは憲法の平和主義、あるいは憲法第9条のことをおっしゃっているんでしょうか。

○議長（野島俊博君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

そのとおりでございます。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

それでは次に中学校建設検討委員会について、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

中学校建設検討委員会というのが第1回から第8回まで開かれまして、私も8月18日、第7回まで開催されたのかな、それで8月18日の建設検討委員会を傍聴いたしましたけれども、その中で大変、この建設検討委員会はどこへ進むのかなというふうな疑問を持ちましたのでお聞きしたいと思います。

学校統廃合につきましては、多くの町民の反対にもかかわらず議会の多数決ということで1中3小が実施され、中学校は身延中学校に統合されることになって今年の4月から発足しているわけでございますけれども、私とすれば当時、中富選出の3人の議員の皆さんが中富の保護者から出てきた通学困難を理由として反対するという、そういう声にもっと耳に傾けてくださっていれば、違った形での学校統廃合ができていたのではないかなというふうに思っておりますけれども、実際には8対5という多数決で1中3小が決議されてしまいました。

そしてそのあと平成26年9月議会では、中富の3人の議員から身延町立中学校新校舎建設推進検討委員会設置に関する意見書というものが提出されまして、これも賛成多数で議決されました。

教育委員会はこの意見書に基づいて、昨年7月に身延町立中学校新校舎建設検討委員会というものを発足させ、以来この8月18日までに7回の委員会が開催されてまいりました。町長はこの委員会の現在までの状況を把握しておられるかどうかお聞きします。

○議長（野島俊博君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

お答えいたします。

平成26年9月25日付けで、町議会議長から教育委員会へ身延町立中学校校舎建設推進検討委員会設置に関する意見書が提出をされ、これを受けて教育委員会では27年の7月8日に中学校の新校舎建設検討委員会を設置し、中学校の配置に関する事、新校舎の建設に関する事について検討をしていただいております。

おっしゃるとおり、今まで7回の中学校新校舎建設検討委員会が開催をされ、委員から求められる資料を事務局が作成用意をし、それらをもとに協議され、委員会の委員全員の意見も発表されたと聞いております。

主な意見として生徒の通学に要する負担に隔たりがあるため、速やかに町の中央付近へ新校舎を建設するべきである。統合したばかりであるため、もう少し現状を検証する中で方針を決定するべきである。また校舎は耐用年数に近づいているため、建て替えは必要だが建設場所については人口分布や通学支援などを考慮し、検討すべきだなどの意見が出されていると報告を受けております。現在の状況は、委員の意見を集約して提言書を作成して教育委員会へ提出する時期にきている、こういう状況だと把握をしているところであります。

以上です。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

おっしゃるとおりでございますけれども、第7回の委員会の状況は私の見るところでは、まったくこれは集約する可能性はないんじゃないかなというぐらい、右と左ではっきり分かっているような、つまり身延地区の人たちのご意見と下部・中富の要するに通学バスがずいぶん時間がかかって困るというふうな人たちのご意見というのは、まったく真っ向から対立するようなもので、報告書をまとめるとしても両論併記のような形になるんじゃないかなというふうな私は考えがしておりました。

当時の教育長は議会の報告書の中で委員会の設置について統合後は当面、既存の校舎を使用すると説明してきたことから、ある時期以降の校舎の位置を確定し報告する。教育委員会の定例会での委員の意見はこのような経緯や課題があることは事実で、近々教育財産取得に権限を有する町長と協議を諮ってもよいのではないかというものだった。それから平成27年度の早期に委員会を発足することを念頭にしているというふうに述べておられます。

この報告書の内容が、教育長が今日は傍聴に来ておられるようですが、はっきりした明確な言い方をされていないために、その意図するところがはっきりしておりませんけれど

も、建設検討委員会においては新校舎を建設すべきという意見が出されるであろうから、あらかじめ町長と協議しておくほうがよいだろうというふうに考えたというふうに推察されます。

ここで述べておられるような町長と教育長との協議は実際、行われたのかどうか。また、その内容がどのようなものだったのかお聞きします。

○議長（野島俊博君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

教育長との協議は行われたかとのことですが、会議として教育長および教育委員と行ったものは教育行政の大綱の策定、教育の条件整備など重点的に講ずべき施策について協議・調整をする身延町総合教育会議を2回開催いたしました。平成27年度には5月25日と11月6日に行いましたが、この会議は町長が教育委員会と円滑に意思疎通を図り、町の教育課題や目指す姿等を共有しながら、同じ方向性のもと連携して効果的に教育行政を推進するための会議であります。

この会議において教育委員会と協議し、身延町教育大綱を策定いたしました。この大綱の基本方針の1つとして学校教育環境の充実を掲げ、統合後の小中学校のすべてが既存施設を利用することから将来的に学校施設の新築または大規模改修が必要となり、中長期的な展望に基づいた施設の更新・改修を進めますと謳っています。

学校施設の更新については重要施策であり、今後、教育委員会と協議・調整をし具体化していかなければならないと思います。また教育長との協議については毎週月曜日に開催されている課長会議、これは庁議ですけれども、終了後などに必要に応じて行っているところでもあります。

以上でございます。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

ということは特にこの推進検討委員会、あるいは学校建設に向けて話し合いをしたということではなくて、教育大綱について話し合いをしたということで理解しておきます。

先ほど身延中学校のアンケートの話が出ましたが、私はこう考えるんです。身延中学校、たしかに今年の4月から開校して子どもたちが大勢行くようになったと。そのこと自体は私は、例えば身延中学校、あの場所の身延中学校でなくても学校、中学校が、4校が統合されれば当然、人数は増えるわけである面でも楽しみも増えるし、いろいろな面でいろいろな切磋琢磨もできるという、そういうふうなことでアンケートの結果がよかったというのは当たり前のことだろうと。むしろ、その通学に時間がかかることについてどうかということをもっと具体的に細かくお聞きしていただきたいかったというふうに思います。意見書の中では、身延中は昭和46年の建設で施設設備の劣化が顕在化しているが最小限の手当てに留め全面改修、または長寿命化改修には着手することなく、町の中央に新中学校建設に向け建設推進検討委員会を早い時期に立ち上げ、早期建設の推進に努めるよう強く求めるといっております。

新中学校の早期建設が意見書の求めるものであると思いますけれども、委員会はその方向性を堅持していると考えておられるでしょうか。本当は町長にお聞きしたかったんですが、今後のこともありますので教育長にお聞きします。

○議長（野島俊博君）

鈴木教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

お答えをいたします。

中学校新校舎建設検討委員会が議会の意見書と同じ方向性を堅持しているかと、こういう質問でございますけれども、教育委員会としては先ほど町長の答弁にもございましたように委員の意見が現在、分かれている状況であります。中学校新校舎建設検討委員会の全委員が議会の、先ほど議員さんがおっしゃいました意見書の趣旨と同じ方向を向いて教育委員会のほうへ提言されるかどうかは分かりませんが、町にとってはもちろん財政的な面においても、あるいは先ほど町長も申しましたが中長期的に見ても重要課題の1つということでございますので大きな課題ということになると思います。教育委員会としてはこの提言をまだいただいておりませんので、この提言を待っているとこういう状況でございます。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

提言のもとになる、言ってみれば話し合いが先日行われたわけでございますけれども、先ほど申し上げましたように身延地区と、それから下部・中富地区の委員の皆さんの考え方というのは本当に温度差なんていうものではなくて、かなりかけ離れているなというふうに感じております。特に身延地区の人たちが言っているのは予算の問題、金がかかるんだからそのへんをもうちょっと考えたほうがいいではないかみたいな話がいろいろ出ておりました。実際には議会から派遣されております深澤委員のご指摘によりまして、そんなに財政的に心配することはないんだよということが明らかでございますけれども、いろんな言い方で、例えばスクールバスで通っているわけですが、それが今の下部・中富方面だけではなくて全町ということになればどれだけ金がかかるか分からないとか、そういうふうな心配も出されておりました。この件につきましては、今後の進展を待ちたいと思います。

3番目の質問に移ります。

閉校になる廃校舎の有効活用と地方創生との関連についてお聞きしたいと思います。

本町では4中が1中になり、7小が3小になるという。若者や子どもたちが少なくなる大変さみしい町になってしまうのではないかなと懸念しております。本当にこんな中で地方創生が可能なのか、町民の皆さんも大いに疑問に感じていると思います。これだけの荒療治をするからには町長も当然、明確な見通しと覚悟等を持って行ったと推察するしかないわけですが、地域の文化と伝統の中心である学校を失う地域の皆さんの痛恨の思いを考えますと廃校施設の有効活用を一日も早く行っていく必要があるかと思えます。町長はどのような方針を持って閉校後の利用方針等について決められてきたのか、あるいは決められていないのか、その点についてお伺いします。

○議長（野島俊博君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

この問題につきましては、財政課長からお答えをさせます。

○議長（野島俊博君）

村野財政課長。

○財政課長（村野浩人君）

お答えをさせていただきます。

現在、空き校舎となっております中学校3校および今後、空き校舎となる予定の小学校4校につきましては、総合戦略の基本目標5、特色ある持続可能な地域社会の形成の中で地域住民のニーズを踏まえまして、地域の拠点づくりを推進することになっております。

旧中富中学校につきましては貸借の申請があり、今年8月から株式会社サイトテックと賃貸借契約を締結いたしました。株式会社サイトテックは社長が地元の出身でドローンを作成する会社であります。また旧下部中学校につきましても1つの企業から貸借の申し出がありました。協議の結果、契約には至りませんでした。

今後も身延版C C R Cの推進やあけぼの大豆の収穫・集積・加工場、地域企業の研修所など空き校舎の利用につきまして、地元住民のご意見等をお聞きしながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

そういうふうを考えていくしかないだろうなと思いますけれども、3つの中学、それから来年は3つの小学校、それから再来年になると4つの小学校ということで、ずいぶんいろんな施設が増えてしまって、大変な、これは町政にとっても大事なことはないかなと思いますけれども、実際に閉校施設を活用しているところの例をお聞きしますと、例えば早川町の早川南中の跡地は診療室、体験室、ホール、図書室などを備えておまして、町民が町の交流促進センターと活用しているそうでございます。北杜市須玉町の津金小中学校は明治、大正、昭和の3世代にわたる校舎があり、これを活用して町の観光拠点になっていると。明治校舎は県内最古の藤村式校舎で県の指定文化財になっている関係から歴史資料館として利用している。大正校舎はほうとう作り、そば打ち、ジャム作り、陶芸などの体験教室として活用している。昭和校舎はおいしい学校として地元食材を使ったイタリアンレストラン、学校給食が食べられる和食店、特産品直売所、パン工房、宿泊、入浴施設として利用されているということで年間約9万人の利用があるそうです。

こういうふうなことを考えて、本町でも旧豊岡小がレクラみのぶという農業生産法人の事務所兼加工所として利用されており、先ほどの財政課長の話のように旧中富中学校はドローンの製作会社が校舎と体育館と両方を使用しているという話を聞いております。

私は総合戦略の委員として、この廃校の活用方法としてはやはり学校として利用するのが最もよいのではないかというふうに考えましたので、ますます高齢化が進む本町の今後に向けて必要不可欠な老人介護施設のための、介護福祉士養成のための学校を運営する学校法人等に働きかけたらどうかということをご提案いたしましたけれども残念ながら採用はされませんでした。

このような廃校をどのように有効活用していくかということについては、当然この学校施設の活用について大きな責任のある町長だと思っておりますので、改めて町長にどのような廃校の有効活用を考えているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（野島俊博君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

この問題につきましては、政策室長にお答えをさせていただきたいと思います。

○議長（野島俊博君）

佐野政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

お答えします。

総合戦略を策定している中で、委員の皆さまから多様な提案をいただいております。閉校の学校の有効利用としまして介護士養成施設の設置をとのご提案でございますけれども、身延町総合戦略におきましては空き校舎等について、地域住民のニーズを踏まえ利活用を図りますというふうな形でされております。

ご提案いただきました介護士養成施設の設置につきましても活用方法の提案の1つとして検討してまいりたいと考えております。住民の皆さまと活用方法を考える中で活用していきたいと考えております。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

ぜひそのへんは、慎重にかつ迅速に進めていただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

最後にまち・ひと・しごと創生総合戦略について、今後の進め方ということでお聞きしたいと思います。

町長が総合戦略の総責任者として、先ほどの話にもありましたように県の市町村課長であった副町長 望月幹也氏をわざわざ招聘して任命されたわけですがけれども、先ほどからの話にありますようにすでに副町長を退任されてしまって、今は今後の総合戦略の進行には大いに不安があるというふうに思いますけれども、あえてお聞きしたいと思います。

地方創生の本来の目的というのは地方の少子高齢化に歯止めをかけ、東京圏への過度の人口集中を是正し、地域で住みよい環境を確保し、活力ある社会を維持していくための総合的な施策を実施するというので、国・県・町を挙げて取り組むというものだったはずですが、実際は私の考えではアベノミクスの恩恵が地方の隅々にまでは及ばなかったもので、これをなんとかしよう。言ってみれば自治体の目の前にニンジンをつぶら下げて、さあ地方創生のためのアイデアを出してみなさい、アイデアが優秀だったらご褒美に交付金をたくさんあげますよということが進められたような、ずいぶん地方を馬鹿にしたような話だったというふうに考えておりますけれども、実際にはそんなうまい話ではなかったということがだんだん分かってきました。ましてや地方創生担当大臣であった石破さんも辞めさせて、果たして国も当初の目的実現に向けて進めようとしているのか大いに疑問があるわけですがけれども、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（野島俊博君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

同じく室長に答弁をいたさせます。

○議長（野島俊博君）

佐野政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

昨年度策定した身延町まち・ひと・しごと総合戦略の中に同様の総合戦略の目的を掲載させていただきました。本町としましてはこの総合戦略の策定をチャンスと捉え、少しでも少子高齢化に歯止めがかかるよう、国からの交付金が十分活用できるものとして多様な事業の組み立てを考え、本町の活性化につながる施策を進めていく計画となっております。

本町では交付金に対して大きく期待をしておりましたが、本年度創設の新型交付金では事業費に対しての町の半分の負担が生じております。また国が考えている交付金の活用に対しての採択が厳しく使い勝手も悪いというふうに感じております。正直、町の自主性が尊重されるような交付金であればと要綱等の改正を期待しているところでもあります。

以上でございます。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

おっしゃるとおりだと思います。国がこのことに本当にちゃんとした取り組みをしていないというふうには私は考えておりますので、その点は指摘しておきたいと思います。

政策室が作成した身延町総合戦略という冊子の3ページには、仕事の創生について地域外の他力に依存するのではなく、身延山、下部温泉、本栖湖などの観光資源を活用した観光振興と雇用創出、地場産業振興や福祉介護事業の創出、サテライトオフィスの誘致による若者などの雇用の場を拡大するというふうに記載されていますけれども、具体的な施策については示されていないように思いますけれども、私自身も戦略会議の委員でございますけど、ほとんどの内容がいわゆるコンサルの山梨総研がまとめたような形で、以前にも申し上げましたように時間がないのでということで4回の委員会だけで承認された内容です。したがって、これらの具体策については時間をかけて議論されることもなく承認されたというのが実感でございます。

町民と議員との懇談会の席上でも町民各位からコンサルの作文に過ぎないではないかということ指摘されたこともあり、改めてこの場で具体的な施策について政策室長にお聞きします。

○議長（野島俊博君）

佐野政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

今おっしゃられましたとおり町内はさまざまな資源があります。この資源を活用することにより安定的な就労、雇用の場の創出に結び付けていきたいという計画でございます。それぞれの資源の活用について具体的な施策を示すべきであるというご質問でございます。総合戦略に記載させていただいた例といたしましては観光資源の活用では身延山の魅力アップ、下部温泉の魅力アップ、道の駅、和紙の里、ゆばの里などの魅力アップなど9例を示させていただいております。地場産業振興としましては地場産業の活性化とPRの強化の推進を掲げ、ホームページの観光サイトの活用、西嶋和紙、和紙の里の活用推進、共通割引券の導入を示させていただいております。

福祉介護事業の創出ではC C R Cを推進し、空き校舎等を活用した福祉サービスによる移住定住の推進を掲げ、身延町版C C R C実施の検討を示し、すでに身延山大学と実施の検討を始めたところでございます。

また、サテライトオフィス等の誘致に関しましても起業支援および新規事業所の誘致を掲げ空き校舎の活用等を考慮する中で進めております。

総合戦略の第4章の具体的な施策では、事業内容が分かりにくいという面もあるということで具体的メニューを掲げた身延町総合戦略アクションプランを示させていただきました。身延町総合戦略を実践していくにあたり、このアクションプランに掲載するとともに今後、積極的に効果的な事業を導入し、随時更新を図って事業を実施していく予定でございます。

以上でございます。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

身延山の魅力アップ、下部温泉の魅力アップという言葉で表現されましたけれども、具体的に、では何をどういうふうにするれば魅力がアップされるのかということに関しましては、私としては非常に疑問があります。特に3月議会から提案しているような下部温泉駅の、もう一度活性化をするべく、昔の下部温泉駅のようにはいかないでしょうけれどもなんとかそのへんをみのる基金によってやってもらいたいというふうな話もしておりましたけれども、私のあとの議員からの質問の中にそれが含まれていると思いますのでそちらにお任せしたいと思います。

国は地方創生を実現するための政策5原則というものを示しておりますけれども、私が見たところでは、これは国が自らの負担を減らすために地方に示した5原則としか思えないんです。特別な交付金を出して地方がその金で地方創生事業を展開してくれというのが当初の方針であったと思いますけれども、実際には1,008億円という交付金額を提示したあと地方も同額を負担しなさいという、つまり2,016億円ですけども、この地方も同額負担ということになると全然ありがたくない交付金だと思います。そういうふうな本当に虫のいい話だと思いますけども、この特例交付金のほかにも国は地方創生のために交付金を出す予定があるのか、私たちには分かりませんので、もし町の担当がお分りであればその点についてお聞きします。

○議長（野島俊博君）

佐野政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

国は平成26年12月27日にまち・ひと・しごと創生長期ビジョンおよびまち・ひと・しごと創生総合戦略をそれぞれ閣議決定して、まち・ひと・しごと創生に総合的に取り組むこととしました。また地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策としまして消費喚起・生活支援型交付金事業および地方創生先行型交付金事業として2つの交付金を示しました。本町におきましては地域消費喚起・生活支援型は3,058万7千円、地方創生先行型は4,304万3千円で合計7,363万円が交付されました。平成27年度の補正予算では交付率10分の10の地方創生加速化交付金が創設され、本町におきましては身延町特産あけぼの大豆でまちおこし事業が採択され総額4,027万6千円の交付金事業を現在実施しております。また平成28年度予算に向けては地方創生深化のための新型交付金、地方創生推進交付金が創設をされましたが事業費の半額負担を地方に求めております。本町におきましては、なかとみ青少年自然の里

やしだれ桜の里づくり事業を合わせた仮称、身延町観光資源輝きプロジェクト事業を推進していく計画を策定しつつ観光の集客施設としての活用および日本一のしだれ桜として集客するための事業の交付申請を行うための準備を進めております。

今後できるだけ本交付金をはじめ有利な財源を確保・活用し、さまざまな事業の展開を図って町の活性化に結び付けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

この地方創生法が公布されて、本町の議員の中にはなんとかアイデアを出して、素晴らしいアイデアでその交付金をできるだけ多くもらいたいというふうなことで努力してまいった経緯があります。にもかかわらず現在、政策室長がおっしゃったような形で大した交付金がかかるわけではないと。逆に事業をすればその半分は町が負担しなければならないというふうな状況になっていると思います。

われわれ議員はこの7月に県外研修ということで、栃木県的那珂川町と那須町の2町を視察してまいりました。那珂川町では木材の有効利用のために年商80億円という株式会社トーセンという製材業を営む企業と提携して閉校になった中学校の校舎、校庭などを利用し、町内から集積した木材を柱や集成材という建築用材料に加工するほか建築用に利用できないもの、あるいは加工過程で発生する端材などはバイオマス発電の燃料として利用し、さらにその排熱でマンゴー、イチゴ、野菜などを農業用ハウスで温室栽培するほか、うなぎの養殖も行っているという多角的な事業を行っております。

町民は1トン当たり5,500円で木材をこの施設に持ち込み、「森の恵み」という1枚500円の地域通貨で受け取り、大手スーパー以外の地域の商店街、あるいはガソリンスタンドで使用できるという仕組みになっております。

私たちはこの研修の中で、主として株式会社トーセンの若い社員の説明を聞いただけで町の担当者からは特にお話を伺っていないように思いますので、そのへんが明確にできないまま研修が終わってしまったという印象でございますけれども、ただ1つ言えるのはこういう、いわゆる企業誘致ではなくて一般企業が自らの企業を自らの利益を上げるために行政と提携して進んでいくと、そういう形の地方創生もあり得るのではないかということを感じました。

そこで感じたんですけれども、できれば本町の職員にもこの那珂川町を視察していただいて全体像を把握し、まち・ひと・しごとに活用していただければということで、ぜひともこの那珂川町を視察していただきたいというふうに考えました。先ほどのサテライトオフィスの先進地であります徳島県の上勝町もできれば職員が視察していただいて、いわゆる職員の目でそういうものを見ていただければ、もっと地方創生が進んでいくのではないかなというふうに考えますので、その点を提案したいと思っておりますけれどもいかがでしょうか。

○議長（野島俊博君）

佐野政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

先進地視察ということで議員研修で行ってこられたということであります。やはり身延にない良いことをやっていることは重々承知をさせてもらって、インターネットでも見させても

らっておりますので、できるだけ足を運ぶような形で、目で見なければ分からない面もあるのかと思いますので、ご意見を賜りまして計画的に行けたらなと考えております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

バイオマスについては、特に本町も、それから南部町もそういうことをやりたいということ考えていたようですので、いたようですのでというか、私そのバイオマスについては提案した経緯もございますけれども、今後そういうふうな持続可能なエネルギーを利用したことが今後は必要になってくると考えますので、ぜひともその点は町の行政も継続性をもって考えていっていただきたいし、このまち・ひと・しごと創生が本当に可能になるというふうな方向性を打ち出していただきたいと思います。

町長がこの議会後に退任、今回の任期満了に伴って退任されるということで最後の一般質問になりますけれども、こんなことを言ってもいいのかわかりませんが、お辞めになるとずいぶん健康にも支障が出るというふうな話も聞いておりますので、今後の町長の健康に十分ご留意されるようにお祈りいたしまして一般質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（野島俊博君）

芦澤健拓君の一般質問を終わります。

次は通告の3番、渡辺文子君の一般質問を行います。

渡辺文子君の質問を許します。

登壇してください。

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

今回4点について質問をしたいと思います。

先ほど同僚議員も言ったんですけど、責任問題ということで、今、質問してもむなしいうか、それは仕方がないことなんでしょうけれども、これをきちんと生かしていただくということで質問をさせていただきたいと思います。

まず1点です。

生徒の安全確保ということで、私ずっと、この間、この問題についてはこだわってやっていますけれども、夏休みを含めて5カ月経過した中で今まで私が言っていた補助席の問題、それから法定速度の問題、それからシートベルトの確認の問題、これについて、経過等どういふうに町のほうで認識されていらっしゃるか、その状況を含めて伺いたいと思います。教育長、お願いします。

○議長（野島俊博君）

鈴木教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

今回の議員さんの質問でございますけれども、先ほど議員さんも申されましたようにスクールバスに関する、今までもご質問に答えさせていただきましたが、今回もその延長ということで理解をしておりますけれども、学校の教育実務に関わるというようなことでございますので

担当課長に答弁をさせます。

最初に考え方を私のほうから述べてその後、実務については課長のほうから申し上げさせたいと思います。

スクールバスを安全に運行するためには、利用する生徒が守るルールとか、あるいはスクールバスを運転する乗務員が守らなければならないルール、それから乗務員を管理する事業者の責任、さらに運行責任者である学校の指導と管理、また運行管理者であるわれわれ教育委員会の責務など、それぞれが決まりを守って責任を果たすことが必要であると思っております。より安全な運転ができますよう連携をして協力していきたいと、このように思っております。

では実務については、課長のほうから申し上げます。

○議長（野島俊博君）

笠井学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

まずご質問の1つ目、シートベルトの着用の状況につきましてであります。年度当初、学校から生徒に身延中学校スクールバスの利用の手引き、生徒の心得として利用者のマナーと基本的なルールを10項目定め、生徒へ指導・配布をいたしました。利用者手引きについて、この中に車内では必ずシートベルトを着用し、乗車中はむやみに立ち上がらないと規定されています。実際に利用し始めたばかりの4月は、シートベルトの着用をうっかり忘れる生徒が何人かいたと聞いておりますが、運転手が声掛けするなどの指導と生徒自身もスクールバス乗車に慣れたことにより、今は全生徒が乗車するとシートベルトを着用するようになってきたと聞いております。

次に制限速度等を超過した運行についての経過についてであります。スクールバスの運行経路は国道、県道、一部町道を通行しており、その道路の制限速度は時速30キロ、40キロ、50キロと区間により制限速度が規制されています。この制限速度や交通ルールを守り安全にバスを運行しなければなりません。運行を開始し5カ月を経過する中で住民から制限速度50キロの規制区間で時速60キロを超えて身延中のスクールバスが走っているとの通報を受けたことがあります。運行業務を委託している山交タウンコーチ、こちらに運行記録の調査、それから運転手への聞き取り調査を指示したところ、一部区間においてたしかにそのような事実があったとの報告を受けました。再発防止として乗務員、運転手への法令順守の指導、それから運行記録のチェックの徹底に努めるよう注意と指導を行った結果、それ以後は交通法規を遵守し安全な運行がなされている状況であります。

次に補助席の利用についてであります。下部線についてはスクールバス利用生徒が26人おります。スクールバスの固定座席数は22座席です。下部線利用の全生徒が同時に登下校する場合は1台では4席不足することになります。補助席を使用しないようにするため、下部温泉駅からもう1便を運行し2便運行をしていますので、この場合は1人も補助席を使用することはありません。しかし部活動がある日等につきましては、部活対応便と定時便の2便を運行しておりますので、この2便運行の際、それぞれの便への生徒の乗車割合により補助席を使用することになります。このことにつきましては、今まで説明してきたとおりであります。

なお、これから9月以降は3年生の部活動が終わりますので補助席を利用することは少なくなると思います。そんなことをご理解をお願いいたします。

○議長（野島俊博君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

シートベルトの確認については、年度当初にそのシートベルトをしていないというような声があったものですから、最近はどうなのかなということでお聞きをしました。それと法定速度の問題、先ほどそういう事実があったとおっしゃったんだけど、やっぱりそういう声はそれだけではないと思うんですけど、ほかでもなんかずいぶん早く着いてしまったとか、ちょっと早いんじゃないかという声もちょっと聞いていたものですから、やっぱり子どもたちの安全ということを考えないと、今はもう法定速度を守る車、法定速度を守っていますという、宅急便だけではなくて一般の車でもそういう表示をして走っている車、いっぱい見かけますよね。そういう意味でやっぱり、まして子どもたちを乗せているスクールバスですから、そのところは重々きちんとしていただかないと責任問題にもなりますので、いくら焦っているからといってもやっぱり速度を守っていただきたいということで質問をしました。

それから補助席の問題なんですけど、私ずっと言っているんですけど、なるべく補助席を使わないでということで、絶対という、言ったとか言わないとかというそういう問題も前にもありましたけども、恒常的に補助席を使わなければいけない事態になること自体、私はおかしいと思っているんですね。例えば仕方がなく使ったよということにしても、そうではないようにいつでも子どもたちを安全でスクールバスに乗れるような条件を学校、教育委員会はそういう条件を整えるのが私は仕事だと思っているので、この前もなるべく使わないようにというふうにおっしゃって、それが恒常的に使っていたという、それは大きな問題だなということで、いまだにそれを使わざるを得ないというところが、部活の関係もあるでしょうけども、今後3年生が部活をしなくなるとそういうことがないということはいいいんですけど、でも来年もまたあることですから、それはそれできちっと恒常的にその補助席を使わないような体制というのはきちっと考えていかなければいけないんじゃないかなと思います。そういう意味では補助席の問題、ずっと言ってきましたけれども、小学校の今度スクールバスのことも関わってきますので、なるべくならば補助席は使わない、恒常的に使わないようなことを町としてもきちっと考えていくというような、私はお答えがいただきたいと思っているんですけど、小学校のことも踏まえて教育長、もう1回その考え方をお願いしたいと思います。

○議長（野島俊博君）

鈴木教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

おっしゃるとおり、来年度、また再来年度、小学校の統合を控えております。基本的には小学校もスクールバスで送迎をするという計画になるかと思います。もうすでに一部予算化されていますが、その準備に入っております。議員さんはなるべく補助席を使わないようにということで何回も言われておまして、私どもは頭の中には入っております。現状はなるべくそういうようなことは努力いたしますが、先ほど議員さんがおっしゃいましたように現実、補助席を使った便数もいくつかあるようでございます。また来年度に向けては、どのような方法があるか、またどこで幾人の生徒が乗るのか、また全体で幾人乗るのか、ちょっと基本的な部分が来年度、また再来年度、年々変わってきますので、そのへんも踏まえて予想を立てながら計画を立てたいなと思っております。議員さんからは何回か同じ一般質問の中で言われております

ので念頭には入れておるところでございます。

○議長（野島俊博君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

来年度のこともありますけども、基本的な考え方として恒常的に補助席を使うという考え方が私はおかしいというふうに思っていますので、そのところをきちっと押さえていただいて小学校のスクールバスの問題、それから来年度の問題については基本をしっかり踏まえながら検討していただきたいということをお願いをいたします。

次に通学路の安全性ということで質問をしたいんですけども、町のハザードマップを見ますと通学路には急傾斜地の崩壊とか土石流、地滑りの特別警戒区域や警戒区域、ほとんどずっと子どもたちが来る道路上、それはスクールバスに限らず一般の車両にしても危険は同じということで、今回、東北・北海道の台風もありましたけども、本当に予想もしなかったような事態が起こっている、台風とか雨が多いとね。それに地震も入るとどうなるんだろうという、子どもたちの安全を考えたときにその通学路の安全確保はどうなっているのかなということがちょっと心配になりました。身延町中、本当に危険なところだらけでそこをどういうふうにしていったらいいのかということみんな頭を抱えているところなんですけども、そうは言ってもやっぱり安全のためには何かしら対策を整える必要があるんじゃないかなというふうに思うんですね。そういう意味では管理する国とか県とか町道もありますから、連携を取りながら本当に危険なところはセンサーを取り付けるとか、そういう対応も必要んじゃないかなというふうに思いますけど、この通学路の安全性について教育委員会ですかね、担当も相談をさせていただいたんだと思うんですけど、安全確保、安全性についてどういうふうな対策を立てていらっしゃるのかということでお聞きしたいと思います。

○議長（野島俊博君）

笠井学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

通学路として通行している国道、県道、町道の安全性につきましてはそれぞれの道路の管理者である国、県、町が安心・安全に通行できる道路を目指して危険箇所の改良工事や防災工事を施し適正な維持管理と計画的な改修整備に努めてくださっております。それでも議員のおっしゃるとおり身延町内には地形や地質などにより土砂崩落や地滑りの危険性がある箇所が多く災害に強い万全な道路であるとは言えません。降水量により通行規制を行う道路もあるのが現状であります。少しでも通学路の安全性を高めるためには道路管理者、警察、交通防災担当等、関係機関が連携し危険箇所を解消し、また道路の状況や交通情報を共有するなど必要なことだと思います。

教育委員会でも学校、保護者、運行事業者と連携してスクールバスの運行ルート、乗車場所などの安全点検にも取り組み、通学路の安全の確保に努めていかなければなりません。家庭と学校間の通学時の安全は生徒自身が気を付けなければならないこともありますが、関係機関が協力し、みんなで見守っていかなければならないことだと思います。

○議長（野島俊博君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

身延町、危険なそういうところがいっぱいということで2、3日前の新聞に身延町では2カ所の危険なところが解除されたというような新聞記事もありますけど、実際、聞いてみたら2カ所ではなくて、もうちょっと解除されたところがあったという話を聞いて、そういう危険回避の努力はされているというのは理解はしているんですけど、何しろたくさんあるものですから、その中でやっぱり子どもたち、それから一般の方たちの通行の安全性を考えて、本当に危険なところはさっき言ったようにセンサーを付けるとか、今までそういうような関係部署で連携をとって安全確保のために対策をしていたというようなことはあるんでしょうか。

○議長（野島俊博君）

笠井学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

スクールバスを利用する通学というところの安全性というよりは通学、徒歩通学から自転車通学等を含めまして、全体的な通学路の危険箇所の点検、それから関係部署への危険解消の要望等をちょっとうすら覚えなんですけど3、4年前に全国的に通学路の危険箇所をチェックして、その解消に取り組みなさいという通知がありまして、そのときに全体的なものは一度しております。今回の中学校のスクールバスということで限定しますと前にも言っているとおりスクールバスの運行会議というのを今後開催をしていきます。その中でも通学路の危険箇所の点検やら整備、改修等も当然、協議される項目に入っておりますので、それらで対応をしていきたいというふうに考えています。

○議長（野島俊博君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

下部地区では地区懇談会というのがありまして、子どもたちが通学するために危険な場所はどこかということで点検をした記憶はあるんですけど、今度はやっぱりスクールバスということで、そういう道路関係ですね、そういうことなのでぜひ子どもたちの通学の安全性ということについては、ぜひ関係機関と協力をさせていただいて安全に通学できるような対策をきちっと取っていただきたいと思います。

それから3番目の校舎の安全性ということで、これも何回かやっているんですけども、この前の6月議会の一般質問でもしました。どれくらいの震度を想定しているのかということで震度7から8の耐震性は確保しているというふうにおっしゃったんですけども、熊本地震の教訓から考えると、それが1回だったらいいけど2回も3回も来ないとは限らないですよ。そういうものと、それから身延中学校は液状化の危険性があるということで、その液状化はしているというのが分かっているながら説明がなかったという責任はもちろん、きちっと指摘をして責任は感じていただかなくてはいけないんですけども、その地震が来た場合に揺れるということと、それから液状化が合わさって被害がある。そういう危険が増しているということも考えなければいけないというふうに思うんですけども。液状化は軽いマンホールなんかは浮き上がるけれども、重いものだとかがったり、めり込んだり、ずれてしまったりするというような事例がいっぱい出ていますので、そういう危険なところということを指定されているわけですから、それもきちっとこの前もそんな質問をしたんですけども、やっぱり対応をきちっとしていないと親御さんたちは築45年で耐震は大丈夫だよと言っても、そういう二重に危険性

があるということの校舎であると本当に安全なのかということで心配なさは当然で、そのこともやっぱり教育委員会は考えて対策を取っていかねばいけないというふうに思うんですけど、そのへんについてはいかがでしょうか。

○議長（野島俊博君）

笠井学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

まず6月の一般質問の中で震度7から8に耐え得る耐震診断でというお話だったんですが震度は、6から7を想定した、その揺れに対する耐震ということです。それではお答えしたいと思います。

平成25年3月に山梨県が策定した東海地震による液状化危険度マップは平成15年度から平成17年度の3カ年で実施した東海地震の被害想定調査の液状化危険度をベースに作成したもので液状化の起こりやすさを示したものだそうです。実際に液状化現象が起こるかは地震動の大きさや揺れの長さ、地盤の特性や地下水の状況などによって異なり、液状化対象外の地域でも湖や川などの近くや水田などを埋め立てた場所では、注意が必要だと液状化危険度マップの活用に際しての注意事項が記載されております。

このように液状化の危険度は危険とされる梅平地内、すべてが同じ可能性ではありません。実際に中学校が建っている場所の地盤の特性や地下水の状況など、現場でボーリング調査などを行い、そのデータをもとに判断しなければなりません。中学校に隣接する身延小学校においても同じことが言えると思います。液状化発生の可能性の高い地域とされた範囲には小中学校以外の公の施設もあり、今後は教育委員会が小中学校校舎の液状化対策を検討することと併せて町の防災対策として関係部署が連携し、液状化対策を検討し策を講じていかねばならないと考えています。

次に熊本地震のように二度の大きな地震が起きても校舎は安全かとのご質問についてであります。平成10年度に身延中学校の校舎は耐震補強工事を行い、震度6から7の大規模地震が発生しても倒壊や崩壊の危険性が低いとされる基準まで補強を行ったものであります。一度被災した建物がどの程度の被害を受けたか、その時点で建物の被災状況を調査、診断しなければ二度目の大きな地震に耐え得る校舎か判断することはできないと思います。一度目より二度目の地震のほうが倒壊などの危険度が増すのは確かだと思います。このようなことから二度の地震がきても絶対に安全な校舎か、それは今言ったような理由で調査をしなければならぬことだと思います。

いずれにしても、校舎の安全性については危険度を少しでも減らすような検討を今後していかなければならない、そんなふうに考えております。

○議長（野島俊博君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

統廃合をするときの学校説明会の中で液状化がもう分かっているながら、なんの今まで対策もしてこなかった。これから中学校だけではなくて小学校にしてもいろんな公共施設があるわけですから今まで対策をしてこなかったことを重々反省をしながら早急にしていかないと、いつ起こるか分からないということでぜひしていただきたいと思います。

次に2番目の質問に移りたいと思います。

有害鳥獣対策についてということで、町の担当としていろんな対策をこれまでしていたということは評価しますし努力はされているというのは分かっているんですけど、そうはいってもなかなか被害が減らない。町民の方から本当に困っていると。農作物を全部食べられてしまって野菜を買いに行くしかないという。そして田舎に住んでいる価値がないではないかということと、それから野菜を獲って子どもたちや孫たちに食べさせたいと思って一生懸命作っていたけど、その楽しみがなくなってしまっている。生きていく楽しみがなくなってしまっているという、そういう問題にも発展している問題だと思うんですね。だからいろいろ電気柵とかやっていたらしゃって、8割補助とか、それはそれで評価しているんですけど、ただ電気柵ができないという人たち、山の中の人たちとか、労力がなくて管理ができないとか、そういう方たちは実際、なんの追い払うぐらいで全部食べられてしまうという実態があると。それから電気柵も間から動物が出入りしてしまうというようなことで、やっぱり被害の実態とそれをもう1回、ちゃんと調べる。新たな、もっとなんかいい方法がないのかなということで、みんなで知恵を集めて対策を立てないと、もう本当に大変な状況になってきているのではないかなというふうに思っているんですけど、これに対してはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（野島俊博君）

遠藤産業課長。

○産業課長（遠藤基君）

今、実態調査の現状ということなのでお答えをさせていただきたいと思います。

議員さんのおっしゃるとおり有害鳥獣に対する被害調査につきましては、農地を所有している全町民を対象とした実態調査は、実際に実施はしておりません。しかしながら個別のケースといたしまして平成27年度には電気柵や防護柵を設置する際の、町の有害鳥獣害の防除用の施設設置補助金の申請時とか、それから被害状況のアンケートを実施したりとか各区を通じて有害鳥獣の捕獲檻を設置する際には、被害の状況確認や聞き取りなど現地調査をしまして被害の実態調査を行って被害の把握に努めておるところでございます。

○議長（野島俊博君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

電気柵とか防護柵、それを設置できる場所はいいんですよ。そうではないところが大変な状況になっていると。そこのところをどう考えるのか、そういう実態調査もきちっとやっていたかなければ本当の実態は分からないのではないかなと私は思うんですよね。それについてはどうですか。

○議長（野島俊博君）

遠藤産業課長。

○産業課長（遠藤基君）

議員さんが申されるような事例も含めまして、有害鳥獣の被害についてはまさしくさまざまな情報が町に寄せられております。町では寄せられた情報に対しましては、現地調査を基本としましてその現地に赴きまして現地の状況の把握とか、現地での防除柵の対策と個別に対応させていただいているという状況でございます。今後もさらにきめ細かな被害実態調査に努めてまいります。

○議長（野島俊博君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

きめ細やかな実態調査をしていただけるということなんですけども、対策はすぐしないといけないではないですかね。私もいろんな人から話を聞いたんですけど、シルバー人材で鉄砲を持っている人にそれなりにお金を払って定期的にまわってもらうという手もあるんじゃないかというようなこともお聞きをしたんですね。やっぱり檻をやってサルは入らないではないですか。今、サルが一番被害が大きいような気がするんですね。イノシシはだいぶ少なくなって、そうは言っても2、3日前も本当にイノシシにかきまぜられてしまって大変だというような声も聞いたのでないわけではないけれども、サルが一番ちょっと大変で被害にあっているという声が多いものですから、とりあえずそのサルを、群れとかそういう調査をしながらシルバーの人にまわってもらうとか、とりあえず今、できることを調査すると同時に進めていかないとなかなか被害は減らないというふうに思うんですけど、それはどうでしょうか。

○議長（野島俊博君）

遠藤産業課長。

○産業課長（遠藤基君）

さまざまな取り組みをしているわけですが、今、サルの捕獲ということでご質問なのでその点についてお答えをさせていただきます。

たしかに鳥獣害対策についての取り組みはまだまだ必要なことは十分に承知しておりまして本町でいえば例えば近隣の町で実施しているようなサルの集団捕獲檻、大きい檻をかけて集団で捕まえようというような設置の取り組みをしているところもありますので、そのへんは今年も現地を調査して視察に行っただんなことをやっているのかということもやって、わが町に有効な手立てはどれなのか、そのへんも検討しております。たしかにサルについては、群れできますのでたしかに猟友会を通して駆除もかなり、猟期がありませんので1年間を通してというようなお願いもしております。しかしながら、なかなか個体数が減らないのも事実でございます、そういった集団での捕獲を検討することも必要だろうということで今、検討を進めております。

○議長（野島俊博君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

猟友会の方たちに協力していただいて対策立てていると思うんですけども、峡南衛生組合へ持って行って、猟友会の方が獲ったものを持って行ったらお金を取られたということで、住民との懇談会の中でもそれはおかしいではないかという話も出ました。私もちょっと、猟友会の方たちって本当に努力をされていて、鉄砲を保管するとか免許を取るにしても何しろ手間もお金もかかって、そして町に協力してくれて対策をしているわけですから、せめて獲ったものを峡南衛生組合へ持って行ったときにはタダで処分できるようなことも考えていかないと、そのお金を自分で出さないでは、ちょっと猟友会の方たちが怒るのも私は当然ではないかなというふうに思うんですけど、そのことについてはどこか、いい方法はないんでしょうか。

○議長（野島俊博君）

遠藤産業課長。

○産業課長（遠藤基君）

お答えいたします。

有害鳥獣の捕獲奨励金につきましては、ニホンシカ、イノシシ、サル等の個体数の調整の駆除に対しまして、町内の猟友会に捕獲依頼をして捕獲した鳥獣の頭数により奨励金を交付しているところでございます。

その中でもって捕獲後の処理ということにつきましては、先ほども申しました有害鳥獣の捕獲奨励金に含まれているものとして猟友会と協議する中で今、支給をしているところでございます。議員さんのおっしゃいますような処理費のものにつきましては、今後鳥獣害の捕獲について、その捕獲への取り組み、それから安全対策、奨励金額、処理の負担等、やはり猟友会と協議を重ねて、よりよいそういった猟友会との関係を持ちまして捕獲に努めていくというように考えております。よろしく申し上げます。

○議長（野島俊博君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

よろしくお願いたします。

それでは3番目ですね、下部温泉駅に駅員の配置をとということで質問をします。

これは無人化というのは観光面だけではなくて住民生活にも大きな影響があるとしています。町として駅員の配置をすべきではないかなということで質問させていただきます。

6月の第2回定例会で芦澤議員からもこの一般質問が出されました。ニプロ株式会社の故佐野實前社長からご寄附いただいた2億円は、下部温泉駅の無人化に心を痛めておられた故人の遺志を尊重すべきだと私は思いました。

平成23年度に下部温泉駅が無人化をされて、その後の経過は私も議員でしたので理解をして町としても努力もされていたということも理解をしています。しかし現実に今、無人駅になってしまっています。下部温泉の玄関でもあり観光の拠点でもある下部温泉駅に駅員がいないことは、町にとってもイメージダウンにつながると私は思います。国では温泉利用推進室を昨年設置したということを聞いています。この下部温泉は人気温泉地ランキングという業者が選んでいますけど、その百選にも入っている温泉で、この下部温泉、先ほどの話でも魅力アップという話もありましたけども、このほかと違って有利な魅力のある下部温泉郷の人たちと協力をしながら活性化を検討すべきだと思う、この時期にやっぱり下部温泉駅に駅員を配置するという事は重要なことではないかなというふうに、観光面からもそうだと思います。

それから住民生活も、役場のほうには住民が困っているという声は届いていないよという話をお聞きしたんですけども、でも役場に行ってもこの問題は解決しないなというふうに思って、皆さん行かないんじゃないかなと私は思ったんですね。話を聞いてみてもそういう方がいらっしやいました。住民の皆さんは定期が買えなくて、子どもが定期といってもちょっと遠くまで行かなくてはいけなくて不便をしているとか、それからお年寄りが切符を買えなくて困っているとかという、そういう住民の方たちも不便をされていて困っている。そういうことがありますので、ぜひこの機会ですから駅員を配置していただいて町民の利便性、それから観光面でも大きな意義があることだというふうに思っています。

ちなみに私、市川三郷の市川大門駅に臨時職員を置いて町民の利便性を図っているということでお聞きをしてみました。JRを退職された方3人を町の臨時職員として採用して早番、遅

番の体制で切符や定期券の販売をしているそうです。経費は640万円かかりますけども、そのうち3人の人件費が580万円で切符や定期を売ることによって、その数%、それぞれ切符がいくら、何%、定期が何%って違うんですけども、その数%の手数料が市川三郷町に入ってそれが大体、半分の310万円ということで入るそうです。そうやって市川三郷では町民の利便性、あそこは観光面ではあんまり関係ないので、住民の利便性を図っているというお話を伺いました。ぜひ本町においても観光面でも住民の利便性においてもぜひ配置をすべきだというふうに思いますけども、これについての答弁をお願いしたいと思います。

○議長（野島俊博君）

佐藤下部支所長。

○下部支所長（佐藤成人君）

渡辺議員さんの件につきましてお答えをさせていただきます。

たしかに観光面もございすが、過去に下部温泉駅につきましては下部支所で答弁をさせていただいた経過がございますので私からお答えをさせていただきたいと思います。

下部温泉駅につきましては平成24年3月17日から無人駅となりました。町ではそれ以前、2月7日にJR東海 静岡支社を訪ねまして町長、議会議長、下部区長の連名による身延線、下部温泉駅に駅員の配置継続を求める要望書を提出いたしました。要望はかなわず現在に至っております。

しかしながら当時から4年経過する中で、町の情勢も変わってまいりました。昨年、身延町総合戦略を策定いたしました。策定に当たりましては町民、策定委員、議会議員、役場職員、特に若手職員によりますプロジェクトチームから多岐にわたるご提案をいただきました。そのご提案の中にも下部温泉駅の活用に関するご意見が多数ございました。身延町の観光の目玉の1つであります下部温泉郷、その玄関口である下部温泉駅の無人化はイメージが大きく損なわれております。

今後の方針につきましては平成24年当時の経過もございますので、それを踏まえながら現在JR東海旅客鉄道株式会社 静岡支社運輸営業部と折衝中でございます。具体的な内容につきましては、これから詰めることとなります。お借りできるのか、できないのか。お借りするにはどのような条件があるのか。どのような利用をしていくのかなど検討をしていかなければならないと考えております。

○議長（野島俊博君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

いろいろ検討しなければいけない問題がいっぱいあると思うんですけども、ぜひこれに向けて鋭意努力をしていただきたいと思います。

この問題、最後に町長にこの駅の配置ということで町長はどういうふうにお考えなのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（野島俊博君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

ただいま支所長からお話をしましたとおり、私どもも絶対これは駅員は置いてくださいということをお願いにあがった経緯も今、話されました。私も行ってきたときの、町長ですから、

ぜひなんとかしたいなと思ったんですけども、私たちの力不足のために駅員がいなくなってしまう、誠に申し訳なく思っておりますので、今後につきましてもぜひその方向で考えたいなど、こういうようにも思います。

○議長（野島俊博君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

ありがとうございました。ぜひよろしく願いいたします。

それでは最後の4点目の質問です。中小企業小規模事業者振興基本条例の制定をということ、本町の地域経済を支えている中小企業小規模事業者の振興に向け条例の制定をすべきと思うがという質問です。

この中小企業小規模事業者振興基本条例は1979年に東京都墨田区が初めて制定をし、住民や中小企業団体の運動もあり、現在186自治体で制定され、県内でもお隣の市川三郷町や南アルプス市、韮崎市、北杜市などでも制定をされています。振興条例は地方自治体の産業振興、地域経済振興に関わる憲法と言えるものです。多くの振興条例は中小企業の役割を地域経済と地域社会の担い手と規定をし、地域づくりの担い手としての中小企業を支援することが町民全体の福祉の向上につながることを述べています。

町がこの地域の実情に合った独自の産業政策を持つことが今、求められているのではないかというふうに思いますので、ぜひこの条例の制定をすべきだと思いますけれども、答弁をお願いいたします。

○議長（野島俊博君）

柿島観光課長。

○観光課長（柿島利巳君）

お答えします。

中小企業小規模企業の振興に関しましては、平成26年6月の小規模企業振興基本法の制定および中小企業基本法の改正などを受け、県では平成28年3月に山梨県中小企業小規模企業振興条例が公布・施行されました。内容としましては基本理念としまして、中小企業の振興は経済的・社会的環境の変化に即応した経営の改善および向上のための中小企業者の自主的な取り組みが促進されること、中小企業が地域経済の活性化、雇用の創出および地域社会の持続的な発展に寄与している重要な存在であるという認識のもとに行われること、県・国・市町村・中小企業関係団体、金融機関、教育機関等、その他の関係機関が中小企業者とともに相互に連携を図りながら行われることとされています。

本町におきましても本年5月に経済産業省より認定され、取り組みを始めている創業支援事業計画を推進することと併せ、中小企業振興につきましても中小企業が地域経済の発展に重要な役割を担っているとの認識のもと今後、条例制定等も含め商工会や金融機関等、関係団体や支援団体とさらに連携を深め検討していきたいと考えます。

以上です。

○議長（野島俊博君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

ぜひ検討していただきたいと思うんですけども、身延町商工会の新聞ですね、あれに総会の

様子があって、この条例制定を町に要請するというような文面があったかと思っているんですけど、その動きというか要請は受けたんでしょうか。

○議長（野島俊博君）

柿島観光課長。

○観光課長（柿島利巳君）

今のところまだ受けておりません。

○議長（野島俊博君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

総会の資料にそういうふうにあったので町の商工会としても要望をすることなので、ぜひ町としてきちっと中小企業、住民福祉の向上のために関係機関とぜひ協議をしていただいて、早期な制定を望んでいますけど、今から話をすることなんですか。もう話に入っているということなんですか。

○議長（野島俊博君）

柿島観光課長。

○観光課長（柿島利巳君）

創業支援事業の計画等の話も含めながら、そのような話をその中でも当然、中小企業の振興というようなことで出ておりますので、そういうところを含めながら今後も検討していきたいと思えます。

○議長（野島俊博君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

それはこういう経済状況の中ですので、ぜひ早急に制定に向けて鋭意努力をしていただきたいと思えます。

以上をもって私の質問を終わります。

○議長（野島俊博君）

渡辺文子君の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は終了しました。

午後から現地調査となっておりますので、よろしく願いいたします。

大変ご苦労さまでした。

○議会事務局長（佐野勇夫君）

相互にあいさつを交わし、終わります。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

お疲れさまでした。

散会 午後 0時00分

平成 2 8 年

第 3 回身延町議会定例会

9 月 5 日

平成28年第3回身延町議会定例会(3日目)

平成28年9月5日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 認定第1号 平成27年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第3 議案第74号 身延町総合計画条例の制定について
- 日程第4 議案第75号 身延町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第76号 身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第77号 身延町下水道条例及び身延町農業集落排水施設等条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第78号 平成28年度身延町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第8 議案第79号 平成28年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第9 議案第80号 平成28年度身延町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第81号 平成28年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第82号 平成28年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第83号 平成28年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第2号)

2.出席議員は次のとおりである。(14名)

1番	赤池	朗	2番	田中	一泰
3番	広島	法明	4番	柿島	良行
5番	芦澤	健拓	6番	松浦	隆
7番	河井	淳	8番	福與	三郎
9番	草間	天	10番	川口	福三
11番	渡辺	文子	12番	伊藤	文雄
13番	深澤	勝	14番	野島	俊博

3.欠席議員は次のとおりである。

なし

4.地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(20人)

町長	望月仁司	教育長	鈴木高吉
総務課長	笠井祥一	会計管理者	竹ノ内強
政策室長	佐野文昭	財政課長	村野浩人
税務課長	佐野和紀	町民課長	熊谷司
福祉保健課長	穂坂桂吾	観光課長	柿島利巳
子育て支援課長	望月由香里	産業課長	遠藤基
建設課長	水上武正	土地対策課長	埜村公文
水道課長	望月真人	環境下水道課長	羽賀勝之
下部支所長	佐藤成人	身延支所長	佐野昌三
学校教育課長	笠井喜孝	生涯学習課長	高野博邦

5.職務のため議場に出席した者の職氏名(2人)

議会事務局長 佐野勇夫
録音係 大村隆

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（佐野勇夫君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（野島俊博君）

本日は大変ご苦労さまです。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第3号により執り行います。

日程第1 諸般の報告を行います。

本日の説明員として地方自治法第121条の規定に基づき、出席通知のありました者の職氏名につきましては、先の会議で一覧表として配布したとおりでございます。

本日は質疑の日程になっております。

認定第1号は決算審査特別委員会に付託し、議案第74号から議案第83号までを各常任委員会に議案付託表のとおり付託を予定しておりますので質疑は大綱のみに留めてください。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 認定第1号 平成27年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で認定第1号の質疑を終わります。

日程第3 議案第74号 身延町総合計画条例の制定についてを議題とします。

質疑はありませんか。

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

身延町総合計画につきましては現在、総合戦略策定会議のメンバーがそのまま横滑りのような形でこの総合計画の審議会を行っております。身延町総合計画審議会条例というのがこれは平成17年に制定されて、その設置のところに地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき身延町総合計画審議会を設置するとあります。現在、行われている審議会というのはこれに基づいたものではないというふうに思いますけれども、今回、身延町総合計画条例というものが議案として出されておりますけれども、これが地方自治法の改正によって削除されて総合的かつ計画的な総合計画を町がつくらなくてもよいということになったという説明を聞いたと思います。これを引き続き行うことが可能であるということで、現在、総合計画の審議会が設置され、総合計画を審議している状況ですけれども、この総合計画条例そのものが今出てくるとい

うことに私はちょっと疑問があって、しかもこの総合計画審議会条例のほうはもうすでに138条の4というものがない以上は、この審議会条例そのものも今回、条例制定に必要なだったのではないかと思うんですけども、この点についてご説明をお願いします。

○議長（野島俊博君）

佐野政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

今回、総合計画条例の制定について上程させていただいております。これにつきましては平成23年の5月に地方自治法が改正されたということですが、総合計画審議会条例につきましては、それ以前から条例を制定させてもらっております。したがって、今回、総合計画条例は条例を制定するという意味での条例の制定でございますので、これは制定させていただき、そのまま審議会条例は生かさせてもらうという考えであります。

以上です。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

だからその総合計画の審議会条例第1条に設置の項があって、これは第138条の4第3項の規定に基づきというふうにあるんですが、現在138条の4というものの自体が削除されているわけですね。私たちがここに持っている議員必携は、これを見ると一番最終の改正が平成26年6月というもので、この138条の4というものはないんですよ、ここに。それに基づいて審議会条例が制定されているというのをおかしいではないかということを申し上げているわけで、もしこの審議会条例を変更するのであればそれはそれでいいと思うんですけども、もともと、もとの条文がないのにこの審議会条例をつくって審議会を設置するというのをおかしいのではないかということを申し上げているんです。

○議長（野島俊博君）

佐野政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

すみません、質問の意味が分かりました。

138条の4の第3項の規定ということを変更すべきというご指摘でございます。こちらとしても内容を精査して、またお願いさせていただく形になろうかと思っておりますのでよろしくお願ひします。すみませんでした。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

当然これ審議会条例そのものを改正しなければいけないと思うんですが、この総合計画条例につきましても、もうすでに総合計画そのものは何回かここで審議されているわけですね。なぜ今ごろになって総合計画条例が出てきたのかということが私には疑問なんですけど、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（野島俊博君）

佐野政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

今までも総合計画の審議等をしていただいたという経過でございますが、町としましては平成23年の5月に改正されていたわけでございます。それを受けて本来はその時期をもって条例を制定すべきだったと捉えております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

3回でございますけども。

○5番議員（芦澤健拓君）

3回ですけども、なんか議長が3回以上でもいいような・・・。

○議長（野島俊博君）

いいや、それはそうではなくて、そういうことを今後はということでございますので。大変あれですけども3回は3回でこれで終わりとさせていただきます。

ほかに質疑はございますか。

深澤君。

○13番議員（深澤勝君）

総合計画条例の中の4条の3項について、お尋ねをさせていただきます。

ここには町民の意見を十分に反映させるための必要な措置とありますけれども、どのような方法で意見を反映させるのか、これが1点。

そのあとにこれを講じた上で町民との協働により策定とありますが、この協働によるというのはどういうことが想定されるでしょうか。この2点についてお尋ねします。

○議長（野島俊博君）

佐野政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

総合計画につきましては昨年、総合戦略の委員さんをお願いしまして、その中で総合計画と併せて総合戦略のアンケートを町民の皆さまにお願いをしたところでございます。その意見を集約する中で総合計画にも反映していきましょうということでございます。また町民との協働によって策定ということにつきましては、先ほどの審議会条例の委員さんに、総合計画の策定委員さんになってもらっておりますので、その中で一緒になって策定をしていくという状況でございます。

以上です。

○議長（野島俊博君）

深澤君。

○13番議員（深澤勝君）

説明は分かりましたけれども、この総合計画条例につきましては、これから公布をするわけです。これから施行するという形になるわけですね。施行日はこれから定めると。それがアンケート調査したとかなんとかと言っていますけども、これからの対応をどうするかということではないでしょうか。公布はこれからするわけですから、まだこの条例は施行されていない部分を去年こうしたからというようなことは、ちょっとおかしいのかなというふうに感じますけれども、これから必要な措置、また協働で策定するんだよという部分では、私は多くの町民の方々の意向を反映するために年齢や職業、集落、そのほか部落等々の意見もしっかり受け止

めて策定をしていただきたいということをお願いして終わります。

○議長（野島俊博君）

ほかに質疑はございますか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第74号の質疑を終わります。

日程第4 議案第75号 身延町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

質疑はありませんか。

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

これは日本と台湾での取り決めということで29年1月1日からということなんですけども、これが変わることによって本町の歳入への影響と言うんですかね、それはどういうふうに、少なくなるのか、増えるのか、変わらないのか、そこところがちょっと気になりますので、もし変化があるんだったら教えていただきたいと思います。

○議長（野島俊博君）

佐野税務課長。

○税務課長（佐野和紀君）

質問にお答えをいたします。

台湾との取り決めによりまして、源泉徴収がされなくなった部分を今回、課税をするという規定になります。それで今までと歳入につきましては変わらないと思います。現在は取り決めの前におきましては源泉徴収がされております。それで取り決めによって免税事業者等については今度、日本では源泉徴収が行われなかったという取り決めになったので今度は課税をしますという規定になります。ですので、今までと歳入につきましては変わらないと思います。

以上です。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

今、渡辺議員のほうからも質問がありましたけども、日本と台湾の間に租税の取り決めがなかったという表現で税務課長の説明があったと思いますけども、これは日本と台湾だけでほかの国とはこの租税の取り決めというのはなされているのでしょうか。

○議長（野島俊博君）

佐野税務課長。

○税務課長（佐野和紀君）

お答えをいたします。

ほかの国につきましては租税条約に基づいて締結をしている部分があります。台湾につきましては、租税条約はしておりません。ですので非政府間の実務関係の事務処理だったことがありましたので、今回そういう取り決めに基づいて条例を改正することになっております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

ほかに質問ございますか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第75号の質疑を終わります。

日程第5 議案第76号 身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第76号の質疑を終わります。

日程第6 議案第77号 身延町下水道条例及び身延町農業集落排水施設等条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

質疑はありませんか。

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

この条例は下水道が超過料金の値上げ、それから農排水が世帯の1人につきの値上げということで、今、大変町民の生活が厳しい中でこの値上げということで、きっと下水道事業審議会でも紛糾をしたんではないかなと。額はそんなに多くはなくて下水で440、農排水で13万1千円の値上げということなんですけど、そうは言っても住民負担が重くなるということで審議員さんの中ではいろんな意見が出たんではないかなというふうに思いますけれども、値上げに至った意見ってどういうものがあってこの結論に達したのかということで、お聞きをしたいと思います。

○議長（野島俊博君）

羽賀環境下水道課長。

○環境下水道課長（羽賀勝之君）

それではお答えをさせていただきます。

平成19年に料金の統一をして以来、9年が経過をいたしました。身延処理区、それから下部処理区の整備を優先して整備期間中は改正を据え置きをしてまいりました。しかしながら今回、改正に至った経緯は老朽化に伴う維持修繕の増加に伴う経費の確保、今後、身延処理区、下部処理区の加入が増加をしてくるとともに維持経費が増加をしていくということで必要最低限で料金の改正をお願いするものです。

○議長（野島俊博君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

だからそれは分かったんですけど、審議会の中でやっぱり審議員さんっているんな町民の人たちの意見とかそういう生活実態なんかも踏まえて論議されたと思うんですね。その審議会の中でどういう論議をされてこういう結論に至ったのかということで。

○議長（野島俊博君）

羽賀環境下水道課長。

○環境下水道課長（羽賀勝之君）

審議会の中でもさまざまな意見がありました。女性の委員さんからは家計への負担が重くなるとか、今後の加入促進を考えると料金改正をしないで据え置くべきではないかとか、消費税が先送りになりましたが、消費税と合わせて二重の負担増になるのではないかということで、5回の審議会の中で審議委員より意見・ご質問をいただきましたが、今後の維持管理費をなんとか確保していきたいということでお願いをした次第です。

以上です。

○議長（野島俊博君）

他に質疑はございますか。

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

これ、本当に下水道についてはいろいろ問題が今までもありまして、実際にこれを運営していけるのかどうかということをお大変危惧しているところなんですけども、今回これだけ値上げをして、でも大したことはないというか、全体として大した歳入増加にはならないとは思いますが、実際どのくらい上げなければならないかというふうな、そういう試算をされているとすればそのことをちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（野島俊博君）

羽賀環境下水道課長。

○環境下水道課長（羽賀勝之君）

今回の値上げですが、答申書にもありますように現在の使用料収入により賄えている率が62.6%。それで今回の値上げによって、抑え気味に試算をいたしまして440万円程度が歳入の見込みとなります。平成27年度の使用料収入と比較して賄えている部分が今回の値上げで66.4%になります。62.6%からですと約4%の値上げになりますが、今後も見直しを検討していくこととなります。ここで正確な数字がはっきり分かりませんが、基本料金、超過料金、合わせてかなりの負担が想定されると考えます。

以上です。

○議長（野島俊博君）

ほかに質疑はございますか。

深澤君。

○13番議員（深澤勝君）

町長から行政報告の中でそれぞれの処理区の加入状況等ご説明をいただいたわけなんですけども、もう少し詳しくお願いをしたいと思います。下水道の各処理区、中富、帯金・塩之沢、角打・丸滝、身延、下部、それぞれ加入対象戸数と加入済み戸数等々お願いをしたいと思います。

それから今回の条例改定に向けて加入促進と、またほかのことでもよろしいですけども、そのなんとかしなければいけないという部分をどのように対応してきたのか、併せて伺いたいと思います。

○議長（野島俊博君）

羽賀環境下水道課長。

○環境下水道課長（羽賀勝之君）

それでは、深澤議員の質問にお答えをいたします。

はじめに現在の加入状況についてですが、下水道処理区から説明をさせていただきます。

帯金・塩之沢処理区につきましては198戸に対して164戸、加入率82.8%です。角打・丸滝処理区につきましては316戸に対して288戸、加入率91.1%です。中富処理区につきましては1,525戸に対して994戸、加入率65.2%です。身延処理区につきましては812戸に対して423戸、加入率52.1%です。下部処理区につきましては143戸に対しまして61戸、加入率42.7%です。全体の平均加入率64.5%です。

続きまして農業集落排水施設の関係ですが、農業集落排水事業で上之平地区が44戸に対して39戸、加入率88.6%です。小規模集合処理施設の北川地区につきましては17戸に対して15戸、加入率88.2%です。平均加入率は88.5%です。

続きまして加入促進の取り組みの状況ですが、加入促進につきましては広報を通して加入の促進をお願いしています。また戸別訪問により状況の把握もしましたが、なかなか加入の状況は進んでいない状況です。今年度も引き続き広報での加入のお願いや、今回の料金改正についての通知をいたしますので、その中で加入促進のお願いもしていきたいと考えてます。また情報提供や相談があれば、積極的にこちらから出向いて説明に伺ったりしていきたいと思えます。

今後も担当課、担当職員一同で加入促進に努力していきたいと思えます。

○議長（野島俊博君）

他に質疑はございますか。

深澤君。

○13番議員（深澤勝君）

加入促進を推進すれば経営の健全化につながるというふうに理解してよろしいですか。

○議長（野島俊博君）

羽賀環境下水道課長。

○環境下水道課長（羽賀勝之君）

加入促進が進んできて加入率が上がってくると加入者が増えてくるわけですが、それに伴って、また例えば維持管理費として動力設備、機械設備の電気料、あるいは薬品費、汚泥の搬出等の維持管理費が増えてきますので、一概に加入促進すれば料金の改定ということまではいかないと思えますので、なかなか難しいところがありますのでよろしくお願いたします。

○議長（野島俊博君）

他に質疑はございますか。

（なし）

他に質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第77号の質疑を終わります。

日程第7 議案第78号 平成28年度身延町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

質疑はありませんか。

川口君。

○10番議員（川口福三君）

議案第78号について2点ほど伺います。

まず11ページの13節委託料、青少年自然の里の改修工事の設計費324万円が盛り込まれておりますが、この説明書の中にもこの設計費として委託料として計上されているんですが、これはあくまでも設計費のみで今後の工事についてはどのような考えでおられるのか。それからこの施設の事業形態、今後、交流型の宿泊施設として利用されるということの中でこの青少年という名称をそのまま使うのかどうか。やはりイメージ的に青少年ということになりますと、あくまでも今までの施設と同じような形にとられるのではないかと。ですからこの名称についても考え直す必要があるのではないかと思います。

それから2点目ですが次の15ページに工事請負費、西島小学校のスクールバスの発着所舗装工事、それから入口の道路拡張工事、この2点が計上されているんですが、この発着所の舗装工事というのはどこか用地を確保した中で、この舗装工事をするのか。それから拡張においては今までの県道から学校へ入るあの入口の拡張で幅は何メートルになるのか。その2点について伺います。

○議長（野島俊博君）

柿島観光課長。

○観光課長（柿島利巳君）

11ページ、2款総務費、1項総務管理費、9目まち・ひと・しごと創生事業費の中の13節委託料の青少年自然の里の改修工事実施設計の件に関してですが、今回、工事費、工事の実施設計の委託料ということで予算要求させていただいたわけなんですけど、工事の具体的なといいますか、工事内容につきましてはその設計業務等を受けまして12月の補正にお願いしたいと、このように考えております。

経営の形態についてなんですけど、今までは青少年の団体とかが中心でやっていたわけなんですけど、今後につきましては個人の方、一般の家族連れ、あるいは外国の方なんかも受け入れるような形、あと団体につきましても引き続き受け入れる形でそのような形態でやっていくというようなことを考えております。

青少年自然の里の名称についてなんですけど、名前につきましてはまた今後検討して、形態も変わるわけですし、検討していく必要があると考えます。

以上です。

○議長（野島俊博君）

笠井学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

工事請負費で西島小学校スクールバス発着所の舗装工事、それから入口の通学路の拡張工事の件でありますけど、発着所の用地につきましては旧の西嶋公民館の跡地、駐在所の裏の現在の空き地を発着所として使いたいと思っています。そちらを舗装して乗り降りの場所にする。そこに入る町道の幅を今回行いたいと思います。現道は3メートル前後の幅員なんですけど、それを1メートル50ほど拡張する計画であります。

○議長（野島俊博君）

他に質疑はございますか。

川口君。

○10番議員（川口福三君）

先ほどの青少年の自然の里の関係ですが、この資料の説明によりますと28年度、いわゆる

12月を目途に町へ無償譲渡予定というような、県からですね、これまでは結局すべて工事関係においても町の負担で行うのか。

それからもう1点、先ほどの小学校の関係ですが、入口の旧公民館までの間を拡幅ということらしいんですが、その拡幅部分は結局、民地から買収しての拡幅になるのか、そのへんの説明をお願いします。

○議長（野島俊博君）

柿島観光課長。

○観光課長（柿島利巳君）

青少年自然の里の関係の工事についてなんですけど、6月の県の議会におきまして県のほうで屋根、あるいは防火扉、あるいは屋根の樋の部分の改修は県のほうで予算計上していただいておりますが、それ以外の部分の、先ほども申しましたように個人客を対象にもしたいというような、その部分で部屋の改修とかそういう部分の設計、委託の結果を見て予算計上ということになりますけど、その部分に関しましては町が行うというような形になります。これにつきましては交付金等、使えるものがあれば充てていくというようなことを考えております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

笠井学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

小学校に向かって右側が駐在所の用地になります。そちらを全体的に1メートル50ほど広げるんですが、駐在所の用地は身延町の土地ということで警察署にお貸しをしていますのでそちらを一部返していただく。それから向かって左側につきましては住宅が建っている、笠井さんの宅地で、町道沿いの部分に駐車場として使っているところがありますが、そこを隔切りということで三角に土地を提供していただく予定であります。

○議長（野島俊博君）

他に質疑はございますか。

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

青少年自然の里改修工事ということで出されているわけですけども、今までは生涯学習課の所管であったものが観光課に移管されたということらしいんですが、今まで教育厚生委員会の常任委員会でも生涯学習課の課長にいろいろと説明をしていただいているわけですけども、今回、青少年自然の里改修工事实施設計業務委託ということで出されている中に今後のなかとみ青少年自然の里施設活用計画というものがあって、これがもうすでにスタートしているように見えるんですが、これはいつどこでこんなふうに決められたのか、私の記憶にないんですが、私の知らないところかどうか、私がまったく記憶を失っているのかどうか、そのへんがよく分かりませんが、その点についてお伺いいたします。

○議長（野島俊博君）

柿島観光課長。

○観光課長（柿島利巳君）

計画につきましては、これまで県に対しまして町への移譲ということで協議をしてきたわけなんですけど、県のほうへ移譲の要請といたしますが、要望する段階での計画、どのような形で使っ

ていくのかというような計画を示す目的で添付させていただきまして提出させていただきました。

内容につきましては町の観光の今後の形態と申しますか、中心になるような施設、あるいは組織等を活用しながらいろいろな町全体の今ある観光施設、あるいは団体と協力して、あそこは活性化の拠点の施設として使っていきたいというようなことで、計画を作成しまして添付したというような、そんな状況です。よろしく申し上げます。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

よく分からない話なんですけれども、要するに県から無償譲渡を受けるについてなんらかの計画がなければ駄目だよということをつくったということのように今お伺いしたんですけれども、この計画自体は誰がどこで作成して、議会にはたぶんかかっていないんじゃないかなと私は思うんですけれども、そのへんは今後、非常にお金のかかる話でもありますし、一応議会にかけて活用計画も納得した上でなければ通らないんじゃないかなという感じがするんですけれども、その点について町長のご意見をお伺いします。

○議長（野島俊博君）

笠井総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

それでは私からお答えをさせていただきたいと思います。

先ほど観光課長からもお答えをさせていただいたんですけれども、こちら議員の皆さんにお示しをさせていただいた計画につきましては、県と無償譲渡で町のほうに移管をさせていただくという話を進める上で計画（案）として出させていただいてあるものでありまして詳細につきましてはまた今後、詰めていかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

本当はたぶん、ほかの議員さんもいろいろ疑問点があると思うんですけれど、所管の関係でできないということであれなんですけど、要するに自然の里の施設活用計画そのものは、私たちが見たのは今回の議会にかけられた補正予算の関係で説明資料として出されたというふうに考えておまして、議会でこれを承認したかどうかについてちょっと私、記憶がないんですが議長のほうでいかがですか。

○議長（野島俊博君）

議長に質問するというのは・・・。

○5番議員（芦澤健拓君）

議長、こういうものが出たかどうかだけでも。

○議長（野島俊博君）

そういう質問は、ここの場では受けられません。

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

議長には駄目だということなので、では観光課長にお伺いします。

○議長（野島俊博君）

柿島観光課長。

○観光課長（柿島利巳君）

今回、補正予算を出させていただいたことに関しまして、8月29日の全員協議会でご説明させていただいた折、計画についての説明がその時点で、予算が先に出されるということで大変申し訳ありませんでしたが、その点につきまして過日の1日の日に説明させていただいたところであります。前後するような形で、これまで説明不足というようなところはあるわけですが、またこのような形になりまして大変申し訳ありませんがよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（野島俊博君）

他に質問はございますか。

深澤君。

○13番議員（深澤勝君）

何点かご質問をさせていただきます。

まず9ページと7ページの関係でございます。

9ページに町債がございます、21款町債。この中で総務債が300万円。林業債が3,320万円。この林業債は農林水産業債、目がですね。節の説明が林業債でございます。7ページに戻りまして、この節の林業債と総務債、2款の総務費に合わせて3,620万円が計上されているということで、このへんの内容についてお尋ねをさせていただきます。

次に10ページ、2款9目まち・ひと・しごと創生事業費の8節報償費、この中に人材育成講習会講師と30万円が計上されておりますが、この講習会の開催計画と目的を教えてください。

それから旅費についても、説明の中で人材育成の宿泊費ということで説明がございましたが22万9千円の内訳。印刷製本費につきましては10万円ですけれども、これは冊子の印刷だというふうな説明がございましたが、何冊くらいをどのように印刷するのか、そのへんを教えてください。

それから先ほど来、質問等ございますように11ページの9目13節委託料のうち青少年自然の里改修工事実施設計業務に関わる質問でございます。過日8月29日に開かれまして全員協議会におきまして、自然の里の活用および必要性について資料に基づき説明をいただいたところでございます。その資料の内容について伺います。

まず1ページの中ほどに、当該施設の行事と再利用について広く検討してきたと記載されておりますが、私ども議会は本予算が提案されてはじめて知り得た状況でございます。この広く検討とはどのような検討がなされてきたのか、お伺いをしたいと思います。

なお、一番下の行に将来的には自主運営ができる体制を構築していく予定ですと。予定ですとしております。したがって、この自主運営ができる目標をいつ何時にするのか。またそれまでの運営をどうするのか。事業の経営内容、例えば何人がどのように利用して、何人がどこに雇用して冬季の利用をどうするのか等々、これらを始めないと事業経営は成り立たないというふうに思いますが何にも示されておられません。どうお考えでしょうか、お伺いいたします。

○議長（野島俊博君）

村野財政課長。

○財政課長（村野浩人君）

お答えをいたします。

まち・ひと・しごと創生事業の中の地方債3,620万円につきましては地方債を充てる予定なのですが、これに対して地方債の中の目が分かれているということなのですが、事業でまとめたのがまち・ひと・しごと創生事業費の中の事業になります。起債につきましては所管担当が総務、農林水産事業等、総務課とか産業課とか分かりやすく分けてあります。

以上です。

○議長（野島俊博君）

高野生涯学習課長。

○生涯学習課長（高野博邦君）

それでは2つ目のご質問の創生事業費のうち、まず報償費についてご説明いたします。

人材育成講習会ということでこの8月から実施しておりますが、当初この事業につきましては町民予算提案事業で提案された事業でした。その後、総合戦略のアクションプランとして実施するに当たり、当初の予算計上時、12月時点では詳細な計画、打ち合わせもできておりませんでした。新年度に入りまして事業を実施していくに当たり関係者と協議する中で内容を精査しましたところ、講習回数の変更、あとホームページについては簡素化する等のこれらが大きな変更点となりました。

お尋ねの講師報酬につきましては日程としましてこの人材育成講習会、全10回を予定しております。10回実施するにあたりまして1回9万円ということで全10回、90万円。当初計上時には60万円でしたので30万円の増額という計上をさせていただいております。

費用弁償につきましては、講師については京都府在住です。つきましてはその旅費、費用弁償としまして交通費、JR線利用の京都から身延までの往復5回分の交通費、あと宿泊費につきましては1回につき2泊していただきますので全5回分ということで合わせて22万9千円を計上させていただきました。

あと印刷製本費ですが、これにつきましては全10回の講習講義を終了した時点でそれぞれ参加された皆さんの意見等々を集約しまして報告書を作成したいと思っております。

なお、講習の日程ですがすでに8月23日、24日で2回行っております。第3回、第4回ということで今日と明日を予定しております。あと第5回から第10回につきましては、一応めどとしまして第5回・6回が11月ごろ、第7回・8回が1月ごろ、第9回、10回が3月ごろということで、ホームページもですが広報等でもお知らせしているところです。

以上です。

○議長（野島俊博君）

柿島観光課長。

○観光課長（柿島利巳君）

11ページの青少年自然の里の改修工事関係の質問についてですが、計画のほうで広く検討してきたというような表現なのですが、これにつきましては観光資源の魅力アップ、あるいは今後といいますか、身延町の観光についてどうしていこうかというようなところで合併当初に作成しました身延観光構想というビジョンのものを10年が経ったというようなことで昨年来、

内容の見直し、町内の観光関係者、関係団体等と見直しを行ってきました。直接、自然の里についてどうしようかというような直接的に、それだけについての協議とかそういうことは内容的にはなかったわけなんです、そのような中で拠点施設、拠点になるような団体を今後、必要ではないか、あるいはそれぞれ今現在も各地域ごとに観光協会とか、個人のところもありますが、観光に携わっている団体等あるわけですが、町内そういう団体、みんな協力してやっていかなければいけないというようなところの確認と中心となるような組織、あるいはそういうものが場所、施設等が必要というようなそんな話もございました。そのような流れで役場内の各関係課等とも協議する中で、自然の里をそのような形で利用していきたいというようなそういう検討をこれまでもやってきたところです。

それから自主運営をできるような形を目指していくというような部分での雇用面等の関係でございますけども、今のところ、先ほども申しましたようにこれまでは団体客、青少年関係の団体が中心の施設でございましたが、個人の宿泊者も対象にしていきたいというようなことで、そんなところを検討したところ大体80人ぐらいを見込んだ場合の今後改修を考えていきたいというようなところで、説明の中でも申しましたが地域おこし協力隊を3名程度お願いしたい。それから、あと食事とか清掃とかの関係でそれぞれ臨時職員が数名程度は、4人ぐらいは必要かなというようなところで、そのほかにも今後細かいところを確認していく中でまた臨時職員等の雇用等も必要になってくるのかなというようなそういうところを今、今後検討していきたいなと思います。

以上です。

○議長（野島俊博君）

他に質疑はありますか。

深澤君。

○13番議員（深澤勝君）

生涯学習課長から説明がありましたけども、5回分と5回分に分けて、今回の補正予算は5回分を上乗せしたと、こういう理解でよろしいのかどうか。

○議長（野島俊博君）

高野生涯学習課長。

○生涯学習課長（高野博邦君）

当初の実施回数は6回を予定しておりました。これまで協議する中で実際、事業を始めよふということの話の中で、講習回数については全10回ということになりました。

以上です。

○議長（野島俊博君）

深澤君。

○13番議員（深澤勝君）

4回分の講習会を増やしたということで、その経費が計上されたと理解をいたしました。

観光課長の説明はまったく内容がありません。具体的な計画をしないと事業が成り立たないと思います。そのへんをしっかりお願いしたいと思います。

それから20ページ、一般会計総括のところで大変申し訳ないですがご質問をさせていただきます。

職員数が今回、1人プラスになっております。給料が187万6千円、職員手当が161万

3千円、合わせて348万9千円が増額されているということで、職員数を1人、どこにいつ増やしたのか、ご質問します。

○議長（野島俊博君）

笠井総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

今のご質問にお答えをさせていただきます。

これにつきましては、一般会計では1名増というふうな形になっているわけですが、水道課の職員が体調を崩しまして、その関係で休職扱いになった職員が1名ございます。その関係で水道課から総務課づけという形に変更させていただきましたので、その分、水道課が1名減で総務課が1名増ということで、一般会計のほうが1名増えたという形になっております。

以上です。

○13番議員（深澤勝君）

いつから。

○議長（野島俊博君）

笠井総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

日付につきまして、申し訳ございません、再度確認をさせていただいて、あとで報告させていただきます。すみません。

○議長（野島俊博君）

他に質疑はございますか。

柿島君。

○4番議員（柿島良行君）

今の観光課長からの青少年自然の里の関係について2、3点質問させていただきます。

この先日配られました活用計画についてというような中で、2ページの2項の に平須地区住民にとって、これまで自然の里の協働が暮らしの中に根付いているということで、もとのやるように、気楽に立ち寄れるサロンを設けていきたいということを謳っておりますが、これまで平須地区の住民と自然の里の協働、具体的にどんな関わりでやってきているのかをお聞きしたいということ。

それから2点目が今の説明の中で地域おこし協力隊員を導入していきたいということで3名程度の地域おこし協力隊を導入したいということで、私の感覚の中ではあちらこちらに今、地域おこし協力隊というのがありますけれども、彼らが意欲を持ってそういう地域に入ってきて彼らなりにその地域を見ながらどういうものを起業していこうか、あるいはどういうふうにやっていこうかというようなことを考え工夫しながら、その地域おこしに一生懸命協力していくというような感覚があるわけでございますけれども、ここでいくとすでにこういうことを町のほうで契約して目的もやって、その中へ単なる運営者として協力隊員というものを入れていくということなのか。私とすればもっと、この協力隊員3名ぐらいを予定して使っていくのであれば、この斬新な思い、考えを取り入れた中での計画も必要ではないかなと思っておりますのでご意見をお伺いしたいというようなこと。

それから3ページ、あるいは5ページに体育館の利用の中で小学校の校外学習、スポーツ少年団や学校のクラブ活動、青少年団体の活動、各種イベント会場として活用するということが

あるんですが、これは県で教育施設として利用しているとき、あるいは体育館の利用の中でもすでにこれが主目的でやられていたと思うんですが、この3月に閉所となる前、3年間ぐらいのこの利用実績について出せたら提出をしていただきたい。

以上3点お願いします。

○議長（野島俊博君）

高野生涯学習課長。

○生涯学習課長（高野博邦君）

3つ目の体育館の活用方法がこれまでと同様な形態であるということで、過去3年間、平成25年度から27年度までの利用の実績というご質問であります。これにつきましては詳細な数字を調べまして連合審査の際にご提示できるようにしたいと思います。

以上です。

○議長（野島俊博君）

1つ目、2つ目。

柿島観光課長。

○観光課長（柿島利巳君）

地域協力隊についてですが、協力隊につきましては内容とか施設の運営目的、あるいは内容とか、そういうところを説明する中でやっていただける、あるいはそういうところにこれまでも関係するような、携わってきた、あるいは意欲のある方を採用しまして今後その運営に当たりましても、そのような方の意見等をいただきながら運営のほうに当たっていききたいと、そのように考えております。

これまでの、そして平須地区の住民との関わりというようなところですが、これまでも自然の里の運営面等におきまして、ご協力をいただいているというようなことは聞いております。具体的にどういうことをやってきたかというところはちょっと具体的に把握していませんので、申し訳ありませんが常任委員会の席上でまたご説明させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

柿島君。

○4番議員（柿島良行君）

やはりこういう計画を立てていく上において文書にするだけでなく、やはりそのへんの具体的な、今までの部分を十分参考にしながらやっていかなければならないと思っておりますけれども、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それからもう1点、質問させていただきますけれども、最終的に自主運営ができる体制を構築するということをございますけれども、私も何回かそこをちょっと行かせてもらいましたけれども上の施設は体育館もあり宿泊施設等もあり非常に整っていると思うんですけれども、これを将来的に自主運営できるような体制を構築していくまでもっていくために、そこまで行き着く道路関係が非常に私自身、行くときに不安を持ちながら入っていくときがあるんですけれども、こういう計画をするときにその下の道路関係については全然、検討しないで上の施設の活用だけを検討されているのかどうか、その点だけ1点お聞きします。

○議長（野島俊博君）

柿島観光課長。

○観光課長（柿島利巳君）

自然の里への道路環境ですが今現在も車とか、もちろん坂ではありますがマイクロバスぐら
いは通れるような状況ではあります。今後、必要ということであれば、またその道路等の改修
等の検討もしなければならぬと考えます。

以上です。

○議長（野島俊博君）

議事の途中ですが、ここで暫時休憩とします。

再開は10時20分です。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時20分

○議長（野島俊博君）

それでは議事を再開いたします。

議案第78号につきまして、質疑はございますか。

（なし）

質疑がないので、ここで笠井総務課長より発言の申し出がありましたのでこれを許可します。
笠井総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

先ほど、深澤議員さんのご質問に対してお答えをさせていただきたいと思えます。

水道課から総務課のほうに1名の職員が休職に伴いまして異動になった日付はというご質問
だったわけですが、6月27日から12月31日までの間ということでございます。

以上です。ありがとうございました。

○議長（野島俊博君）

もう1点、柿島観光課長より発言の申し出がありましたのでこれを許可します。

柿島観光課長。

○観光課長（柿島利巳君）

先ほど柿島議員より青少年自然の里の中の質問ですが、平須地区住民との関わりというよう
なところなんです、これまで地元の方に管理組合等をつくっていただいて清掃作業等をお願
いしていただいたというような経過があります。それからそば打ち体験とか正月飾り等のとき
にご指導をいただいてきたというような経過がございます。

以上です。

○議長（野島俊博君）

以上で議案第78号の質疑を終わります。

日程第8 議案第79号 平成28年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題
とします。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第79号の質疑を終わります。

日程第9 議案第80号 平成28年度身延町介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

質疑はありませんか。

(なし)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第80号の質疑を終わります。

日程第10 議案第81号 平成28年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

質疑はありませんか。

(なし)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第81号の質疑を終わります。

日程第11 議案第82号 平成28年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

質疑はありませんか。

(なし)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第82号の質疑を終わります。

日程第12 議案第83号 平成28年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

質疑はありませんか。

(なし)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第83号の質疑を終わります。

以上で質疑を終わります。

お手元に配布しました議案付託表のとおり決算審査特別委員会および各常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、付託表のとおり決算審査特別委員会および各常任委員会に付託します。ご審議をよろしくお願いいたします。

ここで政策室長から発言の申し出がありましたので、これを許可します。

佐野政策室長。

○政策室長(佐野文昭君)

先ほどの総合計画の条例のところ、芦澤議員のほうからおっしゃられましたことにつきまして、ちょっと訂正をさせていただきたいと思います。

総合計画審議会条例の中の第1条、設置というところで地方自治法第138条の4第3項の規定に基づきということを書いてありますが、地方自治法第138条の4第3項につきましては、議員必携のほうには載っていないということでしたが、議員必携のほうは省略をされているということで、私のほうも勉強不足で大変、申し訳なかったんですが、この第138条の4は委員会委員の設置という項目で、これがないと委員会委員の設置ができないということで、これはありますということでこのまま条例のほうは改正せず使わせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（野島俊博君）

以上で本日の日程はすべて終了しました。

これをもちまして、本日は散会とします。

大変ご苦労さまでした。

○議会事務局長（佐野勇夫君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

お疲れさまでした。

散会 午前10時26分

平成 2 8 年

第 3 回身延町議会定例会

9 月 1 2 日

平成28年第3回身延町議会定例会（4日目）

平成28年9月12日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 諸般の報告
日程第2 委員長報告
日程第3 認定第1号 平成27年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について
日程第4 議案第74号 身延町総合計画条例の制定について
日程第5 議案第75号 身延町税条例の一部を改正する条例について
日程第6 議案第76号 身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程第7 議案第77号 身延町下水道条例及び身延町農業集落排水施設等条例の一部を改正する条例について
日程第8 議案第78号 平成28年度身延町一般会計補正予算（第3号）
日程第9 議案第79号 平成28年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第10 議案第80号 平成28年度身延町介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第11 議案第81号 平成28年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第12 議案第82号 平成28年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第2号）
日程第13 議案第83号 平成28年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第14 請願第1号 請願書
日程第15 請願第2号 教職員定数改善、義務教育国庫負担制度拡充を図るための請願書
日程第16 委員会の閉会中の継続調査について
追加日程第1 発議第1号 教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書（案）
追加日程第2 山梨県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

2.出席議員は次のとおりである。(14名)

1番	赤池	朗	2番	田中	一泰
3番	広島	法明	4番	柿島	良行
5番	芦澤	健拓	6番	松浦	隆
7番	河井	淳	8番	福與	三郎
9番	草間	天	10番	川口	福三
11番	渡辺	文子	12番	伊藤	文雄
13番	深澤	勝	14番	野島	俊博

3.欠席議員は次のとおりである。

なし

4.地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(20人)

町	長	望月仁司	教	育	長	鈴木高吉				
総務課	長	笠井祥一	会	計	管	理	者	竹ノ内強		
政策室	長	佐野文昭	財	政	課	長	村野浩人			
税務課	長	佐野和紀	町	民	課	長	熊谷司			
福祉保健課	長	穂坂桂吾	観	光	課	長	柿島利巳			
子育て支援課	長	望月由香里	産	業	課	長	遠藤基			
建設課	長	水上武正	土	地	対	策	課	長	埜村公文	
水道課	長	望月真人	環	境	下	水	道	課	長	羽賀勝之
下部支所	長	佐藤成人	身	延	支	所	長	佐野昌三		
学校教育課	長	笠井喜孝	生	涯	学	習	課	長	高野博邦	

5.職務のため議場に出席した者の職氏名(2人)

議会事務局長 佐野勇夫
録音係 大村隆

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（佐野勇夫君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（野島俊博君）

本日は大変ご苦労さまです。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第4号により執り行います。

日程第1 諸般の報告を行います。

本日の説明員として地方自治法第121条の規定に基づき、出席通知のありました者の職氏名につきましては先の会議で一覧表として配布したとおりです。

なお本日は意見書案1件、山梨県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙が追加案件となっています。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 委員長報告を行います。

認定第1号は決算審査特別委員会に付託しましたので、委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長 広島法明君、登壇してください。

広島君。

○決算審査特別委員長（広島法明君）

それでは決算審査特別委員会の委員長報告をさせていただきます。

（以下、決算審査特別委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（野島俊博君）

以上で決算審査特別委員長の報告が終わりました。

委員長はその場でお待ちください。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で決算審査特別委員会の審査報告に対する質疑を終わります。

引き続き議案第74号、議案第75号、議案第76号、議案第77号、議案第78号、議案第82号および議案第83号は総務産業建設常任委員会に付託しましたので、委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員会委員長、広島法明君。

○総務産業建設常任委員長（広島法明君）

それでは総務産業建設常任委員会の委員長報告をさせていただきます。

(以下、総務産業建設常任委員会報告書の朗読につき省略)

○議長(野島俊博君)

以上で総務産業建設常任委員会委員長の報告が終わりました。

委員長はその場でお待ちください。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

芦澤君。

○5番議員(芦澤健拓君)

今、一般会計補正予算の修正(案)ということで提示されておりますけども、私の経験から申し上げますと、こういうふうな一部修正によって補正予算が成立したというそういう事例は旧町時代から含めてあるでしょうか、その点について行政経験の豊富な委員長にお伺いします。

○総務産業建設常任委員長(広島法明君)

委員長報告に対する質疑は、この質疑の内容かどうかということですよ。質疑というか、質疑過程がどうかということです。質問が。委員長への質疑は、この付託された内容についてどういった形で審議されましたかという質疑だと思います。

参考ですけど、先ほどの芦澤議員の質問につきましては、はっきりと記憶にありません。

以上です。

○議長(野島俊博君)

他に質疑はございますか。

(なし)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で総務産業建設常任委員会の審査報告に対する質疑を終わります。

広島委員長は自席にお戻りください。

次に教育厚生常任委員会に付託しました議案第79号、議案第80号、議案第81号について委員長の報告を求めます。

教育厚生常任委員会委員長 田中一泰君、登壇してください。

田中君。

○教育厚生常任委員長(田中一泰君)

教育厚生常任委員会審査結果の報告をいたします。

(以下、教育厚生常任委員会報告書の朗読につき省略)

○議長(野島俊博君)

以上で議案第79号、議案第80号、議案第81号について委員長の報告が終わりました。

委員長はその場でお待ちください。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

川口君。

○10番議員(川口福三君)

この付託議案の説明の中で、以上、付託された議案についてというところが私は原案についてと聞き取ったんですが、私の聞き取りが違ったのかどうか伺います。

○議長（野島俊博君）

田中君。

○教育厚生常任委員長（田中一泰君）

今言われたように付託された議案についてになります。

○議長（野島俊博君）

他に質疑はございますか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第79号、議案第80号、議案第81号についての審査報告に対する質疑を終わります。

引き続き、継続審査の請願第1号および請願第2号についての委員長の報告を求めます。

教育厚生常任委員会委員長 田中一泰君。

田中君。

○教育厚生常任委員長（田中一泰君）

教育厚生常任委員会に付託されました請願審査について報告いたします。

（以下、教育厚生常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（野島俊博君）

田中委員長、請願審査報告書の中で受理番号第1号 付託年月日 平成27年6月7日を平成28年ということに訂正をしていただきたい。

○教育厚生常任委員長（田中一泰君）

すみません、訂正があります。

受理番号第1号の付託年月日ですけれども、平成27年6月7日と言いましたけども、これは平成28年6月7日に訂正をお願いいたします。

もう一度言います。

付託年月日 平成27年6月7日を平成28年6月7日に訂正いたします。

○議長（野島俊博君）

よろしいでしょうか。

これは請願審査報告書 受理番号第1号 平成27年6月7日と書いたのは、これはこちらの間違いでございますので、平成28年6月7日に訂正をしていただきたいということでございます。誠に申し訳ございませんでした。

以上で請願第1号および請願第2号について委員長の報告が終わりました。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で請願第1号および請願第2号についての審査報告に対する質疑を終わります。

田中委員長は自席にお戻りください。

これから日程に従い討論・採決を行います。

日程第3 認定第1号 平成27年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定についての
討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

渡辺さん。

○11番議員（渡辺文子君）

認定第1号 平成27年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について反対討論
をいたします。

一般会計。

10款教育費、3項中学校費、身延中学校大規模改修工事に関わる決算、スクールバス3台
購入した決算には反対をいたします。

この教育費の決算は、学校統廃合計画で身延中学校1中にしたためのものです。身延中学校
が一番古いが十分使えると説明し、大規模改修工事をするとの説明もありませんでした。また
スクールバスについては恒常的に補助席を使わなくてはならないなど、子どもたちの安全を考
えているとは思えません。

特別会計。

介護保険特別会計決算認定について。

平成27年に介護保険料の値上げをし、年金から天引きできない普通徴収の方の滞納で不納
欠損額、収入未済額も増えています。さまざまな困難を抱える利用者や介護現場に寄り添った
改革でなく、保険財政の事情を何より優先させた改革が高齢者や介護現場に混乱を引き起こし
ています。そんな中で町の担当や現場の皆さんは献身的に努力をしてくれています。今、国が
進めているこの介護保険の制度では安心して介護を受けることができません。

後期高齢者医療特別会計決算認定について。

わずかな年金しかもらえない人や無年金の人などを含め、75歳以上の全員から保険料を取
り、改定ごとに保険料が上がっていく仕組みの後期高齢者医療制度です。75歳以上の人口と
医療費が増えれば増えるほど、保険料が跳ね上げることとなります。

今年の決算では普通徴収の方の滞納で30人の不納欠損があり収入未済もあります。長生き
した人たちにつらい思いをさせる医療制度はすべての世代にとって不幸です。

問題だらけの差別的なこの制度を廃止し、以前の老人保健制度に戻すべきです。

○議長（野島俊博君）

次に原案に賛成者の発言を許します。

柿島君。

○4番議員（柿島良行君）

認定第1号について、賛成の立場で討論をいたします。

身延中学校の改修工事の討論がございましたけれども、以前の議会におきまして身延中学校
が改修して使用するということが議決され、なおかつ平成27年3月の予算の中でこの改修に
ついて予算化を承認されているものでありまして、決算認定の中でこの使い道、適正に決めら
れた身延中学校の改修工事に使われているものでありますので、これについては適切である
ということで賛成します。

なお介護保険、後期高齢者医療特別会計につきましても国の制度の問題であり、決算の認定

の中で言及すべき性質のものではないと思います。この特別会計につきましても執行部は予算に基づいて真摯に執行されたものであり、原案のとおり賛成をするものであります。

以上です。

○議長（野島俊博君）

次に反対討論はありませんか。

（ な し ）

反対討論がないので、討論を終わります。

これから認定第1号 平成27年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。

認定第1号に対する委員長の報告は、認定とするものです。

委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

挙手多数であります。

よって、認定第1号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第4 議案第74号 身延町総合計画条例の制定についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

議案第74号 身延町総合計画条例制定に対する反対討論を行います。

平成23年5月の地方自治法改正により、第2条第4項が廃止されました。この第4項には市町村はその事務を処理するにあたっては、議会の議決を経て、その地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに則して行うようにしなければならないと定められておりました。

本町では平成19年に第1次身延町総合計画前期基本計画が制定され、この自治法改正が行われた平成23年にはその後期計画が策定されております。つまり法律の改正直後に後期計画が策定されているわけです。

また先月、8月には第2次総合計画というものが総合計画審議会に提案されております。今回の条例制定の提案理由には総合計画の重要性を踏まえ、その明確な位置づけ、策定に関わる手続き等について条例で定める必要が生じた。これがこの議案を提出する理由であるとありますが、今回初めて条例制定する必要が生じたというのは事実と異なると思われるので反対いたします。

以上です。

○議長（野島俊博君）

次に原案に賛成者の発言を許します。

（ な し ）

討論がないので、討論を終わります。

これから議案第74号 身延町総合計画条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

議案第74号に対する委員長の報告は、可決とするものです。
委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。
(挙 手 多 数)
挙手多数です。
よって、議案第74号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第75号 身延町税条例の一部を改正する条例についての討論を行います。
まず原案に反対者の発言を許します。
討論はありますか。
(な し)
討論がないので、討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第75号 身延町税条例の一部を改正する条例についてを採決します。
お諮りします。
議案第75号に対する委員長の報告は、可決とするものです。
委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。
(挙 手 全 員)
挙手全員であります。
よって、議案第75号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第76号 身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての討論を行います。
まず原案に反対者の発言を許します。
討論はありますか。
(な し)
討論がないので、討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第76号 身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。
お諮りします。
議案第76号に対する委員長の報告は、可決とするものです。
委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。
(挙 手 全 員)
挙手全員であります。
よって、議案第76号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第77号 身延町下水道条例及び身延町農業集落排水施設等条例の一部を改正する条例についての討論を行います。
まず原案に反対者の発言を許します。
深澤君。

○13番議員（深澤勝君）

議案第77号 下水道及び農業集落排水の使用料金の値上げに関する条例改定に反対討論を行います。

下水道審議会において精力的な審議をなされ、その内容は大変重要であると理解をするところであります。しかしながら多くの町民の声を耳にしております。生活費を省いて無理して排水設備工事をし、上水道と下水道料金を支払っているが隣近所の家庭の中には下水に接続せずに水道料だけの支払いで大変不公平である。さらに生活排水と、生活環境の悪影響を及ぼしているとの声があちこちで聞こえてくる状況であります。

特に処理区内において下水に接続していない世帯が1,064戸。さらには27年度末で約270万円の多額の未収金が発生している状況から、町民の理解は得られないと思うわけでございます。

したがって、加入促進と未収金回収にさらに強力に進めることが先決であることを申し上げ、反対討論といたします。

○議長（野島俊博君）

次に原案に賛成者の発言を許します。

討論はありますか。

（ な し ）

討論がないので、討論を終わります。

これから議案第77号 身延町下水道条例及び身延町農業集落排水施設等条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

議案第77号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

挙手多数であります。

よって、議案第77号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第78号 平成28年度身延町一般会計補正予算（第3号）および修正（案）の討論を行います。

原案には修正（案）がありますので、先に原案賛成者の発言を許します。

この原案賛成は、一般会計補正予算のすべてに賛成のものでございます。

討論はありますか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

次に原案および修正（案）反対者の発言を許します。

反対討論はありますか。

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

議案第78号 平成28年度身延町一般会計補正予算（第3号）に対する反対討論を行います。

第1点は補正予算、11ページ、歳出、2款1項9目まち・ひと・しごと創生事業、第13節委託料の青少年自然の里改修工事実施設計業務324万円に対してでございます。

同僚議員から補正予算の修正(案)が提出されておりますけれども、私は補正予算案全体に対して異議がありますので、その旨の反対討論を行います。

修正(案)の提案者も触れておりますけれども、この改修工事の前提には青少年自然の里、まち・ひと・しごと創生総合戦略の一環として、一般利用者への宿泊施設への利用方針を転換するという計画がすでに決定されているかのごとき説明がなされておりましたけれども、議会はそのような計画については一切、聞かされておりました。計画を認定したという事実もないはずで、総合戦略の策定会議においてさえ、このような計画は示されておりました。にもかかわらず、このような改修工事を行うために設計業務を予算に盛り込むことは議会軽視、町民無視であるとしか考えられませんので反対いたします。

第2点は、同じ款項目の第15節工事請負費のしだれ桜苗木植栽工事費3,500万円についてです。

6月議会でしだれ桜の里づくり事業として2千万円の追加補正が決まりました。内容は産業課が富士川クラフトパーク サバイバルの森の支障木の伐採、伐根、整地、植栽を行うというものでした。この事業そのものは本町の魅力づくりの一環として大変有意義なものであると評価しておりますけれども、事業計画の説明の中で平成28年度植栽の1千本はクラウドファンディングを利用するとされていることにいくつか疑問の点がありますので、その理由を述べ反対討論いたします。

その1つは金額であります。質疑の中でも申し上げましたがクラウド、つまり一般大衆に資金を募ると意味のクラウドファンディングでございますので1口1万2千円を615口、3万円を84口、5万円を2口というのはあまりにも高額に過ぎるのではないかと懸念がございます。このように金額を限定的に設定する根拠について、観光課長からは特に説明がありませんでした。少額の資金を大勢の人たちに募ると意味のクラウドファンディングでございますので、その趣旨にもとめるのではないかと考えます。

またこのクラウドファンディングの実施期間が設定されていないこと、株式会社パルコへの支払い契約等にも疑問がございます。いつからいつまでに1千万円を集めるのか。株式会社パルコへは20%を支払うという契約だそうですが、その20%は集められた1千万円から支払うのか。集められなければ全額を返還するということを述べておられますけれども、その場合のパルコへの支払いがどうなるのか。これらいくつかの疑問は一切、解決しておりません。自治体がこのような先の見えないような計画を実行してよいのかという点にも疑問がございます。

このように疑問ばかりのこのクラウドファンディングによる資金集めには賛成できませんので反対いたします。

「常葉・栃代の清流のせせらぎの歌 ともにして」というのはわが母校、この3月に閉校されました下部中学校の校歌です。また「明日ゆうべに慕い寄るせせらぎ歌う三沢川」というのは久那土中学校の校歌の一節であります。ことほどさように校歌にはその学校が囲まれている地形、著名な山や川、それから文化などが歌い込まれているものが多いということはお存じのとおりであります。

予算案15ページの10款1項1目教育委員会費の8節報償費中、身延中学校校歌制作謝礼の4万6千円につきましては、佐野さんと山田さんというお二人に制作を依頼するというこ

とですが、この校歌の歌詞の中に現在の身延町中学校の周辺の地形や地名などが織り込まれることは容易に想像できることであります。

現在、学校建設検討委員会の答申も出されていない中で校歌の制定だけを急ぐ理由は为什么呢。今までも町や学校教育課はさまざまな既成事実の積み重ねで学校統廃合を進めてまいりましたが、まだ学校建設についての方向性も出されていないような段階で校歌を制定することは今後の建設検討委員会の展開を左右することになるということもありますので、この予算に反対いたします。

以上です。

○議長（野島俊博君）

次に先ほど原案に反対の討論がありましたので、原案賛成者の発言を許します。

この原案賛成は先ほどの原案賛成と同じで、一般会計補正予算すべてに賛成するものの賛成討論でございます。

賛成討論はありますか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

次に修正（案）賛成の討論ですが、先に修正（案）に対する反対討論がないのでこれで討論を終わります。

続きまして修正（案）に反対討論がありましたので、修正（案）に賛成の発言を許します。

修正（案）に賛成討論はありますか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これから議案第78号 平成28年度身延町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

議案第78号に対する委員長の報告は、別紙のとおり修正議決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

挙手多数であります。

よって、議案第78号に対する修正（案）は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く議案第78号を採決します。

お諮りします。

修正議決した部分を除く部分については、原案のとおり決定することに賛成する諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

挙手多数であります。

よって、修正議決した部分を除く部分については原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第79号 平成28年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありますか。

(な し)

討論がないので、討論を終わります。

これから議案第79号 平成28年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。

議案第79号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第79号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第80号 平成28年度身延町介護保険特別会計補正予算(第2号)の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありますか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第80号 平成28年度身延町介護保険特別会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。

議案第80号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第80号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第81号 平成28年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありますか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これから議案第81号 平成28年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。

議案第81号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第81号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第12 議案第82号 平成28年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第2号)の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありますか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第82号 平成28年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。

議案第82号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第82号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第13 議案第83号 平成28年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第2号)の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありますか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第83号 平成28年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。

議案第83号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第83号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第14 請願第1号 請願書に対する委員長の報告は継続審査となりました。

委員長の報告のとおり継続審査とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、請願第1号は委員長の報告のとおり継続審査とすることに決定しました。

日程第15 請願第2号 教職員定数改善、義務教育国庫負担制度拡充を図るための請願書の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありますか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから請願第2号 教職員定数改善、義務教育国庫負担制度拡充を図るための請願書を採決します。

お諮りします。

請願第2号に対する委員長の報告は採決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、請願第2号は委員長の報告のとおり採決とすることに決定しました。

日程第16 委員会の閉会中の継続調査について。

総務産業建設常任委員長、教育厚生常任委員長、議会運営委員長、まちづくり検討特別委員長、議会広報編集委員長から委員会において調査中の事件について会議規則第75条の規定によりお手元に配布した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしの声がありました。

異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。

本日、意見書案1件、山梨県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙が追加案件となっております。

この案件を本日の日程に追加することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしの声がありました。

異議なしと認めます。

よって、追加案件は本日の日程に追加することに決定しました。

追加日程第1 発議第1号 教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書(案)についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

福與三郎君、登壇してください。

福與君。

○8番議員（福與三郎君）

それでは議長のお許しをいただきましたので、発議第1号を提出させていただきます。

発議第1号

平成28年9月12日

身延町議会議長 野島俊博殿

提出者

身延町議会議員 福與三郎

賛成者

身延町議会議員 田中一泰

〃 赤池 朗

教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書（案）

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項および第2項の規定により提出します。

提案理由でありますけれども、義務教育の教育環境を改善するため教職員定数改善の推進、義務教育費国庫負担制度の堅持と国庫負担割合の見直し、教育格差を解消するために教育予算の拡充を図ること等の意見書を政府関係機関に対し提出する。

これが提案する理由であります。

教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書（案）でございます。

さまざまな要求が子どもたちや学校現場に押し寄せています。新しい学習指導要領等により授業時数や指導内容が増加しています。また暴力行為や不登校、いじめ等、生徒指導面の課題が深刻化し、障がいのある児童生徒や日本語指導等、特別な支援を必要とする子どもが顕著に増えています。

しかし、第7次教職員定数改善計画の完成後10年もの間、国による改善計画のない状況が続いています。日本はOECD諸国に比べて1学級当たり児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多い状況があります。一人ひとりの子どもたちにもきめ細やかに対応したり、教職員が心身ともに健康を維持して教育活動に携わったりなど、子どもたちの学びの質を高めるための教育環境の実現のためには、定数改善や少人数学級推進は不可欠です。また自治体が見通しを持って安定的に教職員を配置するためには、国段階での国庫負担に裏付けされた定数改善計画の策定が必要であります。

本県では「未来を拓くやまなしづくり」を県政教育の基本に据え、はぐくみプランの維持拡充など学校教育の充実を図る施策を積極的に展開していただいています。公立小中学校に導入されているはぐくみプランでは、少人数学級でのより行き届いた教育を行うことができます。

義務教育費国庫負担制度については、三位一体改革の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫するとともに非正規雇用者の増大などに見られるように教育条件格差が生じています。国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。しかし教育予算についてGDPに占める教育費の割合はOECD加盟国（34カ国）の中で日本は最下位となっています。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要です。未来への

先行投資として子どもや若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出からの雇用・就業の拡大につなげる必要があります。こうした観点から、政府においてはぜひとも以下の事項を実施するよう要望します。

記

1. 子どもたちの教育環境改善のために計画的な教職員定数改善を推進すること。

1. 教育の機会均等等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国庫負担割合を2分の1に復元すること。

1. 教育条件の格差解消を図るため、地方交付税を含む国における教育予算を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先におきましては内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣であります。

以上、意見書(案)を提出いたします。

○議長(野島俊博君)

ちょっとお待ちください。

福與議員、上から12行目ですけども、本県でもと書いてあるのを本県ではというようなことを言いましたので、訂正をひとつしておいていただきたいと思います。

そして18行目ですね、18行目は見られるように教育条件格差もと書いてあるものを、がということで、生じていますとお読みになりましたので、そこも訂正をしておいていただきたいと思います。

○8番議員(福與三郎君)

分かりました。

○議長(野島俊博君)

これから発議第1号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上をもって、発議第1号の質疑を終わります。

福與三郎君は自席にお戻りください。

これから発議第1号の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありますか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第1号 教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書(案)についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、発議第1号は原案のとおり可決することに決定しました。

追加日程第2 山梨県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてであります。

山梨県後期高齢者医療広域連合議会議員 川口福三君より平成28年8月29日付けで連合会議長宛てに辞職願が提出され、欠員となっております。

お諮りします。

この選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしの声をいただきました。

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと言葉をいただきました。

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

山梨県後期高齢者医療広域連合議会議員については、河井淳君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名した河井淳君を当選人と定めることにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしの声がありました。

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました河井淳君が当選いたしました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件はすべて議了しました。

ここで望月町長からあいさつの申し出がありましたので、これを許します。

望月町長。

○町長(望月仁司君)

皆さん、大変お疲れさまでございました。

ご案内のとおり本定例会は9月1日に開会をし今日までの12日間、野島議長のもと私どもが提案いたしました12件の議案につきまして真摯にご審議をいただきご認定・ご可決をいただく中で閉会を迎えることができました。議員の皆さんの協力に敬意と御礼を申し上げます。ありがとうございます。

本議会で議決をいただきました平成28年度補正予算の執行につきましては、職員ともども知恵を出し合って最善を尽くしてまいりますので、よろしくご指導をいただきたいと思います。

本定例会は私が町長として臨むことのできる最後の定例会でありました。私が提唱しております理想の町、「住んでよし 訪ねてもよし おらが身延(まち)」や私が町長就任の際、町民の皆さんにお約束を申し上げたことと議員の皆さんが町や町民を思う心が合致する中で議員

の皆さんの絶大なご協力をいただき、100%に近い実績をあげることができたと自負をし、達成感を感じることができたことも、私のように力不足の町長でしたが町民を思う議員の皆さんの心が私にご指導・ご協力をいただいた賜物であります。衷心より感謝を申し上げたいと存じます。ありがとうございました。

定例会での皆さんとお付き合いはこれが最後ですが、私は話は下手くそであります。そして顔も悪く口も悪く笑顔もない力もない男でしたが、8年間、議員の皆さんにはご指導、お付き合いをいただきましたことに重ねて感謝を申し上げます。ありがとうございました。

さらに今定例会では議案第78号につきまして、内容を真摯にご検討していただく中で修正(案)を提出、これを可決していただきました。私どももこれを重く受け止め、今後の行政運営に生かしてまいりたいと存じます。ありがとうございました。

議員の皆さんには健康には十分ご留意をいただき、住民のために今まで同様ご活躍をいただけますことをお願いし、閉会のあいさつとさせていただきます。

今後もぜひ、一町民になりますけれどもご協力・ご指導を今まで同様をお願いを申し上げ定例会の最後のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長(野島俊博君)

町長のあいさつが終わりました。

会議規則第7条の規定によって閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしの声があがりました。

異議なしと認めます。

よって、本定例会はこれで閉会することに決定しました。

会期12日間、議員各位には慎重に審議をしていただき、無事閉会を迎えることができましたことに深く感謝申し上げます。

今後もまちづくりについて、議員自ら研鑽を積み多くの課題を検討し取り組んでまいりたいと思っております。

身延町を愛する気持ち、身延町の将来を考える気持ちは全町民が同じであると考えます。身延町を全国に誇れる町にするために議会と町が同じ目標に向かって進んでまいりたいと思っております。

町長をはじめ執行部の皆さまには、今後も町の活性化を推進するためにご協力を賜りますようお願い申し上げます。平成28年第3回身延町議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

○議会事務局長(佐野勇夫君)

相互にあいさつを交わし終わります。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

お疲れさまでした。

閉会 午前10時15分

上記会議の経過は、委託先（株）東洋インターフェイス代表取締役薬袋東洋男が録音テープから要約し、議会事務局長佐野勇夫が校正したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、議長により署名する。

議 長

署 名 議 員

同 上

同 上